

第六十二回 参議院社会労働委員会會議録第三十五号

昭和四十四年七月二十七日(日曜日)
午前十時二十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 吉田忠三郎君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
大橋 和孝君
上林繁次郎君

委員 鬼丸 勝之君
黒木 利克君
高田 浩運君
中山 太郎君
矢野 登君
山崎 五郎君
山下 春江君
山本 杉君
横山 フク君
上田 哲君
小野 明君
中村 英男君
藤原 道子君
渋谷 邦彦君
中沢伊登子君

委員以外の議員 渡辺 武君
衆議院議員 議員
修正案提出者 渋谷 直藏君
修正案提出者 谷垣 專一君
国務大臣 厚生 大臣 斎藤 昇君

政府委員

内閣法制次長	吉國 一郎君
大蔵政務次官	沢田 一精君
厚生大臣官房長	戸澤 政方君
厚生省公衆衛生局長	村中 俊明君
厚生省環境衛生局長	金光 克己君
厚生省医務局長	松尾 正雄君
厚生省業務局長	坂元貞一郎君
厚生省社会局長	今村 讓君
厚生省児童家庭局長	渥美 節夫君
厚生省保険局長	梅本 純正君
社会保険庁医療保険部長	加藤 威二君
労働省婦人少年局長	高橋 展子君
事務局側	
事務 総長	宮坂 完孝君
常任委員会専門員	中原 武夫君
法制局側	
法制局長	今枝 常男君
衆議院法制局側	
法制局長	三浦 義男君

本日の會議に付した案件

○健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから社会労働健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑

を行ないます。

御質疑のある方の発言を求めます。

○小野明君 昨日は、提案者の谷垣君に対する質問があったわけでありましたが、谷垣君の答弁によりますと、まことにこの修正案が合法的に、しかもスムーズに議決をされたというふうについてお聞きをさせていただきます。私にはそれと聞いていると、仄聞してあります状況とはかなり違っている。何か天井から降ってきたから、手にとってみると、それが何やら修正案とおぼしきものであった、そういうふうな状態である。あるいはだれだれが入っているかということも、これはあなたの答弁でも、本會議における答弁では明確でないわけですから、この問題について、内容は、後刻、同僚議員が質問いたしますから、まずそのときにおられた議員はだれだれであるのか、それをひとつ説明していただきたい。もし、説明ができなければ、後刻資料として提出してもらいたいと思うのですが、包み隠しなく、正直に実態をひとつ述べてもらいたいと思います。

○衆議院議員(谷垣專一君) 小野先生にお答えをいたします。

昨日、大橋先生の御質問にお答えをいたしましたわけですが、昨日お答えをいたしましたように、衆議院の社労委員会が行なわれた十日の状況は、先ほど申し上げましたように、午後四時過ぎから衆議院の第三委員会室は、野党諸君が六、七十名程度ずっと委員会の席を占拠されておられるような状況であったわけでございます。したがって、八時過ぎに委員会が開会されましたときには、昨日お答えを申し上げましたように、委員長が委員長席に着くということではできない状況でございました。つまり、正常の状況ではないことは事実でございます。したがって、諸般の採決、

議決等が合法的に行なわれましたことは事実でございますが、正常な状況とはやや異なった状況であったということを昨日お答え申し上げたわけでございます。この順序等は、ここまでの程度申し上げたいのか存じませんが、だれが出席してどうこうというふうな御質問でございますが、これの人名その他は、後刻必要がございますれば、資料でお届けできるかと思っております。

なお、そういう状況でございますので、私の提案理由の説明その他は所定のとおりに行なわれたわけでございますが、先ほどおことばにございました、天井からどうこうということとは、これはそれぞれ配付をいたしましたのでございますが、ただ、その際に少し乱暴な配付のしかたがあったかということにつきましては、いろいろ御議論があるかと思っておりますけれども、そういう事情でございますので、その点は御了承をお願いいたします。かように考えておる次第でございます。

○小野明君 そのときだれがおったかという名前くらいは、あなたは議決をしたというのですから、覚えておられなければならぬ。その問題は、衆議院でもいろいろ質問があったようです。ただ、これはあまり時間をとりたくありません。ですから後刻、だれだれが出席をしておったという資料を出してもらいたい。

この修正案について、財政効果というのは、どういうことになるわけですか。

○衆議院議員(谷垣專一君) 今度の修正案で、政府原案と異なっております点は、一つは、財政収支のほうから申し上げますと、お産等の分べん給付の改善をいたしましたものの、その裏づけと申しますか、これが千分の一原案では料率が上がっておりますが、修正案では、その千分の一を引き上げるといふのは取りやめにいたしました。原案よりもその点がマイナスに

なつておる、こういうことになるわけでございます。

それから薬剤の、薬代の一部負担というものを今度は削除いたしておりますので、これを取りやめております。原案より取り除いております。

そこで、これらの点によりますところの財政見込みの収入減と申しますか、ということでございますが、およそ千分の一の減によりまして三十億のマイナスになると思います。

それから、例の薬剤の一部負担を取りやめにしたから、これが三十一億程度になろうかと思っています。

さように考えてみますというのと、政府原案でも、ことしのマイナス分は二十七億という予想をいたしておりますので、これでほぼ全体を合わせますというのと、九十一億のマイナス要因がある。原案よりは六十四億の、修正によりまして、マイナス要因が出てきておる、こういうことになろうかと思えます。

○小野明君　そこで、厚生大臣にお伺いをしたい
んであります。いままで政府が長年月準備をして
まいりまして、きょうういただいておる法律案参考
資料、あるいはその他の資料によりまして、政府
案で最低二十七億という赤字措置のためにこの特
例法を延長をするんだというのが理由である。と
ころが、今度修正案で、いまの提案者によりまし
と、九十一億、これが最低の赤字である、こうい
うことを言われた。この修正案によって出る結果
というのはこういうものだ、政府が長い間準備
をされて二十七億にしたい、修正案はこれだと、
一体、われわれはどっちをとればいいのかわから
ぬ。どう見れば、この保険財政という当面の臨時
措置というものが救えるのか見当がつかぬようにな
っているんですが、大臣は、この修正案をはた
してどのように見られておるのか、御見解を伺い
たい。

○国務大臣(斎藤寅君) 政府といたしましては、特例法のさらに二カ年延長をお願いしても、なおかつ、二十七億の赤字が出ますけれども、これは

やむを得ない。もし二カ年間の延長をいたさないというになれば、約四百億以上の赤字が出るわけでありますから、したがって二カ年の延長はぜひいまままでおりで延長をしていただきたい。それでも二十七億出ますけれども、これはやむを得ませんということで原案を提案をいたしましたわけでございます。

そこで、衆議院におかれましては、いろいろ審議の状況その他にかんがみられて、いま御説明のあったような修正があつたわけです。そのために赤字が六十四億さらにふえるというわけでございますが、しかし、国会で御修正になれば、財政当局としてもやむを得ないだろうということで、もし、さようになればやむを得ませんと、修正のほうがよくしとは思いませんが、しかし、国会でおきめになればやむを得ませんというお答えをいたしておる次第でございます。

○小野明君 厚生大臣が自民党から押えつけられて、この際、あなたの抵抗が弱かったんじゃないかという結果が出ておるんじゃないかと、こう考へる。しかし、これに賛成しておるわけではないということですね。

そこで資料を拝見しておりますというところ、政府案によります試算の結果の資料というものは出ておりますけれども、修正案によります保険財政の試算というものが出されております。そこで、衆議院でも問題になっております、たとえばことしの春闘の結果一体どうなるんだ、標準報酬にもたらす影響あるいは保険財政にもたらす影響は一体どうなんだ、こういうものもあわせまして私も資料として提案をいただかないと審議することができぬわけです。政府案だけのものであつて、修正案を入れた場合にどうなるのだという試算の資料を何も出さなかつたのは、一体、どういう理由によるのか。それはすぐ私は用意をしてもいいと思うがどうなんですか。

○國務大臣(斎藤昇君) 御要望がございましたら、衆議院における修正案に基づいてどうなるか、あるいはまた春闘の結果保険料収入がどうなるか、

るかという資料は、私のほうからお出しをいたします。政府に御要望がございましたらお出しをいたします。

○小野明君 それはすぐ出してください。

（委員長（吉田忠三郎君） 厚生大臣 小野委員の
ほうから、資料を可及的すみやかに提出するよう
に求められておりますが、よろしいですね。

○國務大臣(斎藤昇君) 春闘の結果、昨年の十二

た保険料収入よりもどのくらいふえるであろうか、これはいろいろな推定が入りますけれども、衆議院のほうにおいて求められ、その中で、一

うございますが、あとでむしろ資料としてお出し
いたします。

○小野明君 澁谷君にお尋ねをいたします。あなたのほうは、修正案を出されておる。修正案ということばを使っておるわけですね。私は、これが

にたして、岡田、伊藤の修正案と言えるものかどうか、疑問を持っておるのです。新たな手続をもって本法を当たっておるわけですから、新たな手続をもってこれは衆参両院に提案をされるべき生各

ものではないか、こう考えるのです。というのは、澁谷君も御承知のように、法律案名は変わらない、ところが、中身は本法修正に移っておる、

こういう強引な、むちゃくちゃな修正のやり方、まことにこれはでたらめというか、違法の疑いさえ私はあるのではないかと思います。この修正案

なるものを讀んでおきますと臨時特例法ではない、本法ばかりを見なければならぬようになっておる。ことと思えばまたあちらというように、む

これを正当な修正案として見ておられるのか、その根拠は一体どうなのか、澁谷君にお尋ねいたします。

(衆議院議員 益谷直藏君) ただいまの御質問でございりますが、確かに修正としては、きわめて大幅な修正になっておることは事実でございます。

だけの大修正というものをやるに当たりましては、十分これが法律的に適法であるかどうかという点については、特に真重を期して検討をした。

たわけでございます。法制局とも十分相談をいたしまして、先例等も調べた上で、これは完全に舊法な修正であるという結論に立つて、この修正を行ったものであります。

○小野明君　澁谷君は大幅な修正と、大幅なという場合は、これは質は同じわけです。あなたは量の問題を言っておる。私が言っておるのは、完全にこれは質が変わってしまっておる。こういう修

て、修正案でございいますとまかり通る理由というの、は何なのか。あなたは、法制局とも打ち合わして、これが違法ではないと言われおるが、打ち合わせたことはわかるが、その理由は何なのか、それを説明してもらつたはずなのに。

○衆議院議員(渋谷直藏君) 理由といわれても、ちよつと私には了解できない。どういふ理由でやつたかということになりますと、この修正をやつた理由、法的な理由ではなくして、修正の中身についての考え方はどうか、こゝろ、この質問に

受け取ってよろしゅうございますか。

○小野明君 中身にも関連していただきますけれどもね。

○衆議院議員（澁谷直藏君） それでは、私、きのう同僚の谷垣議員からお答えいたしましたのでございますが、衆議院社会労働委員会における審議の

過程を通じて、この法律案についての問題点というものがかなり明瞭に浮き彫りになっていったわけでございます。一つは、今回の修正案

う保険料率千分の一の引き上げは、この際取りやめるべきであるということが一つ。

第二点といたしましては、いわゆる薬価の一部

負担というものを、むしろこれは抜本改正の際に、全体の制度の検討の中で再検討すべきではないかというような御意見が出てまいりまして、こ

さらに、今回の修正の一番大きな論点となりま
したのは、臨時特例法に入っておりまして千分の
七十という利率を、いわゆる本法のほうに規定す
ることに修正をしたということが第三点であるわ
けでございます。

この保険利率千分の一の引き上げを取りやめる
ということ、薬剤の一部負担を取りやめるとい
うこと、これは、大体会議の審議等を通じて一致
した結論に近いような形で出てまいったと思いま
す。それで、私どもは、抜本改正というものを、
今回は間に合わなかったのでございますが、どう
してもあと二年後には、いわゆる保険制度の抜本
改革案というものを国会に提出をしなければなら
ぬ。これは政府の責任でございますが、同時に、
与党のわれわれもいたしまして、これは重大な
政治責任を感じておるわけでございます。そうい
うことを考えてみますと、特にこの臨時特例法
を実施してまいりましたこの二年間における保険
の収支状況、財政状況というものを検討してみま
して、さらに抜本改革というものを展望した場合
に、千分の七十という保険利率は、少なくとも、
抜本改革を提案するさらに二年間というものを考
えた場合に、千分の七十という利率は、やはり最
低限度必要な利率である。このように私どもは判
断をいたしまして、今回のような修正をいたした
わけでございます。

○小野明君 若干質問の趣旨をあなた取り違えて
おられるように思います。特例法というのは、い
ま生きているんですか、死んでおるんですか、そ
れをお尋ねします。

○衆議院議員(澁谷直蔵君) 今回の修正によりま
して、特例法の二年間延長というものは、これは
取りやめることに修正をいたしましたので、八月
三十一日をもって現在の臨時特例法は廃案になる
ことに修正をいたしましたわけでございます。

○小野明君 そこで、修正とあなたは言われる。
何点か当たっておられるわけですね。修正の第一
は、薬剤の一部負担についてはこれを取りやめ
る、分べん給付の問題は別として、政管健保の料

率の問題、あるいは一時負担の問題、これあたり
はこの法律——臨時特例法というものは、八月三十
一日をもって失効するわけですね。ほううておいて
も失効するわけですね。八月三十一日で終わるの
に、なおかつ、それを修正をする。これは修正で
はないんじゃないか、修正する必要はないんじゃない
か、この点はどうか。

○衆議院議員(澁谷直蔵君) 御承知のように、今
回政府から提案されております改正法律案は、
この提案しております修正の法律案が成立しない
場合は、当然八月三十一日をもって失効する運命
にあるわけでございます。先ほど厚生大臣から答
弁がございましたように、千二百億をこえる累積
赤字の上に、この特例法が生きておりませんと、さ
らに単年度で四、五百億円の赤字が追加されるこ
とになる。したがって、当面、どうしてもやはり
この臨時特例の利率というものが保険財政という
観点からどうしても必要だということ、政府
は、さらに二年間ひきつぱり延長をしてみたいと
いうので、この法律案が提案されておるわけであ
ります。これはもう先生も御承知のとおりでござ
います。そして、この特例法の修正案が成立をいたし
ません場合は、当然現行の特例法は八月三十一日を
もって失効する、こういうことになっておりま
す。

○小野明君 そういうことはわかっておる。わ
かっておるから尋ねているんです。

そこで、これは澁谷君、谷垣君でもいいのだ
が、法制局長も見えておりますが、二年間たてば
失効をする、八月三十一日でいけば失効をする、
だからこの特例法はなくなる。何もあなたのほう
が修正せぬでもなくなるわけですね。そこで本法
を当たっておるわけですから、手続としては、む
しろ修正の趣旨としては、こういう修正点が何点
あるとかいうことをあげずに、本法修正としての
これは法律案として提出すべき性格のものではな
かったか。だから、修正案としては、これはきわ
めておかしい性格のものになるのではないかいとい
うことを申し上げておるのですが、法制局長は、

この法案は当たっているが合法的だというような
ことを裏づけをされておるようですが、その辺は
いかがですか。

○衆議院議員(谷垣一君) 御指摘のとおり、い
ろんな考え方があろうかと思えます。小野先生の
お考え、いま言われたことも、この本法に對しま
して修正する場合の一つの考え方であらうかと、
私も思います。ただ、政府が出しましたこの原案
は、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に關す
る法律等の一部を改正する法律という題名にあり
ますとおり、その内容は、いわゆる健康保険法の
臨時特例に關する一部改正部門と、それから健康
保険法の一部改正部門とそれから船員保険法の
一部改正部門と、附則はそれぞれございますが、
こういう原案そのものにもそういう三部門、それ
からあと附則と、こういう形になっておるわけで
して、いわば特例法だけの問題ではないわけでご
ざいます。したがって、これを修正でいき得
ることは法律的にはきわめてはつきりしている。
ただ、先生が言われるように、政治的にどうかとい
う取り扱いの問題は、これはいろいろ議論がある
ところだと思えます。けれども、法律的に見まし
て、これが修正でいき得ることは、これははつき
りしておるのであります。したがって、私たち
も、その点はこの特例法等の修正という形で修正
提案をいたしたわけでございます。

それから、なお審議の過程におきましていろいろ
議論が起きておりますし、審議以前から問題も
あるのですが、非常に臨時特例法そのものを廃案
にし、つまり期限の延長をやろうとしておる
ことは取りやめろという議論も強かったことも事
実でございますし、先生も御存じかと思えます。

修正をいたします場合に、そういう諸般の状況と
いうものをにらみ合はして考えてみますと、延長
の部門を取りやめろという、つまり健康保険特例
法の延長はけしからぬ、これを取りやめろという
議論を十分にそしやくして考えてみて、それをひ
とつ、それじゃ、なくしていいこうということにな
りますと、先ほど来、同僚の澁谷議員が申し上げ

ておりますように、非常に財政的欠陥というもの
が出てまいります。したがって、それを何らかの
形で欠陥を最小限度補なうやり方を考えていかな
ければならないということになりますので、した
がって、それが御指摘になっておりますような健
康保険法の本文の改正という形につけ加わって
いくということになったわけでございまして、これ
を修正いたします、何と申しますか、理由は、
先ほど来、澁谷議員から申し上げていることに尽
きるところですが、先生の御質問の中に、法律
的に見てこれをやることはどうかという御議論が
ございましたから、修正案を提案いたしました私
たちとしては、先生のおっしゃる通りに、こ
ういった全部廃案にして、特例法その他、健康保
險法その他も含めて政府の原案全部を廃案にし
てしまつて、そうしてあらためて健康保険法と船
員保険法の本文の修正だけで出してはどうかとい
う御意見、それも私は一つの考え方であらうと、
先ほど来申し上げておるように思ふのであります
けれども、ただ、こういうような政府原案が出さ
れて、しかも会期もなかなか切迫をしておる状況
の判断をいたしました場合に、政府の原案として
出してまいりましたものの修正案として提案する
ことは、何ら法律的にも違法なことでもない、正当
な修正案の提案ということになる、こういう結論
に達しまして修正をお願いをいたした、こういう
事情でございます。なお、詳しく法律的な問題に
つきましては、法制局のほうとも相談をいたして
申し上げたわけでございます。

なお、つけ加えさせていただきますと思ひます
が、先ほど私に對します御質問の中に、当日だ
れが入つていったのか……。

○小野明君 資料として出せばいい。
○衆議院議員(谷垣一君) 資料としていいで
すか。資料として出しましょう。

○小野明君 澁谷君ですね、この修正点として何
点かあげられておるけれども、これは延長だけを
削れば、当然失効の問題ばかりであります。だ
から修正点としては成り立たぬのではないかいとい

うことを私は申し上げておるわけです。本法をさ
わの場合には、あなたも社労の理事ですから、御承
知のように、いろんな制度審議会の議を経てこな
ければならぬ、政府が当たる場合には、これは当
然審議会の議を経て云々と、こういう手続を経る
ければならぬのだが、きのう大臣も言われておる
ように、これは修正ですから、まるで大臣とあな
たの所屬してある党が違ふような答弁をされてお
るのですが、いろんな制度審議会がある、その意
見もまた聞かなければならぬという趣旨になつて
おるものを無視して、しかも本法をさわつたと、
この政治的な責任、こういうものを私は問いた
いわけです。これは、渡合君、いかがですか。法的
にも問題があるけれどもね。

○衆議院議員(渡合直藏君) この点につきまして
は、きのう厚生大臣からもる答弁があつたわけ
でございますが、社会保険審議会、社会保険制度
審議会、この二つの機関があるわけでございます
て、これは政府が社会保険、社会保険に関する法
律案を提案をする、あるいは修正を議決するとい
う場合には、あらかじめこれらの審議会の意見を
聞かなければならぬという法律になつておること
は、私も十分承知をいたしておるわけございま
す。したがって、今回提案されました臨時特例法
案につきましては、厚生省としては、法に定められ
た手続を踏まれて、そうして国会に提案をされて
おるわけでございますから、その点については何
ら問題はないわけでございます。

ただいま御指摘がございましたのは、衆議院に
おける今回の修正、この修正を行なう場合に、た
だいま話の出でおります二つの機関との関係がど
うなのか、これの意見を聞く必要があるのではな
いかといった御質問と拝聴いたしましたのでござい
ますが、この点、政府と国会という関係は、これは
もう全然別個のものでございまして、国会は、言
うまでもなく、最高唯一の立法機関でございます
から、その衆議院において、政府から出されまし
た法律案の修正を行なう場合に、社会保険審議会
あるいは社会保険制度審議会の意見を聞かなけれ

ば法案の修正ができないということとは、私も
そのように考えておりません。また、そのような
法律もないわけでございますので、その点は、私
どもがとりました今回の修正の手続は、そういう
法律上の疑念は何らないというふうに考えてい
るわけでございます。

○小野明君 修正という手続を純粹に見れば
そうかも知れぬ。しかし、本法に触れる場合は、
これは両審議会の意見を、答申を求めて触れるこ
とになつておるわけです。ですから、その辺の意
向。この特例法に対する意見というものは、す
でにあげられておる段階である。しかし、そうい
うのは一切意見を聞く必要はない、おれたちはオ
ールマイティだから、どこをどうさわるうとおれ
たちのかつてである、これはおれたちの権限だと、
そういう何というか、審議会そのものを軽視、無
視して、じゅうりんしてもかつては何でもやれ
んだという考え方に問題がある。そこで、特例法
に当たると見せて本法をさる。まるでむちゃく
ちやなことをおやりになつた原因というものは、動
機というものは、あなたの方からあるように、
私は思う。これはあたりまえのことであつて、こ
うも反省の余地はない、こういうお考えなんです
か。

○衆議院議員(渡合直藏君) 重ねての答弁になり
ますが、社会保険審議会、社会保険制度審議会、
これは政府との関係においては、政府の諮問機関
として法律上定められて設置されておる機関で
ございまして、(「あたりまえだ、わかっているよ、
そんなこと」と呼ぶ者あり)御承知のとおりで
ございます。したがって、政府が新しい法律案を提
案する、あるいは大きな修正をやるというよう
な場合には、当然これらの機関にはかつて、その手
続を経た上で出さなければならぬ、これも御承
知のとおりでございまして、私も、国会が唯一
の最高の立法機関であるということ、何をやっ
てもオールマイティだから、かつてだという考え
方は毛頭持っておりません。あくまでも、やはり事
態の公正な判断の上に立つて、通すべき法律は通

し、修正を必要とするものには修正を加える。こ
れは国会としての当然の責任であり、使命である
と考えておるわけでございます。先ほど来、答
弁申し上げておりますように、今回の健康特例法
案につきましては、各方面からいろいろ意見が
出ているというの、御承知のとおりでございま
す。そういう諸般の全般的な情勢というものを
判断した上で、私も、今回の修正に踏み切つ
たというわけでございます。決して私も何が
をやつてもいいのだと、社会保険審議会、社会保
障制度審議会というふうなものは全然無視しても
いいのだというふうな思ひ上がった考え方は毛頭
持っておりません。その点ははっきりお答えを
申し上げます。

○小野明君 大臣、いまの御答弁を聞きまして、私
は非常に妙な気分になる。昔、二枚鑑札というの
がありまして、片一方はばくち打ちの親分であつ
て、片一方は目明し、十手を預かつておる。ある
ときは十手を使う、あるときは暴力団でやる。今
日、与党と内閣、自民党と内閣という関係は、こ
れは政府が審議会を尊重すればいいので、おれた
ちは知らぬのだ、あるときは自民党を使い、ある
ときは政府を使う、それとよく似た私は気分にな
る。国会には修正権が、議院には修正権がある
のだから、政府だけが尊重すればいいので、おれ
たちのかつてだということ、いまの答弁では多
少手直ししたようだが、そういう印象を私は受け
てならぬ。きわめてこれはおもしろくない。大臣
は、一体、どのような御見解をお持ちなのか。自
民党が政府をこしらえておるのだから……。い
かがですか。

○国務大臣(斎藤昇君) その点につきましては、
昨日お答えを申し上げたとおりでございまして
し、ただいま渡合衆議院議員のお答えになつたと
おりであります。その間に見解の相違は毛頭ござ
いしません。審議会は、御承知のように、法律で定
められておりますが、これは、政府がかつてにや
れないという、政府の拘束をしているような法律
になつております。しかしながら、国会を拘束す

るような法律にはなつておりませんし、また、そ
ういふような立法は不適当であらうと思ひます。
そういふようにはなつておらぬことは、私は、国
会というものと政府との関係を考えますと当然で
あらうと、かように思ひます。たとえば、選挙法
の改正にいたしましても、選挙制度審議会という
ものがございまして、政府が提案する場合には、意
見を聞いて出すという慣例になつておりますか
ら、国会で修正をなさるという場合には、そうい
う制度審議会に何も諮問をしないのでやつておられ
て、だれも疑つておらない。それと同様であろ
う、私はかように思ひます。ただ、先ほど渡合議
員のお答えになりましたように、その内容につ
いては、審議会が考えている内容と非常に変わった
ものであれば、これは実質的には考えなければな
るまいと、与党のあり方として、そういうお考え
の発表がございましたが、それはきわめて、何と
いいますか、妥当な政治的な判断である、かよう
に思ひます。与党から修正案を出した場合に審
議会に聞かなければならぬし、野党が修正案を
出す場合には審議会に聞く必要はない、そういう
理由もないと、法律的にはきわめてその点は明瞭
であると、かように考えております。また、政府
が改正案を審議会に提案をいたしました際に、御
承知のように、その答申は、両審議会とも、どん
な答申であつたか御承知のとおりだと思ひます。
ただ、いまの美質的な修正案の内容は、審議会の
考えていたところと百八十度違つたものであると
いうわけでもない、渡合議員はおっしゃつたで
あらうと思ひますが、私もさように考えているわ
けでございます。

○小野明君 私は、大臣に申し上げたかつたの
は、さきの渡合君の答弁で、政府は審議会とい
うものを尊重すべきものであつて、私もそれはそ
れに関連しませんと、こういう木で鼻をくくつたよう
な答弁があつたから、私は申し上げたわけです。
それは修正権がありましよう。幾らあるにいた
しましても、その審議会の――最近では多少政府の耳
の痛いことも言つておるようですが、政府がこし

らえた機関ですから、そういった審議会の意向も尊重しながらこの修正というものがやっぱりなされてしかるべきだと、こういう考えから質問しておるわけです。その点を与党がどうだの、野党がどうだのと大臣が切り返してくるが、これは私はただだけないわけです。答弁し直してください。

○国務大臣(斎藤昇君) 実質的な意味におきましては、先ほど議員がお答えになりましたように、審議会の審議の過程において、またその答申におきましても、このたびの案の一部負担をとるか、あるいは千分の一をなくするとかいうような点については、これは審議会の中でもそういう意見が非常にあるという並列答申もございまして、全然内容的には無縁ではないと、こうお答えになったんだと、私はそのとおりだと思います。

○小野明君 その問題に少し時間をとり過ぎましたが、最後に、この問題について、衆議院の法制局長お見えですか……。きのう違憲問題で、どうもあなたの守備範囲をこえる問題であつたかと思ひますけれども、これはあなたの完全な、いわば共謀——共謀と言つと、こぼしが悪いけれども、あなたが合法性をつけたから、純粋に法律的なこれが問題になるかならぬかというところも、私は議論があると思います。私、しろろとだからわからぬけれども、しかし臨時特例法の修正、名前は同じで本法をさわる、しかも、本法をさわるということについては、制度審議会の意見を聞かなければならないということになっておる。先ほどから申し上げておるような疑点がいろいろあるわけです。こういったことが常時なされるということについては、私はきわめて問題が多いように思ふんです。あなたは、今回のこの修正と称するものがきわめて法的にも問題ない、慣習的にも問題がない、これは今後の国会でも堂々と先例となつて問題ないんだと、こういうふうにお考えなのかどうか。政治的には、どうもあなたもうしる髪つかまされてやられておるようすけれども、そうでなく、少なくとも法律でもってめしを食っているんだから、そういう立場でひとつ答弁してくださいませんか。

○衆議院法制局長(三浦義男君) 私は、政治的な問題の見解は別問題といたしまして、純法律的な見地に立ちまして、いまお尋ねの二、三点についてお答え申し上げます。

第一に、私もその修正というものを考えておりますのは、どういふことが修正かと、法律上の法案の修正かということをおまじ申し上げたほうがいいと思ひます。私も、法案の修正というものは、法案の字句の変更あるいは法案の規定の削除、あるいは法案の条項の順序の変更、あるいは法案に新しい事項を追加すること、あるいは題名の変更と、これらすべてを含みまして、われわれは法案の修正だと考えております。これは、従来衆議院におきましても、また参議院におきましても、大体取り扱つてこられた先例にも合致しておりますし、また、法律上の学者その他の見解とも一致しておると思ひますし、私もさうに考えております。

それから、この問題につきまして、臨時特例法となつておりました政府提案を題名を変更し、また健康保険法の内容を変更した修正をやつたのはどうかというところでございしますが、それは、私がいま前提として申し上げましたように、題名の変更あるいは新事項の追加、こういうことはすべて修正の条項に含まれますので、修正として法律上可能だと考えております。

それから、なお、その点についてつけ加えて申し上げますが、この法案は、政府提案では健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案となつておりまして、本法が三カ条に分かれております。

〔委員長退席、理事大橋和孝君着席〕
第一条は、いまの臨時特例法の期間の二カ年延長でございします。それから第二条が本来の健康保険法の内容の変更でございします。それから第三条が船員保険法の内容の変更でございします。したがって、いわゆる第一条の特例法の期間を延長し

たしますことを削除いたしましたので、そして第二条に書いてある健康保険法の改正の内容に、臨時特例法の内容とも関連いたしましたので、その中にあります事項を健康保険法の改正として政府が出しておるこの第二条の内容の中に追加したのにすぎないのでありまして、その点は、何ら修正として問題となり得る性質のものでないと考えます。

それから第三に、いわゆる題名の変更が「臨時特例に関する法律等」といふのを削ることにいたしました。これは、先ほど私が申し上げましたように、題名の変更を修正でまづ違つた題名に直すことは、従来もいたしておりましたし、これは国会の修正権の問題として十分可能であつて、何らの問題を生ずることはないと考えております。

それから最後に、私は念のために申し上げておきますが、さつきもお尋ねがございましたが、これは政府の問題かも知れませんが、こういう修正につきましては、いわゆる社会保険審議会等の意見を聞くべきではないか、こういう御意見がございましたが、私も衆議院の、あるいは国会側の問題といたしましては、すべて修正につきましても、国会法あるいは衆議院規則、参議院規則等の一連の国会法規に支配されるわけであつたといつて、その中に、そういう場合においてどうだという規定があれば別問題といたしまして、ある規定は、ただ法案の修正をする場合に、予算に關係する場合には内閣の意見を聞かなければならぬ、こういう条項がございしますから、それは手続をいたしておると思ひますが、それ以外において、ただ御指摘がありましたように、政府の設けました機関である社会保険審議会に諮問する必要は、国会の修正においてはございしない、こう考えております。また、それは現在の規定をお読みになればおわかりのように、たとえば健康保険法の二十四条の二でございしますか、これは社会保険審議会に健康保険に関する基本的な事項とかんとかにつ

きまして、大綱につきまして諮問する規定がございしますが、これは厚生大臣、または社会保険庁の長官がそこに諮問するという拘束規定でございまして、国会を拘束するものではございせんので、先ほど提案者が御説明になりましたようなことで、この修正が法律上何ら問題がないと考えております。

○小野明君 この法律案は、あなたが言われるのを聞いておりますと、何ら問題はない、こういうふうにおっしゃるのですが、題名は、法律の案件名は変わらなから、臨時特例のといふところを削つておられますから、これは当然施行とともになくなるわけですね。なくなつてくるようになつておりますね、本法では、そうすると、本法をさわつたという結果がそこについて出てくる。われわれとしては、あくまで臨時特例法の修正ということである、審議をしておつたのだが、事は、本法の修正であつた、こうなれば、手続としてはさうかもしれぬが、オーソドックスな行き方としては、健康保険法の本法を修正をする、こういう形で、裏口からこそ泥が入るようなやり方をせずに、堂々と本法の修正を提案すべきである。これが成規なやり方ではないか、こう考えるわけですか。

それから、制度審議会の問題は、あなたが言われぬでも、そういうことはわかつておる、先ほどから申し上げるように、ただ、法律の改正について、審議会の意見がいろいろ出しておるわけですが、これを全然考慮せずにやることはいかかかと、こういうふうにおし申し上げておるわけですが、その辺をあなたが追加をしてどうだ、こうだと法律論をかざして言う必要はないわけですか。

○衆議院法制局長(三浦義男君) 私が先ほど申し上げましたのが十分でなかつたかと存じます。いまの説明申し上げたのでございまして、いま、小野先生がおっしゃいましたのは、ちよつと誤解があるんじゃないかと思ひます。と申しますのは、政府提案の中には、三つの問題が改正案として提出されておる。第一は、臨時特例法の延長法案である。第二は、健康保険法の本来の内容を改正する案である。それから第三は、船員保険法の内容を改正する案の三本立てである。提案してきま

した題目は、それらをみんな書けばいいのです
が、「健康保険法及び船員保険法の臨時特例に關する法律」とありまして、その下に「等」と書いてある。これは、従来の慣例で、三本に分けたものを全部三本とも題名に書けば長ったらしいになりますので、臨時特例を第一条に書いたから臨時特例としたのだらうと思います。政府のことですから。そうして、それ以外の健康保険法の改正等あるのではありませんから、「等」ということを加えて題名にしたのでございまして、提案の中には、健康保険法の改正案があるのですから、したがって、健康保険法の中にある健康保険法をある程度修正するということは何ら差つかえがない、こう申し上げたわけでございます。

それからもう一つは、いわゆる諮問する問題についてでございますが、これは御意見のとおりでございまして、私は、ただ国会側といたしまして、そういうことは、国会法規によつて制限を受ける範囲において、政府の意見を聞くとか何とかという制約は受けるが、それ以外については政府の問題だと、こう申し上げたにすぎないのであります。

○小野明君 あなたは、非常な何というか、おかしいところに理屈をつけて、これを合法化するという技術にたけておられるから、私も、ごまかされるのだが、なるほど、あの修正点は何かある。それは本法に当たるところは分べん給付あるいは船員保険、本法をさわっている部分もありますよ。それは量からいって、ごくわずかなものである。いわば何というか、針の穴みたいなものですね。それをパイプとして、そこからあなたがだんだんドリルで穴を大きくして、しまいに手を入れて一番本体である料率、本法の生命である料率のところにはさわった、これは合法である、こういうふうなこじつけ解釈をして、これをしも正しい、こう言われているように、私は解するわけです。そのために、あなたは法制局長をおやりになっておるんだらうが、こういうことをやってよろしいかどうか。これは好ましいあり方かどうか。量

なり質の、量が大きくなれば質が変わっていくと言われているが、そういうところまでやっているやり方というものは、正しいかどうかということをやっているんですよ。

○理事(大橋和孝君) ちょっと関連して。いま局長が言われたが、「等」という名前前で、そうして初診料を二百円にする、それから入院料を六十円にする、国民に対してはお金の負担が大きくなってくるこの問題を修正の中では「等」として中に含めておる、こういうわけですね。これは法律解釈上どうか、いまの関連してひとつお答え願いたい。

○衆議院法制局長(三浦義男君) 私は、先ほど来申し上げましたように、政治的な見地を加味しないで、純法律的な立場で申し上げているわけでございます。そういうやり方がまた別個の見地からいいたか悪いか、これは皆さんが御判断になることとございまして、私がとかく言う権限は持っておりません。したがって、私にお聞きになられましたので、これは法制局長としての法律の見解を述べただけでございます。それから先にお話のございました「等」という問題で、これもちょっと誤解があると思いますが、政府の提案に「等」となっているのは、今度は「等」自体を削りまして、健康保険法の一部改正となつたわけでございます。本来の健康保険法の従来第二条にございまして、第一条に直して、健康保険法の本来の改正をやつたわけでございますから、それは何ら問題ない。健康保険法の「等」という名前は、政府が出してきた原案に「等」がついて、三カ条を一纏にひくくした内容のものであると、こう申し上げただけであります。今度はそれを本来の健康保険法及び船員保険法の一部改正という題名に改めました結果、題名と内容がずばりそのものになったのであります。

○理事(大橋和孝君) 修正案の中に「等」となつて……
○衆議院法制局長(三浦義男君) 修正案は「等」となつておりません、「等の」まで削りましたから。

政府原案が「等」、詳しく申し上げますと、題名は「健康保険法及び船員保険法の臨時特例に關する法律等の一部を改正する法律」、こうなつておりますのを、その中の「臨時特例に關する法律等」の「等」を削つたことの内容にいたしましたから、「等」も削られております。

○理事(大橋和孝君) それは、そういう意味じゃない。料率を千分の七十にするなどの修正と書いてある、いまの題名じゃなくて。

○衆議院法制局長(三浦義男君) それは、政府から提案になっておりますのは、健康保険法の一部改正ということで、政府原案にありました二条でございまして、その中の改正の七十一條の四というところを料率の千分の六十五を「千分の六十」に改める、こういうことになっておりましたのを「千分の六十」を「千分の七十」に修正で直した、その「千分の七十」と直したのは臨時法にありまして「千分の七十」の料率をとつた、こういうこととございまして、ちつとも問題ないと思います。

○小野明君 この問題を残しまして、まだ基本的な問題がありますから、少し先に進みたいと思います。

大臣にお尋ねをいたしますが、これは現在の特例法が成立をいたしました際に、多くの欠点とかあるいは問題点が残つておる、この法律には、したがって、二年間という期限が切られておる。この二年間の間に抜本的な医療保険の改革案というものが出されることになっておつたわけですね。これは、総理も、厚生大臣も多くの場所で言明されていることは、御承知のとおりであります。ところが、今回の修正によりまして、二年間というものがはずされた。いわば永久に——この修正によりまして、これは本法さつておるわけですから、四十二年に制定をされた特例法の趣旨というものが全然なくなつてきた。この二年というものが削除された意味、いわばワクをはずして、二年というワクをはずして、何年でもいいからこれでやれということになっておるわけですが、この修正案の意味は、こういう意味を、大臣は、一体どのよ

うに考えておられるのか、お尋ねしたい。

○國務大臣(斎藤隆夫君) ただいまの御質問の点は、まことに重大な御質問だと思ひます。この修正案の性格というものをから考えて、この点が一番政治的には問題になる点であらうと、私は思います。そこで、政府といたしましては、総理はじめ私も、二年以内には必ず本格的な改正案を提案をいたしたいということを、たびたび両院の本会議においても申し上げておるつもりで、また、与党である自民党もそのことを申し、すでに抜本改正の要綱を一応決定されているわけでありまして、そこで、この法案の修正のお話がありましたときに、与党と政府との関係でありますから、一応私も意見を聞きまして、これは政府がいままで言つておる、いわゆる抜本改正を二年以内に提案をいたすという考え方を考え直さざるものであるのか、また、党のいままでの考え方を考えるものであるのか、この点は重要な点だが、どうなんだと、これは十分話し合ひをいたしました。党といたしましては、臨時特例は廃止せよという声が非常に強いから臨時特例は廃止をする、臨時特例はそういう声にこたえて廃止しよう、しかしながら、そのために保険経済がもつていかに困るから、千分の七十と、それから薬価を除いた一部負担は本法に入れるけれども、これは抜本改正をおくらせるといふ意味は毛頭ない。これは既定方針どおりやるべきである。党においては、総務会で党の最高意思決定をいたします際に、この修正をいたしても抜本改正はおくらせざるべきではない、早急にやるべきだといふ附帯決議まではつきりつけております。また、政府の考え方を要するものでないといふこととございまして、それならば、抜本改正に対するいままでの政府の政治的な姿勢、党の政治的な姿勢、これは少しも変わらないといふことを確認をいたしまして、それならばやむを得ないだらう、実質的にはさうになつたわけでございますので、政府の態度も変わつておりません。この点は、はっきり申し上げておきます。

○小野明君 そういたしますと、抜本改正という従来の方向が、この修正によって変更をするという事はあり得ない、こういう御答弁ですが、それでは、抜本改正というものはいつごろまでにおやりになるのか、それをお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) かねがね申し上げておりますように、二年以内には必ず法案の提案をいたしたい、さように考えております。

○小野明君 二年以内といふと、今年が四十四年の八月ですね、そうすると四十六年の八月まではやらなければならぬ。いわゆる四十六年の当初国会にはかかっておらなければならぬということになりますね。そうしますと、それまでの間には、いわゆる社会保険審議会の意向もまた問わなければならぬでしょうし、その辺の具体的なスケジュールといふますか、何度も総理や、厚生大臣がこの点は御答弁されておられるわけですから、また衆議院においても、そういった手順等についても、若干この御見解を述べておられるようです、その辺を確かめておきたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) そのために、両院におきまして御質問がありました際にも、できるならば、この国会中に、要綱的なものでも関係審議会に諮問をいたすように努力をいたしたいと、かように申し上げております。それには変わりはないわけでありまして、できるなら、この国会中に要綱 細目に至るまでの要綱を諮問するという事はむずかしいであらうと思ひますが、大きな筋道についてでも諮問をいたしたい。かように考えておられるわけでありまして、ぜひそうしたいと思ひわけでありまして、会期も非常に少なくなつてまいりました、ここ十数日はほとんど国会にきづづけにされておりますので、関係大臣と相談をいたすのは若干時日がおくれしておりますが、しかし、できなければ、八月五日までにはぜひ諮問を出したいと、かように努力をいたしておるわけでありまして。

○小野明君 御承知のように、来年は安保の年です。こういつたいろいろの問題がありまして、いまの御答弁のとおり、二年のうちにきまつた抜本改正案といふものができ上がる、このように確認をしてよろしうございませうか。

○国務大臣(斎藤昇君) 来年は安保の年でありまして、来々年の通常国会には、まず抜本改正の道に踏み切れるような法案を出したいと思つております。抜本改正は、私は、一回、二回だけではできなと思ひます。相当広範なものを含んでおりますから、何といふますか、順序を経てやらなければならぬと思ひますが、これに着手をいたすのは、来々年の通常国会に法案を出したいということとで考えております。

○小野明君 抜本対策についての御意見を伺ひましたので、私も、そのとおりに確認をいたしまして、次の問題に進みたいと思ひのであります。そこで、今回の改正につきましても、社会保険審議会あるいは社会保険制度審議会、両審議会からいろいろの答申が出されておまして、これは大臣も十分御検討の上、この今回の改正案といふものが出されておると思ひのであります。そこで、この社会保険制度審議会のほうから、会長の大内兵衛さんから答申をなされておる中に、なかなか政府に対するきびしいものがあるわけでありまして、こういう項がある。「この特例法の二カ年の期限が延長されるような提案がなされることは、国民としておおよそ予想されなかつたところ」といふのは、これは、二年間に抜本対策といふものが出されることを期待しておるからですね。こういつた点で、「本審議会は、心からの遺憾を感じるとともに、医療保険の前途に対してまことに憂慮に堪へない。」、こういふきびしい批判がなされておる。そこで、この抜本対策については「筋のおつた案を早急に期待することは不可能と考へる。」、その「期待」といふのは、政府に期待することは不可能と考へる、こういうことではないかと思ひます、が、ここで参考に、「政府は、英国の王立委員会

のような機構を設け、少なくとも原案作成はこれに一任することを勧告したい。」、こういう答申がなされておまして、これはきわめて注目し値するものである。政府はきびしくここで審議会からおしかりを受けておる。異例のこれは答申ではないかと思ひますが、こういつた提案さえもなされておるのです、これについてはどのようにお考へであるのか、この答申をどう生かそうとされておるのか。

○国務大臣(斎藤昇君) 社会保険制度審議会の答申の最後のところに、いまおっしゃいましたように、英国の王立委員会のような審議会を設けて、そこで審議をさせるのが適當ではないかというところとでございまして、私は、個人的な意見といたしましては、一つのりつぱな意見であり、このようにできるならば、これはむしろ政府としてはありがたいことと、そういう委員会を設けて、委員会で専心検討をしていただいて、それによつてやるといふことは、これはけっこうなことと思ひのでございまして、しかし、実際問題として考へてみます場合に、政府は、二カ年以内に必ずやる、この約束をしておつて、今度できなかったのはきわめて遺憾であるといふことで、たびたび遺憾の意を表明をいたしておる。しかし、さらに二カ年以内には必ずやりますから御了承をいただきたいと言つておられます、これから王立委員会のやうなものを設けて、そこで審議をしていただきますといふことは、政府としてはできません。政府が責任回避をするやうな感じがいたします。また、いま一面、昭和四十四年にこういう考へ方に立つて制度審議会をつくつてもらうべく法案を提出をいたしまして、これが国会においていれるところとならず、廃案となりました。そういう経過もありました。したがつて、そういう王立委員会のやうなものをつくるという考へはきわめてけつてうでありますけれども、すでに廃案になつたというき目を見た経過から考へまして、この委員会をつくるということそれ自身がこれは非常な問題である。むずかしい問題である。かつまた、先は

ど申しました二年以内に政府は責任を持つて、こう言つておられますのを委員会にまたゆだねますといふことは、先ほども申しますように、政府の責任としてはとうていできないことである、かように思つて、この答申に従う委員会の法律案を出すことを見合わせたわけでございます。

○小野明君 そこで、少しこの内容に入つてまいりたいと思ひますが、この政府案といふのは、提案理由にもありますように、当面の財政危機といふものにどう対処するかということが趣旨で提案をされてまいつたと思ひます。大臣も先ほど抜本改正は別途これはやるとして、これが残つておるのだから、この修正案に従つたと、こういうふうにおつしやつておるのですが、この修正案によつてこの危機といふものが切り抜けるかどうかですね。あるいはこの財政危機といふものがますます深刻になつてくると予測をされておるのか、もし、この修正案によつて財政危機といふものがますます深刻になるといふことになれば、当然これにどう対処するかという方がなければならぬと思ひます。この辺は、一体、どのように見えておられるのか、御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) この修正案によりまして薬剤一部負担が削除されたわけでありまして、したがつて、それに対する財政的効果といふものはなくなつてしまつたわけで、本年度において三十四億、平年度において六十八億といふことになりまして、しかし、実際はもとふえるおそれもあると、私はかように思ひます。したがつて、財政的にはさらに困難を加へるであらう、かように考へます。これに対処いたしていろいろの方途を考へていかなければならぬと、かように考へます。党が修正案を決定せられまます際に、薬剤一部負担は削除するが、しかし、乱診乱療といふ点を十分防ぐことのできる措置を考へるといふこと、これは党の協議会における附帯決議でありまして、これは、政府といたしまして、同様に考へておるわけでありまして、これらの点は抜本

改正の際はもちろん、抜本改正に至るまでにおきまして、できるだけ考へてもらなければならぬ点だと考へております。

○小野明君 いままでの保険財政のあり方ですと、当然これは悪化してくることは予想をされるわけですね。ですから、この修正案が通った、あるいは提案されておる段階で、どうこれに対処をするかという具体的な手段だてというものはもうあつてしかるべきではないか。また、この保険財政を窮乏にしてくる要素というものはまた考えられるわけですね。厚生大臣は、昨年でしたか、この委員会での御答弁の中に、診療報酬の点に一度触れたことがあるわけですね。物価、人件費の高騰という問題から診療報酬も当然これは引き上げらるべきものである、このようにおっしゃったことがあるわけですね。この修正案という事情が加わり、さらにいま中医協でいろいろ議論をされておる問題もあるわけですね。この要素が新たにこの修正案に加わってくるということが当然予想されてくると思う。そういう場合に、どのように対処をしていくのかというのは、これは当然考へておられなければならぬ問題ではないかと思ひます。この辺はどのように、もし数字がわかれば、それを御説明をいただきたい。具体的な対策としてどうやるのか、これをひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 診療報酬がやはり物価、人件費の上昇に伴つて当然是正されるであろうというところを、私は先般当委員会において申し述べまして、中医協を無視するのじやないかというようなおおしかりさへも一方受けたのでありますが、中医協の答申は、まだいただいております。出てまいりましたら、これはやはり尊重してまいらなければならぬと思ひます。そこで、その数字はどのくらいになるか、この見通しは、いまこゝでちょっと申し上げるのは早計であらう、かように思ひますので、お許しをいただきます。

いと存じます。

ただ、診療報酬全般にわたつて、たとえば一%上がるということになれば四十三億ふえるということでありまして、それによつてどの程度上がれば何億支出がふえるかということは御想像いただけるかと、かように思ひます。何%上がるかというところは申し上げられませんが、一%上がれば四十三億程度上がるということから、まあいろいろと御想像をいただけるのじやないだろうか、かように思ひます。その際に、どうして赤字を克服していくかという点は、これは、何といひますか、必要な診療は十分受けられるようにしてまいらなければならぬし、いわゆる乱診乱療というものがありとすれば、それをできるだけなくしていくということがまず第一点である、かように考へます。

○小野明君 大臣のお考えの片りんが出たように感ずるわけですが、私もからいへば、この特例法の効果というものは受診抑制、あなたのほうからいへば、乱診乱療を防止をするということばでこの危機を突破しようとしておる、このように私は何つておるわけですね。私は、そこで根本的に誤つた対処をしていただかないように、むしろねらつておる受診抑制という効果を心配をいたすわけでありまして。

この四十二年、四十三年の保険診療、保険財政、政管の健保財政の状況を見ますと、いわゆる受診抑制というこの特例法の波及効果というものがあきわけて小さい——小さいと言つては語弊がありますけれども、もうすでに出てきておるうちに、この数字の上から拝見しておるわけでありまして、これは、まず医療給付というものが四十二年に下がつておるし、あるいは四十三年も下がつておる。これがきわめて下降の現象にあるというところは、医療の内容を改善する、医療需要を抑制するというところによつて、この保険財政の危機というものを突破しようとする意図ではないのかというところを心配するわけでありまして。今回の修正案によつて政府案よりもさらに手元が苦しく

なる。だから、よけいに受診抑制という特例法の波及効果、あるいは本法修正による波及効果というものをねらつて、この効果を發揮せようとしておるのではないか、こういうふうな心配をするわけですが、この辺は、さらに御見解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) ちょっと御質問の御趣意を十分了解しておらぬかも知れませんが、薬剤の一部負担は受診抑制になるから、これをやめろという御意見が審議の過程で、衆議院のほうでも非常に強かつたわけでありまして。私は、これが正當な診療を抑制するとは思ひません。たとえば薬剤一部負担の免除をする規定がございまして、したがつて、標準報酬二万四千円の段階以下の方には薬剤一部負担をする適用がないわけでありまして、したがつて、薬剤の一部負担がでないから受診を見合はそうかということには、あまりならぬであらう、かように政府としては考へておつたわけがございまして。ただ、一部負担がなくなるというところは、とにかく三十四億なくなるわけでありまして、それだけ赤字がふえるというところを申し上げたわけでありまして。しかし、まあ、精神的な受診抑制の作用をしているのだという御意見も強いわけですね。そこで今度これは削除されたのだと、かように了解をいたすのでございまして。私の申し上げたいのは、薬剤の点はそういうことでなくなりまして、まあいろいろと乱診乱療というようなことをするといわれる面もあるわけですね、それがすべてだとは申しませんが、たとえば一部にでもそういうことのないような方法をできるだけ講じていくのが、やはり健全な健保財政を維持していく道であらうと、かようにいま考へて、どういふ方法がいいか、十分検討をいたしたいと、かように考へておるわけでありまして。そのために正當な受診を抑制するというところになつてはこれは相ならぬわけでありまして、これらの点は保険制度の審議会等にも十分はかつて善処をしてまいりたいと、かように考へます。

○小野明君 話は、抽象論ではどうもおもしろくないと思ひます。これは修正案の提案者にお聞きしたほうがいいと思ひますが、政府案と比べて、被保険者というものは、修正によつてどのような利益を受けるのか、それを端的にお尋ねをしたいと思ひます。いま受診抑制にならぬと、こゝう言われるが、二年前に比べると、お医者に行くのに千円持つていかなければ医者に行かれぬわけですね。現金をそれ以上持つて行かぬとかかれぬわけですね。薬剤の一部負担をはずすということは、これもまた幾らか軽くなるのかもしれぬが、現金を相当持たぬと医者に行けないということとは、いま受診抑制の効果を出しているということをし上げてたいわけですね。そこで、修正案というものは、被保険者というものの立場というものを十分考へて私は出されているものであらうと思ひますが、この修正によつて被保険者が利益を受けるといふことになるならば、それはどういふ点なのか、確谷さんにひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(森谷直藏君) 先ほども答弁申し上げましたように、私も、今回の修正案をつくるに際しまして、一番重点を置いて考へました点は、ただいま御指摘の被保険者の負担をできるだけ軽減したい、こういうところに重点を置いて修正案を検討したわけがございまして。その結果、分べん費の改善に見合う保険料率千分の一の引き上げというものを、これをひとつ取りやめよう、これによつて財政的には本年度三十四億円の減収といふことになりましたから、これは被保険者側からいへば、三十四億円の負担が軽減されるということになるわけがございまして。さらにまたただいま御議論がございました薬剤の一部負担、これはいろいろの御意見がございまして、私も、私どもはこの際薬剤の一部負担というものは廃止しよう、そこでその結果、三十一億円の収入減となりますから、その分だけは被保険者の負担の軽減になる、両者合わせますと六十四億円の被保険者の負担の軽減、こういうことになるわけがございまして。

○小野明君 私ばかり質問をいたしますと、他党との関係もありまして、実は委員長おられませんが、切り上げるというふうに言われているわけですから、それで質問は再度保留をいたしまして、きょうのところは、他党に譲りたいと思います。

最後に、厚生省にお尋ねをしたいのは、政府管掌の健保財政の状況というところで、四十二年度の決算はすでに出ておる。これで見ると、厚生省の見方というのは、保険料収入においても過小な評価をしておる、あるいは医療給付の面においても、実態よりかなり上回る水増しの見方をしておる。その結果、決算との差がきわめて大きいわけですから、それから見ると、四十三年の見通しというのも、これは厚生省の推計、試算というものは信用ならぬ、こういう気がしてならぬのですが、四十二年あるいは四十四年、少なくとも、今後二年間抜本改正ができるまでのこの健保財政の見通し、試算というものは、なされておってしかるべきだと思えます。この点はどのようにしておるか、お伺いしておきます。

○政府委員(加藤威二君) 政府管掌健康保険の収支の見通しにつきましては、確かに先生御指摘のように、予算のときの見通しと、年度が終りまして決算の場合の数字というものが相当食い違っております。私も事務当局といたしましては、まことに申しわけないと思うのでございますが、その理由をいたしましては、これは収支の見積りでございますから、まず収入をどう見るかというところでございますが、これはその収入につきましては、当該年度の前二カ年の保険料の標準報酬のアップ率といたしまして、上がりぐあいというものを一応とりまして、その統計によりまして当該年度の全被保険者の標準報酬が平均して幾らになるかというところを推計するわけでございます。したがって、たとえば過去二年が非常に景気が、何と申しましても下目に出てくる、これは当然そういふことになるわけでございます。過去二

年の標準報酬よりもだんだん上がってくるという場合には、標準報酬の評価が下目に出る。逆に景気が下がってくる時期におきましては、高い時期の標準報酬を基礎にして計算いたしますから、したがって、予算よりも決算のほうが標準報酬が安くなる、こういう食い違いが出てくるわけでございます。私もそういったしまして、過去の数字をとるというところをもう健康保険始まって以来ずっとやっておりまして、したがって、そういう食い違いが何とでも出てくる。景気がずっとこうコンスタントに並行で動いております場合には、あまり食い違わないわけでございますが、そういう点があるわけでございます。

また医療費についても、医療費は過去三年の推移を見ておられますけれども、これもまた医療費、ことに最近の医療費は非常に動きが激しいわけでございます。なかなか来年度どういふ動きをするかというところは、予測が困難でございます。したがって、私も、過去三年間の実績をもとにして数字をはじいておる、こういうことでございまして、両方とも非常に予算と決算がなかなか合わない、それがまあダブりになりますので、赤字の数字あるいは黒字の数字というものが非常に狂ってくる、こういうことでございまして、私もどうも恣意的に、意図的に数字を動かしている、ということではございません。ただ、いま申し上げましたような数字のはじき方をいたしますので、予算と決算の間に往々にして食い違いが生じてくる。ことに景気の変動の激しい時期あるいは医療費の動きの激しい時期には、そういう食い違いが非常に大きく出てくる、こういうことでございまして、昭和四十二年におきましては、特例法成立当時赤字が三百二十億に減りましたのが、決算においては五十八億に減りました、二百六十二億という誤差が生じたわけでございます。四十三年におきましては、予算当初におきまして、単年度百四億円の赤字が出るだろうというところでございしましたが、現在のところ、それが四十五億圓くらいに減少するのではないかと、こ

ういふ見方になっておったわけでございます。まあ四十四年度の二十七億圓という数字も、修正によりまして、九十一億圓になったわけでございしますが、これも先ほど大臣から答弁ありましたように、また医療費が動くかもしれない、こういうようなことで、それによってまた変動が出てくる、こういうことでございまして、(食い違いが大きい過ぎるよ。と呼ぶ者あり)

○小野明君 少々の数字ならまさんができるわけです。しかし、これは四十二年においても三百二十億圓と見ておったのが決算で五十八億圓だと。これは見込み違いにしてはあまりにも大きな数字ではないか。四十三年でも百四億圓と見ておる。これがいま推計では幾らですか、四十五億圓ですか、これは倍以上ですね。四十二年においては、これはもうはなはだしく違う。今日景気によって動くとかいうことを言われておりまして、これは普通の会社ならもうとうに——これはその逆の意味だから倒産はないけれども、めちゃくちゃにもうけてしょうがない。こういう會計責任者だったらこれは首だよね、逆にいえば、政府機関がこういう食い違いを起こしたんではどうにもならぬ。何が原因でこんなに食い違いを起こしたのか、それをひとつ明らかにしてもらわなくては困る。

○政府委員(加藤威二君) まず四十三年度、これは百四億圓が四十五億圓ということでございますが、五十億圓程度の数字、これはまあ確かに五十億圓というのには大きい数字でございますが、予算規模といたしましては、大体四十億圓の規模でございますから、まあ一%ちょっとということでは、「(そんな差弁てあるか。と呼ぶ者あり)」これは四十二年はお許しを願いたいと思えますが、四十二年の二百六十二億圓というのは、確かにこれは大きい数字でございますが、これは私もまことに、先ほど申し上げましたように、申しわけのない数字だと思えます。

その原因をいたしましては、二百六十二億圓違いましたものの内訳をいたしまして、保険料収入が予定よりもたくさん入りましてのが八十三億圓でございます。それから保険給付費の減少が百五十七億圓あります。それから利子その他節減いたしまして二十二億圓、こういうことで二百六十二億圓の赤字が縮まったわけでございます。保険料収入の増の八十三億圓というのは、これは、先ほどちょっと申し上げましたように、景気が非常に上昇時期でございましたので、私も景気が非常に上りまして標準報酬よりも現実の標準報酬のほうが高くなったということ、こういう時期でございますので、第一線の私どもの社会保険事務所の職員が保険料の収納率の向上のために非常に努力をいたしまして、収納率が予想以上に上がったというところで、保険料が予想よりも八十三億圓以上に入ってきたわけでございます。

それから百五十七億圓保険給付費が減りました、そのうち、医療費が百三十一億圓減っております。これは、衆議院でも、そういうふうな大幅に減ったのは、特例法の一部負担というふうなことで、受診抑制の結果、医療費が減ったんだろう、こういうおしかりを受けたわけでございまして、私も、薬の一部負担の影響が全然ないというところは申し上げませんけれども、これも先ほど大臣から御説明申し上げましたように、低所得者の免除ということもございまして、薬も一日一割十五円という比較的軽い負担となりますので、ほんとうに必要な医療というものを抑制するといふほどの影響はないというぐあいに私も考えておりますが、そのほかに、最近におきまして、政管健保の本人の受診率というものが非常に上がってきたわけでございまして、これがたまたま四十二年初めからやや落ちついて、これは特例法の施行以前からでございます。そういう傾向と相まって百三十一億という医療費の減が生じたわけでございまして、そういうことで、昭和四十二年の二百六十二億というのは非常に大きい数字で、まことに申しわけないと思うのでございまして、今後、なるべくこういう大きな誤差のないように、さらに努力をいたしたいと思います。

○小野明君 今回の千分の五の引き上げの見込みに保険料収入の見込みも立てられておるようだが、あなたは、過去二年間の標準報酬の伸び率を見てきめたいというのが、四十二、四十三を見たら四十四は出るわけですね。そうすると、これは例を保険料収入にとつてみて、あなたの見込みよりも相当大幅に伸びがある、このように私どもは見ざるを得ないわけですが、この数字から見て、それから四千万もある財政の中の一％だからという議論をあなたにされるようだが、そんな頭でやられちゃかなわんです。百億も、二百億も数字の違いを出しながら、何％だからということでは、これはいけません。もう少しきちっと見通しを立てなければいけません。この四十二、四十三を見ると、あなたの保険料収入の見通しにしまして、どうも水増しというか、赤字を過大に評価するとか、低めに見過ごしていつも黒字を出してある、私はこういう結果を生むような気がしてなりません。ですから、四十二年のような大きなミスがなく、正確な見通しをひとつ立てるようにお願いをしたいと思ふのです。

この問題は、いま休憩をとるようですから、なお後ほどお尋ねをしてみたいと思います。
午前中の質問はこれで一応やめておきます。
○理事(大橋和孝君) 午前の質疑はこの程度にとどめまして、午後一時より再開をいたします。
暫時休憩いたします。
午後零時十四分休憩

午後一時二十六分開会

○委員長(吉田忠三郎君) 社会労働委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。
御質疑のある方の発言を求めます。

○小野明君 私は、きょうの質問については、委員長のたつての要望もあり、自分なりに多少縮めながらやってきたわけですね。そこで午前中も質問をいたしたわけですが、肝心の保険財政の

問題になって、これから労働省あるいは大蔵省に質問をするという段階で委員長がやめろと、こういうことについては、私は、まことに委員長の運営に納得がいかな。これは、一体、どういう運営を委員長はおやりになろうとしているのか。私は、きょうの質問で、かなり三時間なり四時間の量を用意してきておる。これを縮めてやってきているんだけれども、午後はかわれなという話があつておる。午前中の終わりで、大橋理事が委員長席にすわつておつたから、あえてその文句は私は言わなかつたけれども、成規に委員長がすわつておるから、一体、どういう運営をされようとするのか。肝心の締めができない。これはどういう運営をされるのか、お聞きしておきます。
○委員長(吉田忠三郎君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起こして。

○上林繁次郎君 私は、医療の抜本対策について、数点お尋ねしてみたいと思います。

抜本対策については、政府のたびたびの公約であります。今日までこれが長引いてきたその原因です。と同時に、政府が、これに対してどのような努力をしてこられたのか、そういった点からまずお尋ねをしてみたいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君) 抜本対策につきましては御承知のように、昭和四十二年の十一月に、厚生省といたしましては、一応試案をつくつて、それに基づいて抜本対策を考えようとしたのでございますが、これに対するいろいろな批判があり、与党である自由民主党におきましても、さらに検討を加えるということ、自由民主党では、各界各層の意見を医療基本問題調査会において聞かれまして、そうして一年余りかかつて、今年の六月五日に党の一応の調査の結果をまとめて、政府に提示があつたというのが今日の段階でございます。何ぶん関係するところがきわめて広く、また問題もむずかしいものでありますから、したがつて、抜本改正の方向についてきめましますについても、そういった長い時間を要したのでございま

す。この間に、政府におきましても、党の調査の促進方を絶えずお願いをいたしておつたわけでありま。政府といたしましては、手をつかねておつたわけではございませんが、たびたび本会議等において申し上げておりますように、たくさん問題と利害が非常に錯綜しておるという点から今日までに至りました。いずれにいたしまして、今日までに至りましたことについては、まことに申しわけないと、こう申し上げるよりはかたないと思ひます。

○上林繁次郎君 やはりこの問題は、たいへんな問題だと思ひます。姿勢の問題でありますけれども、私たちが考えることは、何となく政府が与党・自民党にいわゆるおんぶしている、このことについてそういうような感じが非常に強いわけですが、そういう姿勢であつては、これはいつまでたつてもこの問題は解決できる問題じゃない、こりうふうに思ふ。もっと積極的に政府がこの問題については取り組んでいくべきだ、こういうふうにお考えのわけでございます。いま申し上げたように、いままでの姿勢は何となく与党におんぶをしておる、こういう感じがします。その点どうですか。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいままでおんぶをしておつたわけではございませんが、党の方針のきまるのを促進しながら待つておつたという状況でございまして、一応意見が出てまいりました。これをものといたしまして、今度は政府が責任を持つてやってまいりたいと、かように考えます。

○上林繁次郎君 先ほど小野委員の質問に対して、厚生大臣は、王立委員会について、こういふものを設ける考えはない、こういうふうにお答えしておりました。私は、かえつて利害関係者のいない、そういう委員会、こういう形のものになつたほうがいいのではないかと、いふふうにお考えしております。ところが、大臣は、そういうものをつくる考えはないといふふうに、いまおっしゃつておるわけですが、その点のひとつ詳しい理由、考え方について伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 先ほどもお答えをいたしましたように、一つのりっぱな考え方であるとは思ふわけでございますが、しかし、政府が、この段階になつて、さらに委員会を設けて、そこで学識経験者にひとつフリーに検討をしていただくということは、いかにも政府が責任をのされるような感じになるわけでありま。いままでの経過がなければ格別であります。今日この経過を通じてきたこの段階において、これから委員会を設けて、そこで白紙で考えていただくというところは、いかにも政府は責任を全うしないような感じがいたしますのが第一点。

第二点は、昭和四十一年に、すでにそういった考え方では医療保険制度の審議会を設けようというので、法案を政府が提出をいたしましたのでありますが、これが国会においていかに廃案という形になりました経緯から考えますと、今日社会保険制度審議会があり、また社会保険審議会があり、そういったものと別個に新しいものを設けるということ自身、この法案を国会においてやっていただくということは、おそらく過去の経緯から考えても非常に困難だろう。この二つの理由から、そういう審議会に政府が責任を持つて諮問をして、そうして国会に提出をするということ以外には方途がなからう、かように考えたわけでございます。

○上林繁次郎君 大臣の話を聞いておきますと、王立委員会のようなものをつくるということは、政府の責任回避のような感じを持つていふと、こりうふうにお受け取れたのですが、私は、この医療問題については、大臣もおっしゃつておるように、非常に幅の広い、奥深いものである、こりう思ひます。そこで、私がお尋ねをしたことは、現在のいわゆる制度——利害関係者といふものは、こりういう人たちからなる一つの体制といふものは、こりうしても公平を欠くのではないか、こりういう考え方を持つていふ。そこで、やはり純粋な、こりういう利害関係者を含まない純粋な立場で、この大きな問題に取り組んでいく、こりういう姿勢ができたほうがいいのではないかと、こりういった点からお尋

ねしたわけでは。その点のところを私はもう一歩突っ込んで考えていく余地があるのじゃないか、こう思います、いかがでしょう。

○国務大臣(斎藤昇君) 医療保険制度をここでひとつ考え直さなければならぬ時期にきているということは、もう数年前からの問題でございまして、そのときに、そういう発想で、そういうやり方でやったらよかつたと思います。四十一年にその発想を持って国会に法案を提出したわけでありまして、それが不幸にして廃案になってしまったという経過から考えまして、二カ年以内には必ず政府はやりまうと、やり切れなかつたので、もう二カ年お待ちいただきたい、ぜひやります、その段階において、もう一度これから審議会をつくって、そこで審議をしていただきますとは、政府は、とうてい責任上さうなことは言えないというのが私の心境であり、また、政府全体の心境であるという点をお察しをいただきたいと存じます。

○上林繁次郎君 この抜本対策に関しては、おのの関係団体の意見に懸隔がある。そこで、どのような点が一番大きな問題点になるかということ、こういった点についてひとつお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君) 党のほうでまとめられた意見、また政府の考え方といたしまして、今日、医療保険制度がその必要に応じて次から次へといろいろな形でできてまいりましていま八つの形態があることは御承知のとおりであります。そして国民皆保険という形にはなりましてたけれど、そこで国民の側から考えてみますと、負担は必ずしも公平ではない、給付も必ずしも均等ではないという、いろいろなアンバランスができてきております。また、仕組みが仕組でありますので、保険経済において余剰のある経済もあれば、非常に赤字を持つ経済もあるという形で、国民ひとしくできるだけの給付を、しかも、それは企業あるいは国民の職業等に基づいて当然差異のあるべきものならば、こうでございませう。

でも、そうでない部分において給付の内容が違ふということはよろしくないというわけでありまして、から、そういう点のないようにいたしたい。同時に、やはり国民が健康であり、疾病にかからないということがまず第一の条件でありますから、そういう国民の健康の維持増進の施策、その体系というものでございまして、そういう保険の単位がよろしいという考え方も成り立つわけでありまして、こういう考え方に立ちまして、できるだけ保険の種類、数を減らすということが必要になってまいるわけでありまして、同時に、いま健康保険に入っておられる人も、退職をされると国民保険に入っておられる。そして退職をされた人たちは年をとっておられますから、御承知のように、老人の病気がずいぶん多い。それが地域保険で保険をしていくという形になってまいっております。老人に対する医療の必要性、需要というものはますます高まってくるというようなことを考えまして、できるだけ地域保険とそれから職域保険、老人保険、この三つの制度に統一をしていくことが将来の目標ではなからうかというのが政府の考え方であり、政府も、まだ最後決定はいたしておりませんが、方針としては、そういう方向でひとつ抜本改正に臨んでいきたい。

そこで、地域保険と職域保険の関係であります、いま職域保険の中には家族も一緒に入っております。その家族は地域保険で処理するほうがいいじゃないかという考え方が一方に強くあります。ところが、既存の保険制度は家族とそれから主人——いわゆる職場に働く主人とが一緒に保険に入っております。これを分離するしかないかというの、これは一番大きな問題であらう、かように考えております。職域保険、勤労者保険、労災保険を一つにするがいかどうかという点につきましても問題がございまして、この点も慎重に考えなければならぬと考えておるわけでございまして、

なお、このほかに、午前中も問題が出ました、いわゆる診療報酬制度のあり方は、今日のま

までよろしいかどうか、医業分業をもっと促進して、早く完全な医業分業をやったほうがいいじゃないかという意見もございまして、これらの点が相当むずかしい問題ではあります、しかし、どうしても解決しなければならぬ問題であり、診療側におきまして、良心に従った技術を発揮すれば、それに相応するだけのやはり診療報酬制度という立て方をしなければなりません。そういう意味から検討すべき点が多々あるわけでございまして、

○上林繁次郎君 いま申し上げましたように、抜本対策については関係団体の意見、あるいは思惑、これは千差万別でございまして、そこで、この際、関係審議会に諮問する抜本対策の大綱ですね、この大綱について明示願えますか。

○国務大臣(斎藤昇君) その大綱につきましては、政府間で十分検討をいたしまして、そうして諮問をいたしたいと考えております。ここで政府の諮問をする大綱はこれでございますというところを申し上げるまでに、もう若干の時日をおかしたいと存じます。

○上林繁次郎君 しつこいようでございますけれども、若干のこととございまして、大体見通しとしては、どのくらいにその見通しを立てておられるのか。

○国務大臣(斎藤昇君) この国会の始まります当初から、衆議院の予算委員会におきましても、この国会の会期中にはぜひその大綱をまとめて諮問をいたしたい、さように努力をいたしたい、さように申し続けており、またその努力をいたし続けておるわけであります。先ほど申しましたように、六月の五日に党の一応の調査の結果を提示をいたしました。しかし、これには考えなければならぬという反対意見もついておるわけでございまして、それらを勘案をいたしまして関係省と話をいたしたい。私は、この国会の終了までにはぜひやりたい、いままなおかつそう思っておりますが、御承知のように、ここの数日ほとんど国会に張りつけられておりますので、若干関係大

臣と折衝をする予定も延びてまいって苦慮いたしておるわけでございまして、まあ、できたら八月五日までには、政府として、その大綱をまとめた、かように存じております。

○上林繁次郎君 多少ダブる傾向があるかもしれないけれども、先ごろ、いま大臣がおっしゃった自民党の国民医療対策大綱、これはもう発表されたわけでございまして、この大綱の考え方をそのまます審議会に諮問するという、こういうようなことがあり得ますか。

○国務大臣(斎藤昇君) この大綱そのまますをいうわけにはまいらないと思っております。この大綱の中に、これに反する意見もある。それを十分検討して、そして政府の大綱をつくるというたてまえになっておりますので、反対意見のついたものをそのまま諮問するということは、ただいまのところ考えておりません。

○上林繁次郎君 この大綱については五項目の付帯事項、付帯意見と申しますか、がございまして、この付帯意見については、どのような考え方を持っておられますか。

○国務大臣(斎藤昇君) 先ほど申し上げましたように、これらの点につきまして関係省、関係大臣ともよく話し合いたい、さように考えております。その機会をまだ持たないという現状でございまして、その話し合いをいたします前に、私はこう考えるということをちょっと申し上げかねるわけでございまして、また、関係大臣の意見も聞いて私も判断をしなければならぬ点もある、かように考えますので、しばらく御猶予をお願いしたいと思っております。

○上林繁次郎君 先ほど大臣からちょっとお話がございましたけれども、そこで御尋ねをしてみたのですが、被用者の家族を地域保険に移行する、こういう考え方、この問題については、各方面からいろいろの意見があるわけですね。反対が強いという事です。これらの問題についてどう対処されていくか。この点についてひとつお答え願いたいと思っております。

○国務大臣(斎藤昇君) 私は、地域保険と戦域保険と、この二つのあり方は、あるべき姿としては望ましい姿だ、かように考えます。しかしながら、今日、健康保険にいたしても、その他の保険にいたしても、その戦域に働いている人と家族が一緒になっている。直ちに全部引き離せるかと申しますと、いろいろ制度の運用の実態等を見ますと、一挙に急激に一片の法律でやるというわけにはまいりません。これは、できるものからそういった姿に徐々にやっていくということを考えるのがいいのじゃないかと、ただいまのところ考えております。

○上林繁次郎君 そうしますと、大臣は被用者とその家族は別々にしたほうがよろしい、こういう考え方をもちになつていくようですね。その辺の理由がちょっと明らかでなかったと思います。なぜそうしなければならぬかという、その辺のところをひとつ詳しく御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君) これは最初に申し上げましたように、国民の健康の管理体制と、そして保険の組織というものができるだけマッチしているほうがいいと、こういう考え方からでございます。職域においては、その職域の健康管理体制というものがあつて、地域においては、地域の健康管理体制があるわけですから、それに合うようにするのが一番望ましい姿ではなからうかと、かように思っております。

○上林繁次郎君 抜本対策に当たっては、医療保険の問題、これも確かに重要な問題であることは間違いありません。しかし、反面、この問題よりも、かえつてその基盤となる医療制度、あるいはまた薬剤の問題等、こういう根本的な問題があると思ひます。この医療制度あるいは薬剤の問題等の根本的ないわゆる解決が必要であると思ひます。こういう問題について、そういうふうにご考へるわけでありましても、この点についてどのような考え方を持っておられるか。

○国務大臣(斎藤昇君) 薬剤と診療との関係は、やはり医療分業というものが望ましい姿ではなからうかと、かように考えます。

それから医療制度、おそらく医療機関の問題であらうと思ひますが、これはやはり何と申しますか、自由主義経済のもとにおける医療制度といたしましては、自由主義的な医療機関というものをやはり中心に考えてまいらなければならぬまいかと考えます。医療機関という見地に立てば特別であります。ただいまのところ、医療の国営という点は考へておりません。これにはいろいろいいところもありますが、また適当でないところもあるやうでございます。体制は今日の体制をとりながら、しかし国立あるいは公立等の病院の果たすべき職域もあるわけでございますから、そういった病院の必要な拡充をはかつてまいりまして、また、過疎地域における医療機関の不足というものもございまして、これなども解消してまいりというふうに考へてまいりたい、かように考へております。

○上林繁次郎君 今回衆議院から送付されましたこの健康保険特例法案、これは政府の当然の公約、またその責任を果たさなければならぬ、これに関する赤字処理を一般労働者あるいは国民に転嫁しよう、こういうような感じがしてならないわけですか。その点についてどういうふうな考へ方であるのか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君) 政府管掌保険のいわゆる赤字解消策といたしまして、御承知のように、臨時特例法を二年前にお願いをしたわけでございますが、これは保険料率の引き上げももちろんございしますが、政府の負担もその中に含んでおりまして、二百二十五億は政府が負担をしていこう、という保険料率は千分の五だけ負担をしてもらう、それから患者自身の一部負担、この三つの立て方でこの赤字を、とにかく抜本体制のできるまではこれによって克服したい、かような考へ方でありまして、これは事業主にも、あるいは被保険者にも、また受診者も、また政府もということでは

臨時特例法が二年前に国会において成立をさしていただいたのであります。

○上林繁次郎君 また、あとで関連して問題が出てまいりますので、本問題はこの程度にしまして、今回の修正案では薬剤の一部負担がなくなつたわけですが、そうなりますと、当然今後考へられることは、乱診乱療という問題が考へられてくる。こういった点が憂慮されるんでありますけれども、今後、政府としては、これに対してどう行政指導をしていくかという問題は、やはりこの赤字をかかえている問題だけに、非常に大きな問題になつていこうと思ひます。こういった点についてどのような行政指導をするかということについて、ひとつお考へをお聞きかせ願いたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 薬剤の一部負担がいわゆる受診を抑制する効果があるかないかという点につきましては、政府といたしましては、これによって受診は抑制はされておりました。また、そういう趣旨ではない、この説明をいたしておりました。私もこれによって、受けるべき受診を抑制しておろすとは思ひません。しかしながら一面、いやそれは言うものの、やはり抑制の効果を保持しているんだという御議論も一方に相当強くあるわけでありまして、そうであるから、その中間ぐらいがほんとのところかも知れませんが、それとは無関係に乱診乱療というものがあつた、いかという声が、薬剤の一部負担と必ずしも関係を持たずに相当言われております。すべてのお医者さんがそうか、すべての患者がそうかといふと、私は、それはごく一部であらうと思ひますが、一部にいたしても、そういう声がある以上は、そういうことのないような仕組み、またなにかうな監査というふうなことも必要であらう。かように考へまして、それらにつきましてもあるいは受け取りを出すとか、あるいは政府として償還方式をとるか、いろいろな制度が考へられるわけでありまして、制度を考へますと同時に、その前に被保険者の方々にも、また診療側の

方々にも、何といひますか、よく理解をしていただいて、そういった批判のないように、指導というところは悪いございしますが、あるいは広報といひますが、理解を求めながら、また、できるだけ監査も適正にやれるようにやってまいりたい、かように考へております。

○上林繁次郎君 政府が言つておられますところの行政上の努力という点、これはどういった点をさしているのか、その中身ですね。行政上の努力、その中身、またさらに、過去三年ぐらいの行政努力の実績、こういったものをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君) 詳細につきましては、政府委員から必要に応じてお答えをいたさせていただきますが、総括的に申しますと、たとえば保険料収入の点につきましては、保険料の滞納、遅延、あるいは当然納めるべき保険料の、何といひますか、査定というふうなもの適正化をはかつていくということが一点、それから診療報酬制度におきましては、過当請求がないかどうか、こういうような点を中心にしたいわゆる監査と申しますか、診療報酬を支払う場合の査定といった点が主たる行政の努力だと思ひます。

○政府委員(加藤成二君) ただいま大臣からお答え申し上げましたように、行政努力の内容といたしましては、収納率の向上をはかるということと、それから医療給付費が適正に支給されておるかどうかということで、お医者さんのほうから回つてまいりますところの請求書について、過誤がないかどうかという点をチェックする努力をいたしております。その他、たとえば現金給付、傷病手当金というふうなものもございしますが、そういうものが適正に支給されているかどうかという点、そういうような点について行政努力というものを言つております。四十二年度では約二十五億、四十三年度では約二十九億といふような行政努力による金額でございます。

○上林繁次郎君 この最近五六年ぐらいの間の指導監査状況、これについてひとつお話願いたいと

思いますが、これは特に薬価の一部負担が修正案によつてなくなつたわけでありませう。当然、保健所担当者の指導監督というものが、これを徹底していかなければならぬということが考えられる。そこでいま申し上げたような最近五カ年間に於ける指導監督の状況、こういった点についてひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(梅本純正君) 保険医療機関等の保険医療担当者の指導監督につきましては、最近五カ年間という御質問でございますが、昭和三十九年度以降につきましては申し上げます、個別指導をいたしましたのが約三万三千件、それから監査をいたしましたのが約七百万件を実施いたしました。監査の結果、指定取り消しの行政処分をいたしましたのが約四百件、その他約二百件につきましては戒告、または注意を行なつておる、こういうふうな状況でございます。

○上林繁次郎君 では、その次に移りますが、薬価の実態調査の状況、それと今後の見通し、これはどのようになつていくのか、こういう点についてひとつお答え願ひたい。

○政府委員(梅本純正君) 薬価の調査につきましては、過去におきましていろいろ関係団体との協力問題につきまして問題がございましたが、四十二年の九月に、その以前約二カ年以上を費やされまして、いろいろ御審議になりました中央医療協議会から建議をいただいたわけでございます。御承知のように、中央医療協議会におきましては、三者構成の委員会でございます、診療担当側もあるいは支払側も、公益委員も一緒になられまして、「医薬品の実勢価格を薬価基準に反映させるため、薬価調査を少なくとも毎年一回実施すべきである。調査項目、調査対象等調査の細目については、今後本協議会において検討する。」という建議をいただいたわけでございます。そういう建議をいただきましたので、昨年におきましては、この中央医療協議会の調査実施小委員会ではいろいろ御討議になりました調査項目に基づいて調査を実施したわけでございます。今回の調査につきま

ては、その前の調査が二本月でございましたが、年も二月に調査をするはずでございましたが、これが中央医療協議会の診療報酬の緊急正の要望の審議といふところからでまゐりまして、調査の対象になります医療機関である関係団体のほうの協力が得られませんでした、現在のところ、中央医療協議会を中心にして、いろいろと審議が続けられておるといふことでございます。われわれもいたしましては、できるだけ早くこの問題が片づきましたら調査を実施したいといふふうに考えております。

○上林繁次郎君 薬価の調査結果に基づいてこの薬価の切り下げがあつた場合、この薬価基準の改定が行なわれる。その場合、その財政効果はすべて保険財政に充当できるのではないか、こういうふうに思ふんですが、この点についての考え方についてひとつお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(梅本純正君) 先生のおっしゃいますようなお話につきましては、過去からよく言われまされたのは、潜在技術料といふふうなことで言われておりました。薬価基準を下げることによつて、その薬価基準と実勢価格の差におきまして財源が出てまいりますので、それを技術料に振りかえるべきだといふふうな議論でございます。しかし、現在におきましては、この二年有余にわたります中央医療協議会の審議の過程におきまして、できるだけそういう診療報酬の引き上げは診療報酬の引き上げとして十分に検討をし、薬価基準の引き下げといふのは実勢価格と薬価基準との差をなくするといふことが一つの目的でありますので、それをできるだけ実勢価格に合わせるといふことで、一応現在のところそれを切り離した形で、やるべきことは必要に応じて今後やつていくといふふうな形で進んでおります。

○上林繁次郎君 次の点に移ります。

弱体の健康保険制度では国庫負担の定率は、これは常識となつてゐるわけですが、たとえば日雇保険は三割五分の定率です。国保は四割五分、こういうふうな定率になつてゐますね。そこで、政府

管掌の健康保険は現在赤字です。当然、その給付費を上げるべきである、こう考えるわけですが、少なくとも二割以上の定率化をはかる、こういうふうにしていくべきではないかと、こう考えるわけですが、この点についてのいゝゆる考え方、どうでしょうか。

○政府委員(梅本純正君) この医療保険に国庫負担をどういふ形で入れるかということにつきましては、先ほど大臣も申し上げました抜本改正の一つの重要課題にならうかと考えております。そもそも社会保険でございますので、取支相当いたしまして、たてまえといたしましては、保険料をもつて必要な医療給付をまかなうというのが一つの原則でございます。しかし、先ほど先生御指摘のように、低所得者であります日雇保険、あるいは国民健康保険には定率の国庫負担が入つております。現在、政府管掌の健康保険に二百二十五億の国庫負担が入つておりますのは、これは臨時急急の財政措置として、赤字対策として、予算措置におきまして、入つておる性格の国庫負担でございます。これを、御指摘のように、今後どの程度の定率国庫負担にすべきか、あるいは本来の社会保険のたてまえに返すべきか、国庫負担がなくなつていくべきものか、こういう点が問題だらうと思ひますが、いずれにいたしまして、抜本改正の一番大きな問題といたしまして、制度の立て方が問題でございます。やはり制度の立て方に

おきまして、先ほど大臣も申し上げましたように、全部あらゆる制度を統合しようといふふうな案もございます。あるいは小さく割つて被用者保険は全部健康保険組合のような組合に分割してしまふといふふうな案もございます。やはり制度の立て方がきまつてから、そこに含まれます被用者保険の実態を見まして、国庫負担をいかように入れるかといふふうな点を重要な問題として検討していきたい、こういうふうな考え方をしております。

○上林繁次郎君 今回の衆議院修正案によつて、保険者、被保険者及び診療担当者の利害得失、これは

はやっぱり一つの大きな問題点になるのではないかとと思ひます。そこで、その三者といふのは、この三者の利害得失はどのようになつておるか、その点をひとつ明確にしたいと思ひます。

○政府委員(梅本純正君) 先ほど被保険者の点につきましては、修正の提案者であられます遊谷先生からお話がございましたように、やはり被保険者につきましては、薬料の一部負担が落ちたという点、あるいは保険料率が千分の一、あるいはわれわれとしては、相当の大幅な給付改善であると考えております。分べん給付が行なわれましますにわたりましても、千分の一の保険料負担がなくて済むという形で、先ほどの金額にいたしまして六十四億円の減額になると思ひます。それから診療担当側の点といたしましては、この薬料の一部負担が修正によつて削除されたことによりまして、診療担当側は、いままではこの薬料の一部負担は、窓口におきまして、事務的に非常にめんどうであるといふふうなお話が出ておりました。が、事務的な点が非常に解消されるというふうに考えております。

○上林繁次郎君 被扶養者の給付率、これは昭和三十七年の八月の社会保障制度審議会の建議でも、最低七割程度まで引き上げることが勧告されていたわけですが、これに対して、今日に至つてもそれがそのようになつておらぬ、こういうことで、また、四十四年においても、社会保険審議会、この答申を見ますと、当面、扶養者の給付率は七割とすべきことを指摘している。したがつて、いかなる事情があつたにせよ、どういふ理由があつても、この答申から言つてこの給付率七割まで持つていつていけるべきじゃないか、こういうふうに思ふんですね。その点の見通しといひますか、考え方といひますか、その点についてひとつお願ひいたします。

○政府委員(梅本純正君) 先生御指摘の、家族の給付率の引き上げの点でございますが、先ほど大臣が申し上げましたように、抜本改正の問題につきまして、関係団体の御意見はいろいろございま

す。しかし、それに共通をいたしまして、間違いないくやるべきだという問題の一つをいたしまして、先生御指摘の給付率の改善がございます。皆保険下におきまして八つの制度に分かれてはおりますけれども、制度を統合しよう、あるいは現行制度をそのままにいたしまして、やはり皆保険になったのであるから、一応一定の線まで給付の割合をひとしくすべきである、不公平のないようにすべきであるという点と、それから各保険におきまして保険料負担が非常に不公平である、やはり皆保険になったのであるから、国民におきまして同じような所得の人については、大体どの制度によりまして保険料の負担が、びったりいなくて、不公平のないようにというのが共通しての問題でございまして、先ほど大臣が申しましたように、抜本改正を進めますに当たりましたも、一挙にできませんので、年次計画としてものごとを構想いたします場合、まず第一にやるべきことは、保険料負担の不均衡を直すということと、やはり給付率をできるだけ合わせるというところが焦眉の急務だと思ひます。やはり先生御指摘の点は、できるだけ第一次計画で進めたいと、われわれ事務局としてはそういうふうに考えております。

○上林繁次郎君 公害関係の医療と申しますが、この点について聞いてみたいと思ひます。いわゆる自己の責めに帰することのできない疾病、これらについては、抜本対策を待たないで、健康保険等の社会保険とは別の公費で、いわゆる国です、公費でひとつこれをまかなうべきではないか、こういうふうに考えるんですけれども、この点どうでしょうか。

○国務大臣(斎藤昇君) 公害による健康障害に対する解決策をいたしまして、ただいま法案を提出をいたしておるわけでありまして。いま、参議院の公害対策特別委員会が御審議を願っている次第でございまして。

○上林繁次郎君 これらの問題については、わが党としては、社会保障基本法案、これを提出し

ておりますが、この中には、これらの問題については、公費で負担をするというところがうたわれているわけでありまして。そういう考え方について、もう一歩突っ込んでひとつ私はお答えを願ひたいと思ひます。今後そういう姿勢といひますか、そういう方向に持っていくんだと、またいつころまでにそういう方向にこれを持っていくという、そういう目安、こういうものをひとつ明らかにできればいいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 公害による健康被害に対する法案をいたしまして、いまお願いをいたしておりますのは、この保険でまかなえない自己負担の分につきましては、これは国費と、それから企業者側と地方費と、この三者によつて自己負担の分をカバーしていくことになつておりますので、大体御趣旨に沿うような方針で立案をいたしておるわけでございます。

○上林繁次郎君 この問題については、公害医療救済特別措置法案の諮問に当たつて、社会保障制度審議会において、「政府は、みやかに公害病に対する公費による公的医療制度を確立し」、「こういうふうに言つておるわけですか。したがつて、「この疾病の特質からみて、各種医療保険に負担させたりすることは適当ではない」、「こういうふうに指摘しているわけですか。こういう答申を尊重していく、そういうことが最も大切ではないか、こういうふうに思ひます。こういう答申に対して、現在、政府としては、どういう考え方を持っておりますか。

○国務大臣(斎藤昇君) 公害による疾病の治療費、これを全部国費でまかなふという考え方には、ただいま立つておりません。今日衆議院の審議の段階でも一番問題になりましたのは、これは公害を与える企業の責任ではないか、企業に負担をさせるべきではないかというような考え方が非常に大きく打ち出されておるわけでございますが、しかし、企業責任と申しましても、その企業が企業としてはつきりしている場合は別であります、そうでない場合はどの企業に負担させるか、

非常に困難でありますから、これも問題でございまして、したがって、とにかく自己負担の分を何とか本人の負担にならないようにしていくという考え方に立つておるわけで、いわゆる公害病といふことになれば、全部それは別個の国費負担に根元からなつてしまふという考え方は大いに考えなければならぬ、かように考えております。

○上林繁次郎君 まだまだお尋ねしたい点がたくさんございまして。たとえば交通事故関係の問題、あるいは成人病対策、僻地看護婦の充足対策あるいは老人医療の問題、いろいろございまして、けれども、またお尋ねもしてみたいと思ひます。ところが、私が言うまでもなく、時間が非常に制限されております。あとの質問者との関係もございまして、一応本日のところはこの程度にしまして、あとまた保留をさせていただきます、このように考えます。

○中沢伊登子君 初めに御了解をいただきたいと思ひます。それは、今朝から法制局長官の御出席をお願いいたしておりましたが、現在の時点で、まだおいでいただけないようでございまして、四時二十分からは四時半ごろでなければおいでをいただけない、こういうことをいま伺ひましたので、私の質問も一時間くらいを予定いたしておりましたので、おそらく私の質問の間には長官はお見えにならないのではないか、かように思ひます。そういういたしますと、上田先生の質問のときにお見えになるのではないかと、このように思ひますが、その時点で、この問題については、特に発言を許していただきたと思ひますが、御了解をいただきたいと思ひます。

○委員長(吉田忠三郎君) 了承します。

○中沢伊登子君 それでは、初めに今度の修正案の問題について御質問を申し上げます。

〔委員長退席、理事上林繁次郎君着席〕

政府は、今度のこの健康保険特例法の原案を突如として修正されました。しかもこれを強行採決して参議院に送付されましたが、この間のいき

さつについて質問をしたいと思ひます。先ほどから小野委員を初めとして再三質問が繰り返されておりますけれども、今度のこの修正案を突如として出してこられたそのいきさつをひとつ伺ひをしたいのです。

二年前に特例法を提案されて、そしてその後この二年間、ちつともその間にこの法律案に手をつけずにおかれ、今度再度その延長を提出してこられた。すなわちこの二年間何にもしていなかった、全く権威のないことであると私は思ひます。そうしてこの法案は、政府と自民党との関連でどのようになつてゐるか、つまり、おそらく政府がこの提案を自民党のほうに一度提出をされていろいろ御意見を伺つたのではないかと、かように思ひますが、その辺のことをひとつお尋ねいたしたい、このように思ひます。――それではもう一ぺん御質問いたします。

それでは、谷垣議員にお尋ねいたします。二年間はつたからしてあつたわけですね、特例法を。そうして、二年間とにかく抜本改革案が出せないというところで、再度今度延長を求めてこられたわけですか。ところが、その延長案を突如として修正案という形で提案になつてこられたのですが、そもそも、この特例法の延長案を提出されたね。その段階においては、おそらく政府のほうから自民党の政調会の方に何らかの諮問があつたのではないかと、このことをまずお伺ひしておきます。

○衆議院議員(谷垣專一君) この二年間の間に何をしておつたかというの、これは政府の問題でございまして、私の答える筋合いのものじゃないと思ひます。ただ、政府がこの案を提案するのにつぎまして、いわゆる政府原案を提案するのにつぎまして、これを自由民主党のほうに相談があつたことは事実であります。

○中沢伊登子君 そうしますと、自民党のほうにも提出をする前にいろいろ御相談があつた、そうすると、これは党内や党の中の政調会の中で十分に検討をされた、私は思ひますが、どうでしょ

うか。

○衆議院議員(谷垣專一君) 十分に検討いたしたわけでありませう。

○中沢伊登子君 今度、突如としてその延長案を修正案に変えられたわけですが、党内あるいは政調会の中で十分検討をされたそのときに、どうして修正をされなかったか、その辺を伺います。

○衆議院議員(谷垣專一君) 従来から与党と政府の関係がございまして、政府が法律案を提案いたしまする前に、党のほうの政調その他で、原案につきましていろいろ議論をいたすわけでありませう。しかしそのことは、それでは政府案が国会に提案された後におきまして、与党はこれに對して何ら修正その他の余地もないかどうかという問題につきましては、これは、私は、おのずから別個の問題だと思ひます。政府が原案として出します際に、これはこれでひとつ出していこうということの承認と申しますか、一種の同意をいたすことは、先ほど申しましたとおりでございませう。また、議論の過程においてはいろいろございませう。政府がこういふふうに二年間の間に抜本策がやれなくて、そして延長するというに對しての政治的な責任はどうかという考え方もございませうので、いろいろ問題があるわけにございませう。

〔理事上林繁次郎君退席、委員長着席〕

しかし、これは特例法の延長は除きまして、健康保険法あるいは船員保険法の本文は、とりあえず時間が足りなかつたからということにございませう。その時点におきましては、自民党といたしまして、その原案を提案することにつきまして同意をしておつたわけにございませう。しかし、このたびの修正案が出ましたのは、その後におきまする国会における審議の状況その他の状況を勘案いたしまして、そうして党といたしまして修正案を提案するということになつたのでございまして、これは従来でも実はあるのでございませう。政府原案に對しますと与党修正、これもまたあり得るわけにございませう。それと同じような経過をとつた、

こういうことでございませう。

○中沢伊登子君 自民党の修正ということはあるでしょうけれども、それがあまりに突然にこう出てきたわけですね。国会もやがておしまひになるというときに、突然に自民党が修正をしてこれらいろいろな審議の過程で野党が修正するというならおかしくはないけれども、国会も終了するまじわになつて、突然自民党のほうで修正をしてきた。なぜそのようになったか。このことを先ほどからいろいろ議論を承つておりますと、薬剤の一部負担をのけたらいいだろうとか、あるいは出産の給付のために千分の一引き上げる、それも反対があるから引かぬほうがいいだろう、こういうふうないろいろ議論が先ほどからかわされておつたわけですが、そういうことであれば、それなら、いま、これからこうやって審議をしていく過程でいろいろ議論が出てきたら、いまからでも修正をなさる御意思があらうか。

○衆議院議員(谷垣專一君) 私、この席へ呼ばれておりますのは、衆議院におきまする修正の提案をいたしました責任者として本席へ呼ばれておるわけにございませう。したがひまして、衆議院におきまする修正をいたしました立場で、それに対する御質問につきまして御説明をいたしておるわけにございまして、参議院におきましていろいろの御議論の末どういふふうに御処置なされまするかというに對しては、私が申し上げるのはいささか筋が——出過ぎたことになるかと思ひます。ただし、修正案を提案いたしました私個人の考え方は、非常に妥当な修正を提案したと信じておられますので、できますれば、参議院におきましても御賛成を願へば、たいへんありがたい。これは私個人の考え方でございますが、これは少しこの席で申し上げるのは行き過ぎかと思ひます。せつかくの中沢先生のお尋ねでございませう。

○中沢伊登子君 それならば、厚生大臣のお考えはいかがでございませうか。

○國務大臣(斎藤勇君) 政府といたしましては、原案が最善と考へて提案をいたしております。

で、原案がよろしいと、かように考へておりますが、しかし、衆議院で修正をされました以上、修正されたものを通すのはいか、原案ばかり突つておつて、そうして参議院で原案に返つて法案が全部流れてしまふのはいかという判断に立ちますと、不満足ながらも、修正せられたものをぜひお通ししたいと思ひます。かように考へます。

○大橋和孝君 私、ちよつと関連して、一つだけ厚生大臣に質問してみたいと思ひます。

いま話を聞くと、あなたは、原案のほうで正しいと思つて出したのだと、それは修正されたけれども、修正に對しては抵抗しておつてもいいかぬから、それをやつてもいいと思ひます。そういうふうな解釈をしたわけですよ。今度修正案を出されて、国民の健康をさかどつておるところのあなたとしては、この国民のための医療という問題から考へて一体、この修正が国民にどれだけの利益、あるいはまた、どれだけの不利益になるか。あなたの出された案との間でどういふふうに考へておられるか。

それからまた、今後の問題についても、いままで聞いておりますと、そういうふうな非常にこの修正案そのものは、いままでの考へを根底から引っくり返している。たとえば二年の間に抜本改正をしてもいい、これは社会保障制度審議会からも、それがいつ時限立法となつたはずでありますからして、こういうものもとからくずれてしまふことについて、あなたは、国民の側に對して、今後の問題に對してどういふふうに受けとめておられるのか。やつぱり国民の側の医療という立場から考へると、一体これに對してどこにメリットがあり、どこに悪い点があるのか、そういうことをどういふふうに把握しておられるのか、ちよつと伺ひたい。

○國務大臣(斎藤勇君) 二年間の截止めがなくなつたようになつた修正案、この点はどうかという、まず第一点の御質問は、これは截止めがなくなつたのではない、法律的にはなくなつたようでは、

あるけれども、しかし、政府といたしましては、抜本改正をゆるめる考へは毛頭ない。党のほうも、そういう考へはないということにございませうから、その点は、差し引き何もないと私は思ひます。従前どおりであります。

だが、薬剤の負担がなくなつた、そうして千分の一が削除された、このメリットは、国民の側に立つてどうかというお尋ねでございませう。さしたつては、先ほどから御質問がございませう。さうに、今年度において約六十数億という国民が負担しているものが負担しなくて済むということにございませうから、国民の側にとつてはメリットかも知れませんが、しかし、これはそれで赤字がふえてくるということになると、その赤字の処理をどうしていくかということまでさらにさかのぼつて考へてみますと、目先だけのメリットでいいのかどうかということになりますと、これは考慮すべき点があるかと、かように考へております。そこで、私は、当初出した原案のほうがいい、かように思つて原案を出したわけでありませうが、まあ修正をされました以上は、そうしてこれが両院を通過いたしましたならば、これを尊重してまいらなければならぬ、こう考へます。

○中沢伊登子君 いまの厚生大臣の御答弁、私はそれに引き續いて、ずっと質問を續けていきたいのですが、いま大橋委員からいろいろメリットの話や何かがございまして、ちよつと質問をこちらのほうに変へます。

先ほどから、国民がどの程度今度の修正案で得をするか、こういう話が出ておりますが、先ほどいただきました参考資料によりますると、出産給付のための千分の一をやめた、これで幾らか国民の負担が軽くなつた、これが三十三億、それから薬剤の一部負担を取りやめたことで三十一億、合計六十四億国民の負担が軽くなつた、こういうふうな、私、先ほどから何べんも伺つております。それは斎谷さんの答弁でもそうでございませうけれども、先ほどいただきましたこの参考資料によりますると、まず第一ページの対策前の単年度赤字の

見込額、(7)のところに、保険料率、九月以降の分として、約六十四億修正後は黒字になるわけですね。これは九月以降でございすから、それならば、満年度のときの黒字はどのくらいになるか。まずこの点からお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(加藤威二君) 千分の六十五から千分の七十まで、要するに千分の五上げますと、満年度、四十四年度で三百十五億でございす。

○中沢伊登子君 これは千分の六十五であったのが千分の七十になるわけですね。そうしますと、先ほど申し上げましたように、六十四億の国民の負担が軽くなった、このようにだけ言っておられるけれども、千分の六十五から千分の七十の負担になっているわけですね。そうすると、これは国民全体にとっては、ほんとうはメリットと言えるかどうか。赤字対策としては非常にけっこうではあるでしょうが、満年度のあれとしては三百十五億というお話ですが、しかし、これは低所得者にとつては、同じように千分の七十負担をすることです。千分の五だけよけに負担をすること、これが恒久化した、こういうことで、私はこれはメリットにならない、こういうふうに思います。

それならば、今度は(7)のところに初診時における百円が二百円になりましたね。こういうものやら、あるいは入院時が三十円が六十円に引き上げられる、これも恒久化したわけですが、このように二百円になり、六十円に引き上げられた、これは低所得層の人にもいまだと同じでございす。低所得の人たちもこれを同じように負担をしなければいけない。それならば、千分の七十に引き上げられたために三百十五億円の保険料が入ってくるならば、低所得の人たちに対してこの対策をなさないのか、その辺を一つお伺いすると同時に、先ほどからお話のありました薬代は、いわゆる低所得の人と申し上げると、非常にことは悪いですけれども、お医者さんに言わせれば、マル免の人たちは、この薬代の一部負担というものは、いまだでもなかったはずですね。そうした

ら、これはたいしたメリットにはなっていない、こういうことなんです。そこら辺をひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(加藤威二君) 最初、中沢先生の御指摘のありました三十三億を減らすという問題は、確かに千分の六十五から七十まで千分の五上がるということ、これは、特例法のときに、二年前にそういう措置をとったわけですね。これは確かに被保険者の負担増でございすから、その限りにおいて反対があつたわけですね。しかし、財政上さらに二年これは延ばそう、その上に分べんの給付改善をやりますから、千分の一だけさらにプラスしよう、それが三十三億分でございす。これをやめたということにつきましては、政府原案と衆議院で修正された分との比較におきましては、やはり被保険者、事業主は三十三億円分だけ、政府原案よりは負担が軽くなったというところは言えると思うのでございす。

それから初診時、入院時、百円を二百円にした、それから三十円を六十円、これも倍になっております。これについては、確かに御指摘のように、外来投薬時につきましては、低所得者については免除をしておりますけれども、これについては免除をしておりますけれども、これはもう百円と三十円をつくりましたとき、これは三十六年ごろだったと思ひますけれども、そのころに五十円から百円にした、こういうようないきさつがある問題でございす。この初診時、入院時の一部負担については、当初からそういう低所得者免除ということをやつていなかったわけですね。これは、なぜかと申しますと、外来の本人一部負担につきましては、これは病気が長期化したしますと、一日一割十五円は、その分だけとりますと低額でございすけれども、長期疾病になりますと、相当な負担になる。しかし、初診時というのは、最初にお医者さんにかかるときに、確かに二百円だけ払っていただけ、あとは全部無料ということですね。それから、薬の一部負担よりもそのその圧迫といいますか、それが少ないとい

うことと、それから入院時につきましては、三十円から六十円、これは米代みたいなものでございまして、それは一カ月だけでございす。入院一カ月たちまして、二カ月目からはもうこれはございせん。ですから、入院の当初の一カ月分だけと、こういうことで負担が比較的少ないわけですね。それから、そういうことで薬の一部負担につきましては、低所得者の免除をやりましたけれども、この初診時、入院時につきましては一部負担、低所得者の免除というものが、こういうことでございす。

それから、この百円にいたしましたのは三十二年度でございす。訂正いたします。

○中沢伊登子君 百円が二百円になり、三十円が六十円になる、米代ぐらいのもので、まあ一カ月だと、こういうことでございすけれども、初めに小野委員からも質問がありましたように、最近はお医者さんに行くのにやっぱ千円ぐらい持っていないと行かないんだ、こういうような話もございまして、まあこれはお医者さんに行くこと、このことだけ考えればそれでいいけれども、物価も毎年毎年上がっているし、何もかも上がっているときですから、私は、この初診時、入院時の負担、こういうものは、ほんとうならば、特例法の前ならば千分の六十五であったのが特例として千分の七十になったんですから、それで一年間通じれば三百十五億というふうなお金になるわけですから、この辺はもう少し考慮してもいいのではないかと、このように思います。その辺でももう少し考慮をさせていただきたいと思ひますが、まあこの問題にだけさわつておれませんが……

そこで、もう一つ、今度はそれらの財源の問題を議論してみたいと思ひます。その前に、先ほど厚生大臣から小野委員でしたか、上林さんでしたか、御答弁のありましたように、おそらく医療費の緊急は正というふうなことがなされるであろう。もしも一%上がっただけでも、四十三億というところでございす。この前の私の本会議における質問、これは六月の十八日の健康保険に

対する私の本会議における質問のときに、佐藤総理大臣の御答弁の中に、「特に診療報酬体系につきましては、医療担当者技術の正当に評価することを主眼として、中央社会保険医療協議会の専門的な審議が進められる予定であります。今後ともその適正化につとめてまいりたい、かように考えております」と、こういう御答弁があるわけですから、おそらくやがて診療報酬は引き上げられるかと思ひます。そういうような問題や、いろいろ財源の問題について私は質問をしたい、こう考えておつたわけですが、その財源を得るためにこういうことを御提案をしてみたい。それは、保険料を払う人たちの区分がありますね。第一級は三千円、最高の三十六級は十萬四千円が上限になつていふと思ひますが、この上限を引き上げる考えはございせんか。つまり、最近はいくつアップなどどんどん収入が上がつていふわけですね。それです。この上限を撤廃するか、あるいはこれをもう少し引き上げるか、そのようなことをお考えになったことはございせんか。

○国務大臣(斎藤昇君) この上限を現情に合うようにいままでも引き上げてまいつております。今後も実情に合うように引き上げを考えていかなければならないと、かように思ひます。ただ、この上限を引き上げることによって入ってくる保険料収入は、ほとんど組合管掌が大部分でございす。政府管掌の財源にはあまりなるまい、かように考えております。

○中沢伊登子君 組合管掌の健康保険でも、これはどの程度でございすか。

○政府委員(梅本純正君) 十萬四千円以上の者が現在のところ二・数%になつております。

○中沢伊登子君 そうしますと、政府管掌のほうにはあまり十萬円以上の人がいない、こういうことになるわけですね。

○政府委員(梅本純正君) ちょっとただいまの答弁を間違えました。先ほど申ししたのは政府管掌の健康保険でございす。健康保険組合の

ほうは、おの自主的にやっておりますので、ちよつと全国的に数字を持っております。

○中沢伊登子君 この問題は、先ほど申し上げましたように、低所得者の人たちのことを考えて、初診時、入院時のこの問題をもう一べんできることとなら考慮に入れていただきたい、このように思います。

それから先ほど大橋委員が御質問になられたあの続きをいたしますと、今度突然にこのように修正案が出されたわけですが、この修正案は政治的にも内容的にも重大な政策転換だと思ひます。それは、国会における審議の過程にかんがみ、きわめて重大な政治的背信行為だと言わなければならぬと考へます。こんな大転換を行なうということであれば、先ほどからいろいろ御意見もありましたように、社会保障制度審議会とか社会保険審議会、そういうところの意見を求めるなり、あるいは国会の審議をやり直すのが本筋ではないかと思ひますが、先ほど法制局長のお話では、わざわざ社会保険や社会保障の審議会にかけなければならない、国会は唯一最高の立法機関であるから、それを通さなくてもよい、こういうようなお話がございましたが、それならば、国会の特に第一院である衆議院でほんとうはもっとも審議をやり直すのが当然ではなかったか、このように思ひますが、その辺のお話を伺ひたい。

○衆議院議員(森谷直蔵君) 本案についての衆議院の審議のやり方についての先生の御意見でございますが、衆議院の段階におきましても確かにそのような議論があったことは事実でございます。ただ、結論としては、いろいろな議論がありましたが、結局、委員会に差し戻すということはやらないで、そのまま本会議でこれを採決したということになっておりますので、これ以上の意見の開陳は差し控へたいと思ひます。

○中沢伊登子君 それでは、それを了解しておきましよう。

は依然として保険制度を堅持しているために、財政状態が悪化すれば全部受益者に赤字がかかってくる、こういうことになっておりますが、政府はもう少しこれを社会保障の性格に強めていく考へはございませんか、厚生大臣にお尋ねをいたします。

○国務大臣(斎藤昇君) 御意見のように、わが国の医療保険は、いわゆる保険制度で、各自が支弁をする医療費を相互に保険し合おうということが中心になつてゐるわけでございます。しかしながら、各種の保険を通じて見ますと、保険料は必ずしも全部を通じて所得に比例したものではないという状況になっておりますから、その点を直していかなければならない。それは抜本改正の問題である、かように考へております。なおまた、保険料を支払ふことのできない、先ほどからおっしゃつておられます低所得層の方々に對しましては、保険料免除とかそのような措置を考へまして、国費なりその他の方法で支弁をしていくという考へも考へていかなければならぬまい、社会保障の考へ方をそういうふうに取り入れていかなければならぬ、かように考へております。

全部国費その他で国民の医療をまかなうという制度の立て方もありますが、しかし、日本の経済その他あらゆる面から考へまして、やはり保険が中心であり、保険料を支払ふことの困難な人に対しては社会保障的な見地から措置をしていくということが適當ではないかと、かように考へます。

○中沢伊登子君 ILOは、医療保障の終局の目標として、すべての国民に對する医療のための公共サービスを設けることを明らかにしておられます。この基本的な立場に立つて、予防、治療、リハビリテーションを通する一貫した医療の保障を国の責任で行なう体制を確立する考へはございませんか。

○国務大臣(斎藤昇君) 大筋におきましてはそのとおりだと考へております。そういう意味で医療制度もあるいは国民の健康管理体制も考へていく

べきだ、その方向で進んでおりますが、まだ弱い点がございますから、それを強化していかなければならないと思ひます。

○中沢伊登子君 もう一つILOの条約關係について御質問をいたします。社会保障の最低基準に關するILO一〇二号、この条約を私はすみやかに批准すべきであると思ひます。日本の社会保障は、この一〇二号の条約を批准する条件を十分満たしておりますのに、今日まで批准をしていない。その理由はいかがでございますか。

○国務大臣(斎藤昇君) おっしゃいますように、ILO一〇二号は、批准をする条件を満たしております。ところが、これを上回る条約がすでにある。締結されようとしておりますので、その間の情勢を見合ひまして、一〇二号条約を批准いたしませんから、その際には上回るものを批准いたしたい、かように考へます。

○中沢伊登子君 ことしのILOの総会において疾病条約が改正されたと聞きますが、それがいまのことでございますか、あるいは、その内容はどうなるものでありますか、これを伺ひていただきたい。

○政府委員(梅本純正君) 本年のILOの総会におきまして、従来の疾病保険に關する第二四号及び二五号の改正が行なわれたわけでございます。その内容といたしましては、第二四号及び二五号条約が医療保険の条約であつたのに對しまして、医療保険の分野だけでなく、公衆衛生公費負担の制度、それから社会福祉の諸施設を含めまして、広く医療及び疾病給付全般について規定したものでございます。

条約の批准によりまして問題となりました点は、現金疾病給付の対象が全経済活動人口の七五%というふうなことが非常に中心の議題になつたやうでございます。

○中沢伊登子君 そうすると、日本ではそれを批准する考へはございませんか。

○政府委員(梅本純正君) いま申しました現金疾病給付の対象が全経済人口の七五%というふうになりましたので、自営農民及び自営商工業者、わが国で申しますと国民健康保険の被保険者の多いわが国の経済構造から見まして、このパーセントと比べ合ひました場合には、基準の上限を満たしてございせんので、この点は今後十分慎重に検討いたしてまいりたいと思ひます。

○中沢伊登子君 それでは、次に、老人問題について一言伺ひます。あれだけ老人を喜ばせながら、老人医療の無料化は一体どうなりましたか。園田厚生大臣がだいぶんいい御発言をなさつて、老人は非常に喜んでおりましたが、これはやっぱり社会保障でみるべきではないかと考へます。この老人問題については、さきの自民党の大綱でも取り上げられております。厚生省も老人対策について中央社会福祉審議会に諮問をしておりますが、老人になつてみずからを守り得られなくなつた人々に對しては、国費をもつて医療を保障するのは当然であると思ひます。厚生大臣はいかに考へておりますか。

○国務大臣(斎藤昇君) 老人の問題につきましては、年金の問題、あるいは提案をいたしております医療問題につきましては、自己負担の半分を公費でみるようにという意見が相当強かつたのでございしますが、そういう意見も取り入れまして、抜本改正の際に老人保険というものを特別のものにしてそういう必要に応じようようにいたしたい、かように考へて、改正の際に取り入れてまいりたい、かように考へております。

○中沢伊登子君 厚生省は、昭和四十四年度の予算で、老人医療費の公費負担制度を要求していただやうでございますが、これが実現できなかったやうに思ひます。引き續いて明年度も要求をし、実際に努力をされる考へはございませんか。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいま申し上げましたやうに、これは老人保険という制度によつて抜本改正の中に取り入れて考へてまいりたい、二ヶ年間考慮をいたしたいと思ひます。

○中沢伊登子君 本年度はいわゆる寝たきり老人の対策を実現しているようですが、その実施状況はどのようになっておられますか。

○政府委員(今村謙君) お答え申し上げます。

本年、初めて、在宅の寝たきり老人援護対策というのが予算三億一千万円というのが入ったわけでございます。

その内容といたしましては、第一点は、普通の健康診断に集まらない寝たきりの人でありまして、医師、看護婦等を自宅に派遣して健康診断を行なう。それから家庭奉仕員を一挙にこの問題だけで四千四百人を増員するというところでございす。これは普通のホームヘルパーは現在でも千五百人ほどやっておりますが、それを寝たきり老人に集中して行なうということでございます。それから特殊ベッド——ギヤッチベッドという特別なやつであります。三千六百台、これを最も困っておる人から始めて貸与する。これは年次計画でまいるたい。それから特別養護老人ホームの緊急整備、これは去年約六億ぐらいありましたのが、こゝしは十億二千万というように約四割以上ふやすというふうなことでございます。

そういう状況でございます。現在、市町村におきまして、老人家庭奉仕員の派遣——派遣というよりも人の手当て、これは大体見通しがついて着々と進行しております。それから所在の医師会と連絡をいたしまして、家庭訪問のお医者さんの手当て、これも順調に進んでおります。ギヤッチベッドも同じようでございます。以上のような状況で、四千四百人全部完了しますのは、本年十二月あるいは一月、年度内にはこの人の確保では見通しはついております。

以上でございます。

○中沢伊登子君 先ごろ、自民党の案として、医療制度の技術本綱が発表されましたけれども、その内容の中で、被保険者の家族は全部国保に入れることになっております。この問題については、先ほど上林委員からも御質問がありました。家族全部国保に入れるというのは、一体どういうふう

な理由でやられるのですか。これは家族の分断であると思ひますが、政府側と厚生省の御意見をちょっと聞かしていただきたい。

○国務大臣(斎藤昇君) この考え方は、先ほど申し上げましたように、国民の健康管理体制と保険というものをマツチさせるのが適当ではないかという考え方に立っているわけでございます。職域においては職域の健康管理体制としてそこで疾病になつた者の保険、地域においては地域の健康管理体制として保険という考え方に基づいてい

るわけでございます。何といつても疾病になることを防いでいく、国民の健康を増進する、それでもなおかつ疾病になつた場合には保険でまかなつていくというわけでありまして、これは非常に密接な関係がありますので、そういう考え方は一つのりつばな考え方であらう、かように考えて一つの保険に入れているというのは、発生の経過からそうなるというわけでありまして、国民皆保険という考え方から、もし最初からそういう保険を考へるというのであれば、職域に働く人とそうでない人は、保険の体制が違ふというのが当然ではなからうか。ただ今日、発生の経過から保険も体制がそういう形になっておりますから、いかにもこれを引き離すようなむごたらしいような感じでありまして、考え方はそのほうが正しいのじゃないか。しかし、これにはなかなか実際の問題として早急にやれない点もあると思ひますから、やれるものからやつてまいらうというので、今日発展してきております。たとえば組合管掌とか、共済組合というふうなものにおいては早急にやることは相当困難ではないだらうか。しかし、将来のあり方としましては、そういう考え方のほうがいいのじゃないか。それを一つの将来の青写真と考へて、それに近づくような改正を徐々にやつてまいりたいと思ひます。

○中沢伊登子君 その問題については、私も、もう少し考へてみないと十分納得ができないわけですが、質問を次に進めてまいりたいと思ひます。

す。

わが国の母子保健の対策は母子保健法に基づいて実施されてきておりますが、先進国に比べて妊産婦の死亡率はまだ高率にございます。戦後著しい改善向上をみた乳幼児の死亡率、あるいは体位、栄養状況、妊産婦の訪問指導、母子保健施設等についても、なお努力を要する課題がたくさん残つております。政府は、この際、救済対策といわれている現行の母子保健法を改正して十分強化をはかる考へはございませんか、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(斎藤昇君) まさしく母子保健の問題はまだおくれである、かように考へます。これから特に進めてまいらなければならぬのはその点だと、かように考へております。ことに、いわゆる身障児の問題等を考へました際に、事前にそういう身障児の生まれないような母子保健対策、また、妊産婦の死亡あるいは幼児の死亡というものを母子保健対策を強化することによって減少させてまいらなければならぬ。日本の社会保障制度の中におきまして、これは前向きな対策である、かように私は考へます。そういう意味で、来年度におきまして、特にこの点に重点を注いでまいりたい、かように考へております。

○中沢伊登子君 特に、母子健康センターの整備拡充は、要望がたいへん強うございます。社会保障制度審議会の答申の中にも要望が出ていますように見受けましたが、市町村においては、お医者さんや保健婦の確保について苦心しているのをごさいます。この対策をどのように考へておられるのか。先ほどの老人対策の点では、訪問指導員が順調に確保されていると、このように伺いましたけれども、母子健康センターの面ではどのようになっておりますか。

○政府委員(瀧美節夫君) お話のとおり、母子健康センターは、特に農山漁村における母子保健対策の一つの拠点でございます。したがって、私どもといたしまして、昭和三十三年以降、母子健康センターの設置につきましては大いにつと

めてまいりまして、昨年度末におきまして、全国で五百三十六カ所という数を確保するに至りましたが、まだまだ不足しております。したがって、これらの拡充はこれから十分努力しなければいけない、かように思つておりますが、御指摘のように、母子健康センターの確保とそれの適正な運営につきましては、地域におきまして医師会あるいは助産婦会等の関係団体との緊密な連携と御協力を得なくちゃいけませんので、国におきましても、設置等については、そういう点を十分考慮の上設置するように進めていこうと思ひます。

○中沢伊登子君 そういふ保健婦さんだの、看護婦さんだの、あるいは寝たきり老人の世話をする人だの、あるいはまた、違った場面からはゼロ歳保育の保育園の保母さん、いろいろなそういう人たちは全部婦人が背負わなければならぬ部門でございます。だんだん要望がふえてまいりまして、たとえば、戦傷病者の人たちでも、もつともつとホームヘルパーを派遣してほしい、あるいは、保母さんたちにも、働く婦人が多くなつてまいりますと、八時から夕方五時までの保育時間では間に合わない、もつと早くからもつとおそくまで保育をしてほしい、いろいろな要望がたくさん出てまいります。しかし、それを引き受けるのは全部女性でございます。そういう女性が、わりあい給料が安くて、そしてその要望が強いということ。やはり女性にとりましては、ほんとうはもつとつかう仕事をやりたいわけですね。そうすると、だんだんそういうところに働きに行かれる婦人というものがなかなか求めにくくなつてくるのではないかと考へます。そういう人手の問題から日本の社会保障はくずれてくるのじゃないか、このことをいま非常に心配しているわけですが、その辺の見通しについていかがでございますか、お答えいただきたいと思ひます。大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(斎藤昇君) 私も、中沢さんと同様の心配をいたしておるわけでございます。婦人の働

かれる場が多くなつてまいりまして、いまおしやいますように、かつこいい職場が他国に比べて特に日本は多くなつてくる、かように考えます。このあり方は、日本の労働問題としていいかどうかという点もありますが、とにかく現状はそういうわけでありますから、したがつて、こういつた社会保障の關係に働いていただく婦人の方の待遇のほうをもっとよくして、もっと魅力のあるものにしていかなければならない、かように考えております。本年も、ささやかではございますが、三、四カ年にこゝろいつた方々の待遇を引き上げられるようにというふうに予算の考慮もいたしたわけでございまして、これで十分だとは考えておりませんが、私は同じ考えを持っております。

○中沢伊登子君 寝たきりの老人なんか看護する人は、おふろに入れたり、あるいはおしめを取りかえたり、ずいぶん肉体の労働も多いです。それから、そういう点では、待遇もよくすると同時に、できる限りこれを機械化できるものならば機械化してほしい、こういうことを特に要望いたしておきます。

と同時に、また、働く婦人の保護の面からも、出産休暇あるいは保育休暇について一年ぐらゐの長期有給休暇を考えてはどうかと思ひますが、これについてお答えをいただきたいと思ひます。実は、衆参両院の婦人議員懇談会でも、この問題がこの間から寄り寄りいろいろ相談になつておるわけですが、出産休暇あるいは保育休暇で一年ぐらゐの有給休暇をとつていただけるかどうか、お考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋廣子君) お答えいたします。御存じのように、産前産後につきましては、それぞれ六週間ずつの休業が基準法上規定されております。この休業期間中の給与につきましては、特に法律の規定はございませんで、有給にするかどうかは労使間の協約によることになっております。ただいまの御質問の、一年間についての休業と申しますか、休暇につきましては、これはもちろん。今現在法律上そのような規定はございません。

で、民間の企業等におきまして、労使の話合いで、一定の期間を限りまして、乳児を持つ働く婦人に、出産後、いわゆる休職期間を設けて身分を継続する、その期間終了後職場に復帰することを確保する、このような制度を設けておられるところが若干出てまいっているわけでございます。これを法制化するということにつきましては、これは非常に大きな問題でございますので、私も慎重に検討いたさなければなりませんと思います。が、原則的に考えますと、働く婦人が安心して子供を産めるように、また、子供を持つ婦人が安心して働くようにすることが大切なところかという点につきましては、特に国の法制をもつて有給の扱いにするということにつきましては、いろいろと問題が大きいかと思ひます。また、職業の種類等にも問題がございまいしょうし、特に民間の企業等にこのような義務を課するという点につきましては、非常に大きな困難もあることと思われまゝです。有給ということにつきましては検討すべき点が多々ある、一般的にはそういうところでございます。

○中沢伊登子君　いま、婦人の労働力が非常に高く評価されているわけです。それで、先ほども申し上げましたように、いろいろな職場で婦人の手が必要になってきているわけですね。そういうときに、ゼロ歳児保育所とか、あるいは普通の保育所とか、そういうものが全部婦人の要望を満たすだけの数がないわけです。それで、やむを得ずこういうような制度も当然考えられるべきではないか、このように私も考えて、寄り寄り婦人議員の間でいろいろ相談が進められているところでございます。しかも、それがやっぱり有給でなければとても休んで、しかも保育園にもやれない、保育所にも預けられないという中で、有給でなければとても婦人も安心して休めないわけ

です。幸いに婦人少年局長は女性でございますから、この辺のことを十分御考慮いただいて、私どものそういう希望が満たされるように御尽力をいただきたいと思います。

聞くところによりますと、自民党さんのほうでも、この問題を完全体として取り上げておられて、あるいは有給といつても三千円くらい出そうかという話も初めあった。ところが三千円ではとてもだめだということで、一部では、いまの給料の八〇％ぐらいは出してほしい、しかしそれはあまり高過ぎるのではないか、それでは、とても、なる話もならないのではないかというような、いろいろな議論がいまだたかわわされている最中でございますから、どの辺が適当かという結論はまだ出るところまではいっておりませんが、どうかその辺で十分の御尽力をいただきたいと考えます。

それでは、時間も一時間たつたようでございますが、あともう二点だけ質問を続けさせていただきたいと思います。

沖繩の医療保険の現状を承わらせていただきましたんですが、この前も沖繩の婦人たちが自分たちのお金を寄せて甘んじの検診車を買ひながら、それに乗ってくださるお医者さんが、産婦人科のお医者さんがなくて、何べんも内地に飛んでこられて、私も沖繩に行った関係上、何べんも御一緒に特連局に伺つたことがございますけれども、先ごろは、また風疹も非常にはやつた、こういうようなお話もございしますので、沖繩における医療保険の現状や、お医者さんの確保、医療機関の整備の状況はどのようになっているか、それを伺いたいと思います。今後沖繩が日本に復帰をする場合に、医療保険の一体化になるためにはどのような対策が必要であるか、あわせて御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員（梅本純正君）　まず医療保険の問題から申し上げますと、被用者のみを対象としたしました医療保険法が、沖繩におきましては、昭和四十一年の七月から実施されております。現在、全住民の約半数が適用されている現状でございます。

す。それから本土と違いますのは、給付方式が本土は現物給付方式になっておりますが、償還方式でございます。次に、保険料は総報酬制を基礎といたしております。本土におきましては、先ほどから御承知のように標準報酬制をとっておりますが、総報酬制を基礎といたしまして料率は千分の三十二で、これを事業主と被保険者が折半しているという制度でございます。それから医師及び歯科医師の現状でございますが、昭和四十三年末におきまして、医師が四百四十七名、歯科医師が百二十三名でございます。人口対比ではおおむね本土の三分の一強という現状でございます。医療機関につきましては、昭和四十三年末で病院十九、診療所は歯科診療所を含めまして三百八十八ございます。病床数は約六千七百床で、人口対比では本土の六割程度というのが現状でございます。

第二点のお尋ねの本土と沖繩の一体化にあたってどういうふうに考えるかという問題でございますが、沖繩に皆保険体制を達成するというのが一つの条件でございます。本土のいわゆる地域保険の国民健康保険のようなものがございませんから、皆保険体制を達成していく。それから第二点として、給付の割合、それから給付の方式等につきまして、実情に応じまして、逐次本土の制度に合わせるように調整していくということが第二点の一つの大きな問題でございます。

それから第三点は、皆保険を達成するために基礎的条件になります市町村財政を強化する。これは先ほど申しました地域保険である国民健康保険のようなものを本土と同じようにやりますためには、市町村財政が持つか持たないかというのが最大問題で、財政を強化するという問題、それから医療担当者の確保、これは御承知の医師、歯科医師。これも難問中の難問でございますが、確保するということが中心になろうと思いますが、これまで厚生省といたしましても、財政的かつ技術面からの援助をひんばんにやっておりますので、今

後とも引き続き十分実情を見ながら、即刻本土と一体化の条件が整いますように努力し、援助してまいりたいと思います。

○中沢伊登子君 それでは、最後に船員保険の問題について一言伺いをいたします。

船員の特長性ということにかんがみて、船員保険では、船員の疾病についてすべて船主が責任を持つことになっております。したがって、船員法と船員保険法とはうらはらの関係にあります。船員保険法では、当然、船員の疾病にかかる初診時における一部負担を廃止すべきではないかと思ひます。それはしばしば国会における附帯決議事項にもありましたが、その後どのように尊重し、処理されているか、見解を承りたいのでございます。

そこで、私も、いろいろ参議院の社務委員会の附帯決議や、衆議院の社務委の附帯決議を調べてみましたが、過去三回このような附帯決議がついておるわけですが、この問題をどのように処理されているか、御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(梅本純正君) 船員保険法の災害部門につきましては、一部負担制につきましては、これまで国会の附帯決議等におきましても御指摘をいただいております。その後、事務当局におきまして十分検討をいたしましたのでございますが、船員保険法におきましては、三つの形態の療養の給付を他の制度と共通の医療機関で行なわなければならないという、一つの相互保険でございますために、そういうことがございます。この場合、療養の給付の形態に應じまして、それぞれ異なった措置をとるといふことになりまして、医療機関にとりましてきわめて複雑になるわけでございます。そういうことで複雑になりますし、また職務外の三ヶ月の災害補償給付がございすけれども、同一疾病であるかどうかの認定、それから三ヶ月以内かどうかの判定等の事務を、結局はこれを医療機関にゆだねるほかにないかというところになりまして、この点でデッドロックに乗り上げておるといふ現状でございます。したがって、いま申し上げて、現行のような診療報酬の支払い方式あるいは

請求方法等、医療機関の自由選択制を前提として、船員法により災害補償責任を、船員保険法により療養給付との間に適当な、妥当な調整をはかるためには、現行のような一部負担の事前交付、または償還の方法は、いまのところはやむを得ないものではないかというふうに考えております。ただし、先ほど申しましたように、再三国会でも御指摘を受けておりますし、そういう点で、先ほど申しましたように、一定の研究をいたしました結果、やはり医療機関側がうんと申すにただけるかどうか、これがちよつと私から申すに、いんてんでございすが、なかなかその御了承をいただくにつきましては政治的な問題もございまして、その点がデッドロックになっておりますが、今後におきましてもなお研究いたしまして、御指摘の点が何とか解決できないかということで努力してまいりたいと思ひます。

○中沢伊登子君 その船員保険でございますけれども、今度適用範囲の拡大について、漁船の乗組員の場合には、二十トン以上の船でなければこれが適用されなかつたわけですね。それを何とか五トン以上の漁船にも適用範囲を拡大すべきではないかと思ひますが、その辺はいかがですか。

○政府委員(加藤武三君) 漁船につきましては、二十トン未満の漁船に船員法並びに船員保険法の適用拡大という問題につきましては、四十四年ことしの五月に、船員中央労働委員会におきまして一つの答申が出ております。答申の趣旨は、五トン以上二十トン未満の漁船について、地先漁業等を除いて船員法の適用を拡大すべしと、それから、たぐ、零細漁業の実態を明らかにしつつ、漸進的に適用拡大をはかつていくのが妥当である、それから船員法と船員保険法は一体的に適用拡大をはかるべきであるが、実施の円滑をはかるために段階的に実施すべきである、そういう趣旨の答申が出ております。要するに、二十トン未満の漁船についても適用を拡大していくべきだ、これは一挙にできないから徐々に拡大をしていく、適用拡大の可能なものから徐々に拡大していく、こ

ういう答申も出ておりますので、その答申の趣旨に沿ひまして、運輸省と相談の上、この答申の趣旨に沿つて法律の手当てをしていきたいというぐあいに考えております。

○中沢伊登子君 それでは、何べんも申し上げますけれども、漁船が相当数一緒に団を組んで漁に出ますときに、どうしてもやっぱり私は病院船と一緒に連れていくべきだと思ひます。病院船がないというところは、相当数の漁船が漁に出るとき、まるで無医村をつくつておるようなものでございすから、何べんも質問のたびに申し上げますけれども、病院船を早くつくるように、このことをひとつ要望をしておきたいと思ひます。

それから質問があちこち飛びましたが、最後に、今度のこの修正案というものが突然このように出されてまいりましたが、たいへん申しにくいことではありますけれども、この修正案というものは、医療を受ける側の意思が尊重されていない、このようなことがいわれております。すなわち、国民の立場において医療問題を解決しようとする熱意がない、あるいは今度の突然のこの修正案というものは、一部から圧力が加つたのではないかと、このようにならわさる私どもも耳に再三するわけですが、この辺のことについて特に大臣からお答えをいただきたいのでございますが、どうかいろいろ広範多岐にわたつて質問を申し上げましたが、健康の問題は、どうしても国民の側に立つて医療問題を解決するような方向に持つていっていただきたい、このように思ひますが、御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤隆夫君) このたび、政府が提案をいたしました改正法案は、御承知のように、国民の立場に立つて保険制度をどうやっていくかという改善の一步を踏み出したものではございませう。この点はおっしゃるとおりであります。したがって、いまおっしゃいますような趣旨において、医療保険制度を抜本的に改正をしたい、それを一日も早くやりたい。それがいろいろ関係から今日までまだ提案ができないのは、これは総理も

言つておられるとおり、私からも申し上げております。とおり、何といつても申しわけがないという一語に尽きるわけでございますが、その点につきましては、先ほども申ししておりますように、少なくとも二年以内にはその緒につけるようにいたしてまいりたい。その方向をいたしましては、ただいまおっしゃいますように、できるだけ国民サイドに立ち、そして社会保障的な見地でもできるだけとり入れるだけとり入れてまいって、りっぱな医療保険の制度にしてまいりたいと、かように考えているわけでございます。何とぞ御了承をお願いいたします。

○委員長(吉田忠三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記起こして。○上田哲君 昨日、提案理由の説明が行なわれましたが、私には、昨日の委員会の最後の段階で、委員長のお取り計らいによつて委員会御決定をいただいた内容に基づいて、本法案の違憲性の問題ないし違法性の問題について、議案の内容の審議に合せて幾つかの問題をたしたいと思ひます。

念のためにもう一度申し上げますけれども、私も、さまざま議論を越えて、二十五日の参議院本会議の院議に基づく立場からこの審議に入るものでありますけれども、衆議院ないし参議院、もとよりただいまの場合は参議院でありますけれども、参議院の院議なるものの内容は、昨日国務大臣としての斎藤厚生大臣も言明され、了解されましたように、三権分立の立場における司法権の解釈ないし決定を侵すものではない、そうした部分を参議院本会議の院議は超越し得ないという立場を含めてこの問題をお尋ねをするわけでありまして、この際、御答弁の皆さん方に特に御断わりを申し上げておきますけれども、私は、特に注意をいたしまして、この質疑ないし意見の開陳の中で、政治論ないし法解釈論についてはこれを争おうとはいたしません。念のために一言明らかにしてお

きたいと思いますが、まず法解釈論においては、明らかに自由民主党政府及びこれに伴う諸機関の見解と私どもの見解は相対立をしておりますし、そして政治論においては、私どもはまごうかたなくこの問題を違憲性を有するものとして、審議に値しないものとの見解をなお堅持しております。したがって、このことについて議論をすることを避けましても、私がここで明らかにしていきたいことは、この法案にからまる今日までの審議についての事実関係についての問題を説明することと、それからそれについての政府及び与党側の解釈の確定部分を議事録にとどめたいとするわけでありま。したがって、私自身も、相争うべき解釈論やあるいは政治的観点を排しますから、御答弁もその上でまづ簡潔に事実関係を明らかにされることをあらかじめ要望しておきます。

私がここであえて違憲性と呼ぶものは、次の四点であります。第一点は、七月十日の衆議院社会労働委員会における採決の無効性、第二点は、七月十四日の衆議院本会議における採決の無効性、第三は、本院二十五日における中間報告を求める動議とこれに基づく院議の違憲性、そして第四には、本法案が突如として修正案として振りかえられたことに対する違憲性の問題であります。この四つの問題のうち、第四点につきましては、すでに小野委員あるいは民社党の中沢委員からも一部触れられておりますから重複を避けることにいたしますけれども、ただ、一点だけ明らかにしておきたいと思ひますことは、議員立法における各種審議会の議を経ないでいいという問題についての解釈の点であります。あらかじめ他の問題の質疑にも関連をいたしますから、濫谷議員にお尋ねをいたすのでありますが、先ほど濫谷議員は、小野委員の質問に対して、本修正案は大幅な修正の内容を含むものである、こういう御発言がございました。念のために大幅な修正というものの内容、大幅な修正として濫谷議員が指摘される部分は、何と何と何をさすのかをいま一度御説明をいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(濫谷直藏君) 今回の修正は、先ほども申し上げたように、大幅な修正の内容を持つてゐるものでございます。その内容は、先ほど同僚の谷垣議員からも提案理由で御説明がありましたとおりでございますが、繰り返して申し上げますと、第一点はいわゆる薬剤の一部負担を廃止したということ、それから第二点は料率千分の一の引き上げを、これを取りやめることにいたしましたというところ、第三点は臨時特例法に規定されておりました保険料率千分の七十を本法に規定することといたしましたということ、それから第四点は、これも同じく特例法に規定されておりました入院、初診料の規定をそれぞれ本法に規定することとしたこと、以上の四点がおもなる修正内容でございます。

○上田哲君 さて、そこでお尋ねをしたいのでありますけれども、衆議院の議論にもあつたかたに仄聞をしておりますけれども、われわれは、こうした法案を御提出なさるについては、言うまでもなく、政府提案の法案であれば各種審議会の議を経なければならぬ、これは厚生大臣も先ほど関連質問についての御答弁の中で明らかにされておるのであります。厚生大臣のそのときの御見解では、しかしながら、これは行政府の過度の権限行使を抑制する目的に立っているものであつて、議員立法はこの範疇に含まれないものである、こういう御見解でありました。そのことは一応そのとおりであろうと認めてもいいと思ひます。しかし、私がここでたいへん大きな拡張解釈があつてはならないと思ひますのは、いさしくも行政府に過度の権限行使を認めないという趣旨が、議員立法であるならばそうした趣旨のすべてを排していいということにはならないであらうと思ひます。すなわち、議員立法であれば慎重審議のすべてを排することが望ましいというふうな理解をさるべきでないのはきわめて当然であります。そういう観点に立つならば、いま濫谷議員が御指摘になりましたような、客観的にいかなる判断においても大幅修正であるとする、提案者自身が大幅修正であると言わ

おるような大幅修正について、いかに議員立法であれ、単にこれが政府提出の法案であることとの対比においてそうした審議会の議を経ることが必要でないというふうな問題ではなしに、それとは比較する問題ではなくて、議員立法であるとしても、なお提案者自身が認められるような大幅修正に対しては十分な審議を行なうことが妥当である、こうした見解については異論がないと思ひますが、いかがでありますか。濫谷議員並びに厚生大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(濫谷直藏君) 後段のこのような大きな修正については、全く賛成でございます。という御意見に対しては、全く賛成でございます。審議をされることについて云々を申し上げるのは筋違いであらうと存じますが、しかしながら、国会におかれましては、十分慎重審議をされるのがたてまえであらうと、かように存じます。

○上田哲君 事実関係についてお尋ねをするのであります。そういう大前提に立っているといふとすれば、今回の修正案についての審議は全く行なわれてないといわれれば了知をしておりますが、これが適当であるとお考えでありますか、濫谷議員からお答えをいただきます。

○衆議院議員(濫谷直藏君) 御指摘のように、今回の修正案については、少なくとも成規な社会労働委員会における審議は行なわれなかつたわけでございます。この点については、私どももはなはだ遺憾に存じておる次第であります。できるだけ原則としては慎重な審議を尽くすべきであるという考え方は、私どももそのように存じておるわけでございますが、今回の十日のあの採決というものは、そういう点から見ると、十分な審議が行ない得なかつたという点については、はなはだ遺憾に存じておる次第であります。

○上田哲君 重ねてお伺いをいたしますが、本来ならば十分な審議をすべきであつた、これはたゞいま御確認のとおりであります。後段の部分で、しかしながら十日の状態では十分な審議ができな

かつたというふうな御説明でございますけれども、しからば、十日の日に平常な状態があつたならば、さらにあり得べき姿として審議を続けるべきであつたとお考えでありますか、あるいは、いかに平常な状態があつても審議を必要としないとお考えであつたのでしょうか。

○衆議院議員(濫谷直藏君) 実は、十日の午前に理事会が開かれまして、その席上に、私どもは、わが党の修正原案というものを一応用意して出席をいたしましたのでございます。したがって、私どもの気持ちとしては、この理事会におきまして、このわが党の修正原案というものを各党の理事にお示しをいたしまして、そうして成規な話し合いをいたしたいと考えておつたのでございますが、事實は、まあ詳しくは皆さん御存じないと思ひますが、そのような話し合いをする機会を得ないままに、あのような結果になつていったわけでございます。

○上田哲君 できれば、質問申し上げてゐる部分にのみお答えをいただきたいのでありますが、事情は、私どもも仄聞している部分がいろいろございます。

私がお伺いをいたしたいのは、十日の状態が平常でなかつたので、尽くすべき審議を残念ながら尽くし得なかつたとお考えなのか、もつとふえんして申し上げるならば、時間があればもつとやるべきであつたとお考えなのか、それとも時間があつても、もはやあれが限度であつたとお考えなのか、その点どうですか。

○衆議院議員(濫谷直藏君) でき得れば、この修正原案についての各党との話し合いをいたしたいと考えておつたわけでございます。

○上田哲君 なお十分お答えになつていないと思ひますが、一歩進めます。

いかなる事情があるにせよ——これは自民党なり、政府なりを追及をし、社会党の立場をどうしようというふうなことを私は申し上げてゐるのではありません。その経過の是非は問ひませんが、いかなるそうした経過の部分は別にせよ、とにかく

く審議が十分でなかったことは残念であるとお認めになりますね。

○衆議院議員(澁谷直藏君) そのとおりでございます。

○上田哲君 けっこうであります。

そういたしますと、この点は違法であるということがかりに言えないとしても、はなはだ審議の状態としては残念であったということを提案者御自身が認めになったわけでありまして。私は、やはりこの際、議院民主政治あるいは議院において十分な審議を尽くすべきあり方の問題にまでさかのぼろうとは思いませんが、いやくもいま政治不信が議院審議のあり方に向けられているという観点に立つならば、少なくとも、この問題について再三三省があるべきだと思いますが、先ほどの幾つかの審議をお伺いしていると、これが議員立法であるからいいのである、あるいは会期がはなはだ逼迫しているから、いたしかたなかったのであるという趣旨の御説明があったように思っています。さらに第三点として、私が耳の間違いであればそれまでのことですが、若干助け船になるかもしれませんが、これはあるいは谷垣議員の御答弁だったかもしれませんが、ほとんど内容の変わらない部分がそれまでの特例法に関する審議の中で尽くされていたと思うのと、こういう部分があったように思います。この三点のいずれが理由になるでございましょうか、あるいはそれ以外の理由があるでございましょうか。

○衆議院議員(澁谷直藏君) すみませんが、もう一度ひとつ……。

○上田哲君 私は、かなりこれは好意的に助け船を出しているわけですが、提案者自身が不十分であったということをお認めになっていないが、不十分のままで相すまぬと思えます。提案者の例は、それを不十分でない御説明されるこれまでの経過の中で、幾つかの理由をおあげになったように思えます。これはたとえば第一には議員立法だからいい、そういうことで不十分な審

議、それから第二には、事態が逼迫をしていたと、それから第三は、委員会審議の中で、それと同じ内容の審議がかなり事前に尽くされていたのだからというのを聞いたようにも思えます。その三点のいずれの理由に依拠されるのでありましようか。あるいはそれ以外の理由もおありでありましようか、この際まとめてお答えいただきたらいい。

○衆議院議員(澁谷直藏君) 午前の答弁でも申し上げましたように、本法案につきましては、社会労働委員会においては、かなりの時間を費やして審議をいたしたわけでございます。参考人を招致してその意見も聴取をいたしました。さらには委員会の冒頭に総理大臣の出席も求めて、政府の最高責任者としての見解もただしたのでございまして。そのような審議の経過の中で、先ほども申し上げましたように、薬剤の一部負担はこの際廃止したほうがいいといったような議論が非常に強く主張されたのが第一点、さらに分べん費の給付の改善に見合う保険料率千分の一の引き上げは、この際これも取りやめたほうがいいという強い主張があったわけでございます。私どもは、そのような審議の経過、さらには小野委員からお話があったように、社会保険審議会あるいは社会保険制度審議会の答申の中にもそのような意見が併記して提出されておったわけでありまして。私どもといたしましては、そういった各般の情勢判断の中から政府、特にまあ財政を預かる大蔵省側におきましてはかなりの抵抗、難色があったのでございまして、与党としてこれを押し切って、そして各般の要請にこたえる修正を行なうべきだ、こういう観点に立つて今回の修正に踏み切ったわけでございます。

○上田哲君 確認をいたしますが、修正案の審議は十分でなかったけれども、しかし、それ以前に同じ内容について特例法における審議がかなり進んでいたので、この立場に踏み切ったのである、そういうことでよろしいですね。——そうなりますと、私は、ここにたいへん大きな矛盾が出

てくると思います。先ほど御説明になっていらっしやることは、議員立法であるから各種審議会の議を経ることはないと、もつと簡単に申せば、政府提案の法案でないから、議員立法だから省けるものがあるのだとおっしゃる。その議員立法では十分な議を経ないことは残念であるとおっしゃっている。残念な部分を根拠を全然別にして、プロセスを、形成過程を別にして、政府提案の部分に肩がわりをして、その部分の審議をもつてここに振りかえるということ、これは明らかに解釈上おかしいことになってくるわけですね。実情論としては、隣のうちで飯を食ったから、きょうは飯はわが家で食わないことにしようというわけには——いま政府自民党も法解釈の拡張解釈にきゅうきゅうとされている立場を考へるならば、はなはだ疑問が出てくるのであります。

この政府提案は、これを採用するしないは別として、曲がりなりにも各種審議会の議を経て提案されている特例法、この上に立つて審議を一応踏まえているものの、案の上に立つた審議を援用していささかも——お認めになったように、審議を尽くしていない立場をその上に肩車に乗せてこの部分を乗り越えようとするのは、法的にははなはだ不備であると考えますが、いかがですか。

○衆議院議員(澁谷直藏君) 社会保険審議会、社会保障制度審議会の問題につきましては、午前中の答弁でも私からかなり詳しくお答えを申し上げておるところでございます。この点についての見解は現在も全然変わっておりません。あくまでも社会保険審議会あるいは社会保障制度審議会は政府の諮問機関でございます。政府が社会保障、社会保険関係の新しい法律案を提案する、あるいは修正をするという場合には、あらかじめこれらの機関にはかり、その意見を聞いた上で国会に提出をしないくちやならぬという法律のたてまえになつておるわけでございます。しかし、国会における修正という問題は、これとは全然別個な問題であることは、これはおのずから明らかでございます。ただ、午前の小野委員にもお答えいたしました

したように、法律上はもちろんそういうことではございませんけれども、私ども国会議員という立場において法律を審議し、法律を成立をさせ、あるいは修正をするという場合におきましては、あくまでも国民の立場に立つて、どのような内容が適正であるか、妥当であるかと、こういう観点に立つて私どもは判断をすべきだと考えておるわけでございます。したがって、実質的にはそれぞれの当該案件について、政府の諮問機関ではございませけれども、社会保険審議会がどのような結論を持っておるか、社会保障制度審議会がどのような意見を持っておるかということは、当然国会議員の立場において十分これは配慮しなければなりません。しかしながら、国会で現実には修正をする場合、自由民主党なら自由民主党という立場において、これらの政府の諮問機関にはからなければ修正ができないということ、法律のたてまえには考えておられないということを申し上げておるわけでございます。

○上田哲君 第一点は激しい法律論としての矛盾であり、第二はその矛盾を埋め合わせるために政治論が顔を出しておりますので、この点をひとつ軌道を修正して御答弁をいただくようお願いいたします。

私が申し上げたいのは、論旨を明快にお願いをいたしたい第一点は、御主張のように、あくまでも議員立法であるから、他のいかなる——たとえば政府提案の法律にかかわる諸手続なり、審議の内容とは関係のないものであると突っ放されるのであれば、先ほど御自身が認めになりましたように、審議が十分でなかったことが残念であるというにとどまるのであります。しかし、それにもかかわらず、実質的にはまるつきり成り立ちが違ふものであるけれども、中身がたまたま同じものであったから、政府提案の同じ趣旨の条文の中でも審議が尽くされてはいたではないか、国会議員として実情を把握するのは当然である、法案は違ふけれども実情的にはわかつておるものであると

おっしゃるのであるならば、そのことが院における審議のデータになり得るのであるならば、たとえ二十五日の参議院本会議における大谷藤之助議員がいみじくもそれと反対の論議を展開されました。実質的に参議院社務委員会での法案の審議が行なわれているかどうかは、実情的に知っているかどうかは別だけれども、法規に照らしては中間報告を求める根拠があるという事は、矛盾を避けるのであります。二百五十人の参議院議員のどなたも参議院社務委員会でのような審議が行なわれたか、ただいまの論議に従うならば、知らなければならぬ国民的義務があるはずであります。しからば、わざわざ念を押して中間報告を求める必要は法的にその根拠を失うことになるはずであります。私は、こういう議論をする事を好まないという事を先ほど申し上げておりますから、これについて追及はいたしません。

整理をしていただきたいことは、あくまでも議員立法の筋を通すのであるならば、議員立法でない政府提案の成り立ちの中で行なわれたいかなる審議も、ここに準用する解釈がどこから出てくるかという事は問題が出てくるだろうと思ひます。だから、この点について、明らかに一つの法案がある、政府提出の法案がある、この審議が相当進んでいるといたしましょう。そのときに、突如として同じ内容を実情的には持っているかも知れないが、議員立法が出てきた。この場合には、いかなる審議をしなくても、他の名称の法案の中で審議が十分尽くされているという実情があるのであれば、議員立法の審議を省いても違法ではない、また妥当であるという、こういう新例が開かれるものかどうか、ひとつ衆議院の法制局長から御答弁を願ひます。

○衆議院議員(澁谷直蔵君) 法制局長の答弁の前に私から重ねてお答えをいたしたいと思ひますが、おおよそ法律案の審議というものは、政府提出の法律が一番多いわけですが、その審議全体を通じて修正をすべきであるか、原案のままこれを成立させるべきであるか、あるいは廃案にすべきであるかという判断が出てまいるわけでございます。私の先ほどの答弁、あるいはお取り違ひになつてゐるのではないかと思ひますが、政府原案の審議が行なわれたから、その審議で修正案についての審議は省略してもいいのだというふうなことは、私はお答え申し上げておりません。先ほどの御質問に端的にお答えいたしましたように、でき得るならば、修正案についても十分の審議を行なうべきであつたというふうに私は考へております。ただ、現実の問題として、先般の社会労働委員会におけるあの状態は、修正案についての十分な審議を行なうことができなかった、その点はなほ遺憾でございます。このように申し上げておるのでございますので、その点はひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

○衆議院法制局長(三浦義男君) ただいまのお尋ねの点につきまして、ちよつと取り違へておれば、またお尋ねを願ひたいと思ひますが、けさほど午前中の小野委員の御質問に對しまして、私お答え申し上げましたが、いわゆる国会修正というものは、私は限界がないと考へております。それが憲法上いろいろな問題があれば別問題といたしまして、政府が国会に提出した法案の内容につきまして、それをいかなる修正を行なうか、それが国会の独自の権限であるし、そのことは憲法で御承知のとおり、いわゆる國權の最高機關であり、唯一の立法機關である国会の當然の権限からにじみ出てくる事柄であらうと考へております。したがひまして、国会法あるいは衆議院規則、または参議院規則等におきまして、修正の場合について何らかの制約の規定があれば別問題といたしまして、それが無い限りは、国会における修正についての何らの制限はない、こう午前中に申し上げましたが、さうに現在も考へております。ただ、ひとつ制約があると思ひますれば、それは国会法に書いてございませうに、法案の修正内容が予算に關連を持つ場合において内閣の意見を聞かなければならぬという事はございませうが、この点は、衆議院においても、その措置をとつておりますので問題はなからうかと思ひます。

○上田哲君 法制局長の解釈というのは、私は解釈で争わないと前から申し上げておりますから議論はいたしません。私の意見をつけ足しておきたいと思ひますのは、これは言つてみれば、教科書の第一ページに書いてあるコメントの要らない部分の言い方であります。予算を伴うものは云々という事はきつめて当然のことでありませうけれども、少なくとも、提案者が十分な審議ができたか、それは残念であつたと言われております。問題は、それを特に違法性とははい言ひませんが、妥当でなかつたことは認められておる。少なくとも法の立法の精神は、高度の常識を条文化するということでありませうから、その限りにおいては法をこまかくことばになぞらえてつuckingていく場合には、こういう解釈もあり得るといふエクストリームな例外を設けるように意圖するのではなく、できるだけ常軌に適合するような構成に努力するのが妥当であることは言うまでもありません。その限りでは、あなたのおっしゃることは、最小限の規定を表現されるのであつて、議員立法というものが、議会の法案修正権というものが、ただいまおっしゃつたような特殊な例外を除いては万能であるということそれ自体はけつこうであります。しかし、それはそのゆゑにあらゆることがいかなるチェックもなしに行なわれることのはうが望ましいということにはならぬだらう。少なくとも、提案者が十分な審議をしなかつたことが残念であると言われているような部分を、もつと十全の形に補修するという方向を解釈の上でも取り出してゐることが望ましいということをおっしゃつてゐるのであります。この点について議論のある道理はありませうから、私が伺ひしてゐることは、明らかに二つの法案は名前が違ふのでありますから、名前が違ふという限りに於いて別問題であります。別法案であります。一方の法案の審議が十分でない。同じような内容のものがあつたにせよ、他の法案の審議というものをもつて別の法案の審議に対する充足ということがなし得るかどううか、その解釈を伺つておるのです、簡単に回答をいただきたい。

○衆議院法制局長(三浦義男君) 御承知のとおり、今回の提案は三本立てになつておりまして、ただいま申し上げましたような内容の健康保険法の改正、船員保険法の改正、それから健康保険法及び船員保険法の臨時特例の期間の延長、こういうものの内容を含んでおりますので、そういう一つの内容を持った一体の法律案として政府は提出したわけでございますので、その内容の中において、その条項のどの部分を整理し、どの部分を削除し、どの部分を追加する、こういうことは全く法案修正の上において何ら差しつかえない問題であつて、特に問題とすることは私はないように思つております。

○上田哲君 少しざわめきがあつたようでありませうから、委員長から御注意をいただきたい。見解の相違についてはの主張は、国会は言論の自由の府でありますから、十分に保障されなければなりません。かりに法制局長の法解釈が万能であるとしても、このことは国会立法権上議院立法の万能を振り回す理論をもつても、なお理由づけ得ないものでありまして、その点は委員長から法に照らした委員会の秩序維持について十分に配慮していただくようお願いいたします。

次に進めますが、二十五日の参議院本会議の中間報告の問題であります。昨日の参議院事務局長ではなかつたのですが、ちよつと名前を忘れましたが、法制局長さんでしたか、どなたかが委員会中心主義の問題について御説明をなされたときに、委員会審議は本会議の審議に便し云々ということばが使われました。これは何らかの条文的明文が存在するのでありませうか、慣習による表現でありませうか。これはどちらかの局長さんだつたと思うのですが、参議院の局長から再度お答えを願ひたい。

○法制局長(今枝常男君) ただいまお話のように、本会議の審議に便しということばを使ひました記

憶は私にございせん。使つておらないと思ひます。

○上田哲君 ことばの問題はそれではけっこうでしよう。委員会中心主義というものはいかなる条文、慣習によるか、由来するか、参議院法制局長から伺ひます。

○法制局長(今枝常男君) 委員会中心主義ということ正面から規定した規定はないといふ。第二項にございせんが、国会法の第五十六条の第二項にございせん「議案が議決又は提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、その審査を経て會議に付する。」こゝありまして、原則といたしましては、議長は、まず委員會の審査を経てから本會議が決定する、こゝう原則的なたてまえをとつておりますことを一般に委員會中心主義といふふうに理解しておるものと承知いたしております。

○上田哲君 それに伴つての昨日の御説明の中では、委員會中心主義とはいひながら、しよせんは本會議の審議に便するものであるから、その意味では、たとへば委員會で提案理由の説明が行なわれている場合であっても、そのことが行なわれているかどうかについても中間報告を求めることができ、こゝう解釈がなされたのであります。私は、これについてはいろいろ議論がございせん。本質的には委員會中心主義をうたり以上、提案理由の説明もないものに中間報告を求める云云といふことが、一体常識の底辺においてあり得るものかどうか、そうした問題が三百代言的な法解釈の中で遂行されていかどうかという問題はあります。御説明のように、提案趣旨の説明が行なわれているかどうかについてもこれを求めることができるというのを前提として議論することにした。私がお尋ねしたいのは中間報告、提案趣旨の説明が行なわれたかどうかということをする中間報告を求めることができるとして、この問題は委員會中心主義の限度ということを確認することになると思ひますから、そのこと

ができるとしても、その中間報告を求めるならば、求めたあとならば、そのまま本會議は、委員會においての一切の審議が提案趣旨の説明も行なわれていないといふことの上に立つても、なお採決することができるといふものかどうか、この点の御解釈を承りたいと思ひます。

○法制局長(今枝常男君) 私はもつぱら法律論、これは申し上げるまでもないことですが、法律面を申し上げております。それで法律は、最小限度といふか、最大限度といふか、その規定をいたしておるわけにございせんが、いづれにいたしまして、中間報告を聞きましてあとにおいて、本會議としてどのような措置をとるかといふことは五十六条の三の第二項に規定いたしております。したがひまして、この規定に該当して、あるいは期限を付し、あるいは直ちに會議で審査することになるかどうかといふことは、その具体的の場合において、この規定との関係において、この規定に該当しているかどうかということに會議御自身がお認めになるかどうかということによつてきまることがと思ひます。申すまでもありませんが、五十六条の三では「中間報告があつた案件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員會の審査に期限を附け又は議院の會議において審議することができ、」と規定いたしておりますので、會議におかれましては、緊急を要すると認められましたときには、法律論といたしましては、ここに規定されているような措置がとり得る、法律上は、つまりそれをとりまして、直ちに違法とは呼べないといふ意味において法律論としては、こゝういう措置をとることができ、こゝういふことになるかと思ひます。ただ、こゝういう措置をとりました場合に、そこに妥當論上問題があるといふふうな考え方に立つ見解の起り得るような場合が事実問題として起り得るかどうかといふことは、これは、一応別の問題、と申しますのは法律論的には別個の問題といふように考へております。と申しますのは、重ねて申しますと、法律的に許されているワツクの中で現行に行な

われまゝ事態が、ときに妥當論の面から問題を起すといふ場合があり得ることは、これは否定できなないことと存じます。

○上田哲君 たいへんもつて回つた言い方で苦しい答弁でございまして、その中で法律論と運營論の區別があるだらうといふところを私は重視いたしまして、法律論と運營論の二つに分けました。法律論としては、こゝういふことができる場合もある、できない場合もある、期限を付して委員會に送る場合もある、こゝういふ御報告でありました。とすると、二十五日の参議院本會議で中間報告を求めた。ある場合もある、ない場合もあるといふフレンジビリティの中で中間報告を求めた後、参議院本會議が委員會に期限を付して、審査をしつゝ決定をされたといふ解釈は、明らかに、直ちに本會議において採決することには十分熟していないといふことの結論に達したといふふうに理解するのが妥當だと思ひますが、いかがですか。

○法制局長(今枝常男君) ただいまお尋ねの問題は、五十六条の解釋の中で、現に行なわれまゝた本會議での議決が、つまり妥當であつたかどうかといふ点のお尋ねになると思ひます。これははなはだ……こゝういふふうに申し上げていかどうかはわかりませんが、私も法制局長の者といひましては、法律論についてだけの判断を申し上げたんでございまして、妥當であつたかどうかといふことを申し上げることは、法制局長としてはごかんべんをいただきたいと思ひます。これはこゝう立場に置かれていないものであるといふことを御了承いただきたいと存じます。

○上田哲君 あなたがたの立場を追及しようとするわけではありせんから、私は二つに分けたのであります。あなたがたのおっしゃる通りに、法律論と運營論があるでしよう。純法律的に答へることができなければ、法制局長、何のために標をはんでいるのだ、有権者をなされるためにそこにいるんじやありませんか。いかなる政党にも政府にも属してはるわけではない。法に属してはるのです、あなたが

は。その限りでは明らかに正當な立場において法解釋をきちんとお出しなればいいので、ごかんべんを願ひたいとは何事ですか。法についてもものを言うことができないければ、法制局長といふのは要らないじやないですか。これは明らかに堂々とおっしゃい。それがどうしても言ひにくいこと、かつまた、それを今日の法律の中でおっしゃることができなければ、私はこゝういふめがねをかけて見ることにはいたしませんから。明らかに中間報告を求めた、その上で、できることもある、できないこともある中で、なお委員會に審査を期限をつけて返した、戻した。戻したと言つちやいけないうのですか、送つたといふことは、それは十分に、こゝで本會議の採決をする、本會議の意思を決定するには熟しなかつたといふことに法律的な解釈としてはならざるを得なかつたといふわけですから、イエスかノーかをちゃんとお答へ願ひたい。

○法制局長(今枝常男君) あるいは私のことばが不足したのかと存じますが、議決そのものは、法律の中で行なわれたものといふふうに私了解いたしております。あとはそれが妥當であつたかどうかといふ問題でございまして、これは適法、違法の問題ではございせんので、そこで、法律上の問題ではないといふふうに申し上げたわけにございせん。こゝういふ意味におきまして、法律上の問題になりせんことを申し上げるのは、私の権限に与えられていないことであることを申し上げた次第でございせん。

○小野明君 閣下、法制局長、きのうの続きなんです、いま上田君が触れた問題で、議院が緊急を要すると認めたとき、この点に關するあなたの見解というものがいまないわけですね。説明をされておらぬわけですね。そこで緊急を要すると認めたらぬといふのは、これは主観的に判断をされてはならぬといふ点については、きのうもあなたが答弁をされたと思ひます。やはり客観的な、合理的な判断の基準、緊急を要するといふ事態の判断といふものがなされなければならぬ。同時に、

緊急を要するときという基準というものがなければならぬと思うのです。今回の場合は、この緊急を要するときという問題に、この参議院社務委員会が中間報告で持っていたかたという事態が当てはまるわけですが、この緊急を要するときということばを、字句を解釈するのに妥当な基準、あるいは原則というものを、あなたのほうはお持ちでなければならぬと思うが、この点はどういうようにお考えになりますか。

○法制局長(今枝常男君) 緊急を要する場合に該当するかどうかということは、これは場合々々の各種多様な事態を基礎として出てまいることでございまして、これを一般的にその基準というものを立てることは困難のように存じます。そこで今般の会議において緊急と認められたということとは、むしろこれは本会議におかれまして、結論として緊急を要するという事態が存在するということをお認めになったものであると存じますし、それはそういう判断に至りました基本になる事態がどういふものであるかということは、これは私といたしまして、これをいわずに有権的に認める立場にはございせんわけでございます。したがって、今般のもの緊急に該当したかどうかということとは、私どもの立場では認定は困難というように考えている次第でございます。

○小野明君 そうすると、あなたのほうで、法律上の立場から認定は困難だ、緊急を要するときということばに該当する基準はない、こうなると、この議長がオールマイティであつて、いつでも自分が必要と思ったときに、あるいは特定の政党が必要と考えたときに、特定の権力をにぎっている人がこれはこうしようと思うときに、いつでもかつてに中間報告という武器を使うことができる、こういうことにしかならぬわけですね。そこで、これにブレーキをかけるには、客観的、合理的な基準というものを、これがあるべきだということとを申し上げているのですが、この点があなたの解釈では、御見解では、どうも主観的に運用されてよろしい、その結果、委員会中心主義というものが、これを原則にしているのだが、この原則を破られてしまふ、原則さえも破られてしまふという結果を招来するわけですが、それでも、なおかつ、そういう措置についてはわれわれは関知しないということになると思うのですが、いかがですか。

○法制局長(今枝常男君) 緊急を要するという法律的效果を生じますのに、どういふ事実があつたら緊急を要すると法律が言っているか場合かという問題でございまして、実は問題が二つに分かれていて存じます。一つは、ある事実、ある事態がありまして、その事態を法律上緊急の必要がある場合と称しているものに当てはまると考えるかどうかという問題、こういう意味において、事実の問題と法の問題とが二つあると存じます。こちらに一定の事実があつて、その事実をもとにして、この事態は緊急を要する場合だと、こういうふうにかつて考える場合がこの規定の動く場合かと存じます。そこで、ただいま私が申しましたのは、その緊急の必要ありと考へられる、基礎になる事実が何であつたかという問題でこれはきまるのでございまして、これはそういう意味において、私がここで右を申し上げることのできない立場にありまして、これを申し上げたわけでありまして、と申しますのは、これはいま二つに分かれました法の面を私の立場としてはつまり扱っている関係に過ぎませんので、片方の事実関係がそれに当てはまつていたかどうかということとを申し上げる立場ではない、と同時に、またそういうことを認識する立場には置かれていない、こういう趣旨なんのでございまして、したがって、私が申し上げましたことによつて、この規定が恣意的に動くことになるといふやうなふうにも、もし御了解いただきたまはしたならば、それは私のことばが足りないののでございまして、それはもちろん緊急を要する場合というふうには法律で言われるだけの事実関係がなければならぬということとは、私申し上げることができまふ。

○上田哲君 先ほども言っていますように、いいですか、局長、あなたのおっしゃる区別に従つて、私は、法律論と運用論を分けると言っているのです。だから、法的にあなたはこの現象をどう理解すべきかということとをきちんと答えてもらいたい。運用の問題に入つてまで私はあなたをいじめちゃおらぬのです。いいですか。あなたは、この国会というところ、院というところ、あらゆる審議は全部法に基づいて行なわれているのです。どういふ問題であれ、国会内の運営なり、審議なりというものが法以外の他の規範によつて行なわれていることはないので、いかなる部分について法的見解、解釈を求められれば、あなたはこれに答へなければならぬのです。法が空白になつておるといふ部分が、あるいは空間が、あるいは時間がこの院には存在しないということはお認めになるわけでしょう。いいですね。そうだとすれば、なかなかおわかりにならないけれども、たいへん卑俗な例をお話しするが、あなたのほうから、これはどうですか、こうです、ということを言われぬ場合があるでしょうが、野球のアンパイアは、ランナーがベースをほんとうに踏んでいったかどうかというのを言わねばいけません、アンパイアは、ランナーがベースを踏んでいったかどうかというのをアンパイアは答へなければならぬのです。いかなる場合であらうと、野球はルールによつてしか運営されない。法に基づいてしかあらゆる手続、あらゆる運行はなされないので、ですから緊急の事態とは何であつたか、どういふ場合が緊急の事態に当たるのかというやうな解釈についても、またいろいろ事実関係の分析はあるでしょう。そのことはしばらくおきましよう。あるいは議長なり、それを受けた事務総長なり、これからお伺いすることになるだろうと思うから、それはしばらくおきてもいい。あるいはもう少し譲つて、院全体がきめた判断に私は従うだけだ、という御答弁でも、私はあなたを追及しようとは思はない。少なくとも、しかしその中に含まれるものが何であれ、中間報告を求めたその中間報告

告の上に乗つて院は採決をできることもある、できないこともあるというのがあるのをおっしゃつた法的解釈なんです。それを採決をしないで委員会に送つたという事態がここに生じたということは、法律的にどう解釈すべきかということとを法的に明らかにされたいということとを私は言っている。つまりそれは、ここで採決できる場合もあるにもかかわらず、あなたの解釈によるならば、採決をしないで委員会に送つたということは、採決するに値しなかつたというふうには解釈することが正しいのではないかと申しているのですから、イエスかノーかは答へられるでしょう。

○法制局長(今枝常男君) あるいはまだお尋ねの件をよく理解してないかもしれないが、ひとまずお答えいたしますと、ただいまのお尋ねは、本会議においてなぜ直接審議、議決しないで委員会にもう一度戻したか、これが法に合わないんじゃないかということのお尋ねのように理解いたしました。もし、そうでありましたならば、そういう意味でございまして、それは議長、この場合議長と申しますのはハウスの意味で申しますけれども、このハウスの緊急の必要があるけれどもまだ直ちに本会議で審議するには適しないので、ひとまず期限をつけて委員会に審査を、審査をしてもらうことにするのが現段階においては適当だと、このように判断したことによつて期限をつけて委員会に差し戻されたものであらうと、法律的にはそのように理解いたすわけでございまして。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起して。

○上田哲君 委員長の御指示もありましたから、ひとつ時間の節約のために、私もずばりとお伺いするから、局長さんひとつ心配しないでずばつとお答えしなさい。

あなたのことをかりるならばハウス、さらにあなたのことをかりるならば緊急の事態——必要があつたにもかかわらず、なお委員会に審査をすることが妥当と考えて送つたと言われるのです

よ。そうですね。緊急な事態が何であったかという事は触れたくないようだから、そのことについては運用の問題としてあとに譲るけれども、緊急事態があったにもかかわらず、それでは委員会の審議に送ったというの、どういう根拠なり、解釈に基づくことになるのですか。

○法制局長(今枝常男君) それは、五十六条の三の第二項におきましては、緊急の必要があると認められた場合に、期限をつけて委員会に返す場合と、本会議が直接審議する場合と、二つのどちらかを選ばうに——これはまさに法律のことだけ私をお答えしているつもりでございます。どちらかを選ばうに、五十六条の三の第二項自身が規定しております。そしてどちらを選ぶかは、これは議院の判断にまかされております。そこで、その判断にまかされたワタの中で、今回は委員会のほうに一度返すというほうの手段を選ばれた、このように理解いたしておりますのでございまして、私は、実はあまり法律的なことばかり申し上げているのじゃないかと思つて、言うことをおそれているくらいでございます。それ以外の他意は何らございませんから御了承願ひたいと思ひます。

○上田哲君 これ以上は、時間の空費でございますから、運用の問題に移ります。

事務総長にお答えをいただくことにいたしますが、いまのたいへんあいまいな法解釈でありますけれども、緊急の事態があったにもかかわらず委員会の審議に送ったという理由ですね。これはまさに運用の問題だというふうに理解をしてお尋ねをするのですが、私どもの理解では、あれほど無理な中間報告、今日まで先例のないような、提案趣旨の説明がないにもかかわらずそれ自体が中間報告を求める対象になり得るというふうな、とにかく普通の法律家に聞けばいろいろな意見もあるでしょうけれども、まあ、無理だなあとだれだって言う程度の拡張解釈をしたのだと私は言いたいのだが、それを千歩万歩譲るとしても、なおかつ、ここで院の慣例を守っていくためには、緊

急の事態があったにもかかわらずおっしゃっておるのだからなおさらのことでしょうが、あれほどの中間報告の強行をされるにもかかわらず戻されたゆえんのもの、やはり今日の議院政治の八十年の歴史の中でも、委員会中心主義の委員会で提案趣旨の説明がなかったにもかかわらず中間報告を求め、その上でここでハウスの議を得るということは、いかに運用上正しからざるものである、こういう判断に基づいてその運用の配慮に基づいて委員会の審議に付した、こういうふうにかえていられるのですが、いかがですか。

○事務総長(宮坂完孝君) この中間報告の件につきまして、法制局長の法解釈と申しますか、そういう点については、もう上田先生は十分御承知のことと思われれるのであります。冷やかな法律の解釈論におきましては、たとえ委員会におきましてこれは説明がなくても、この国会法五十六条の三の規定によりまして中間報告が求められるという法制局の見解は、その点私も承知いたしておるわけでございます。しかし、その法意によりまして中間報告の動議が出てまいつたのでございまして、これは違法であるとは断じないわけでございまして、議長におきましてこれを受理いたしましたわけでございます。しかし、議長の御心境を私が申し上げるのにはございしますが、あのとき受理はいたしました、すぐ本会議の上程は差し控えまして休憩を宣されたものと解釈いたします。終わりました、議長の部屋におきまして各党の御参集を得まして、いろいろ議長がお話し合いの場をつくり、種々御協議を願つたわけでございまして、その際議長が各党に示されたものが一応の申し上げた文書に相なつておるわけでございまして、それによりまして、議長は、さらに各党におきまして十分審議のできるように取り計らいをお願いいたし、しかしながら、各党において協議が相とないままの場合、議長はやむなく法規に従つて議事を進めざるを得ないという注釈がつけてござい

ます。そういうような次第でございまして、そういう点につきましては、議長としては大いに御努力

力なされたことと私はそばにおりまして拝察いたしておるわけでございます。

それで、いま、そのあとの議事につきまして、法制局長からも答えられたとおりでございまして、委員会に期限を付して差し戻された、こういうことでございまして、その点につきましての価値判断につきましては、あの場合がが一番いいのであると議院の会議におききめになったことであるかと、私は承知いたします。

○委員長(吉田忠三郎君) 事務総長ね、声が低いせいか、ちょっと委員の諸君は聞き取りにくい。事務総長ですからね、胸を張つて大声でやってく

ださい。

○上田哲君 私がお尋ねをしたことは違ふんですよ。私は、時間を急いでおりますけれども、そんなに人工衛星のようにぐるぐる回られたんでは、いつまでたつても基地に帰りませんから、これは時間に際限なくやりますから、ひとつ簡明率直にお答えいたしたいと思ひますが、法律論については不十分だけれども、これはまた後に申し上げたいと思ふけれども、私も違法性という立場をとつておるということは冒頭に申し上げた。だから、そのことについては争わなければならぬ、あなたのほうで、それはあくまでも違法ではないと考えるのだということを強弁されるなら、もう一次元違つたところで争わなければならぬ。ですから、その辺のところはまた違つたところ

で議論しましょう。だから、法律解釈についても十分だけれども、先ほどの法制局長の答えもそこにとどめておく。問題は、苦しまぎれにしたところの法律上の解釈問題と、そして運用上の問題というふうに分けようじゃないか。そういうことになれば、事務総長から、議会の、ハウスの円満な運営をはかるべき先例を開くべき立場として、勇気をもつて、良識をもつて、きちんとお答えをいただきたいというところで伺つてい

るのです。が、しよせんは運用の問題だということに問題を

を集めてというのならば、この間のような中間報告の後に、なおかつそこでハウスの議を決定する

のではなくて、委員会に差し戻したゆえんものは、ただいまの御説明の中にも明らかに、一方に緊急の必要があったと認められておるのですから、にもかかわらず、委員会の審議にさらに送つたというの、そもそも日本の憲政史上初めてというべき瑕疵があったとまでは言い切りませんけれども、ここにおいて争うべきことではありせん。そこは司法権の問題でしょうから、争ひませんけれども、すでに八十年の憲政史上初めてとも言ふべき、常識的に、はなはだ無理があると考えるところの提案理由の趣旨説明もなかったという問題について、中間報告を求めるところまではいけれども、その中間報告に乗つて院の議決をするということは無理があったというふうに運用上考えられたからではないのか、こう言っているのです。

○事務総長(宮坂完孝君) 国会法五十六条の三によりまして中間報告を求めて、その中間報告がなされたあとにおきましては、この緊急の必要性によりまして、委員会に期限を付して差し戻す、あるいはまたそのまゝ院の会議に付して、これの審議を議院の会議において続行するという二途があるわけであります。その場合に、今回は前者をとりまして、期限を付する方法をおとりになつたわけでございまして。そうでございしますから、二途のあるうち一途をとつたのでございしますから、他の方途をとるよりも、この一途をとつたほうがよろうと議院の会議において御決定になつたように、私は了承いたします。

○上田哲君 だいぶわかつてきました。ということは、もう一方のほうをとるよりも、こちらのほうをとつたほうがいい、したがつて、この中間報告の上に立つて直ちに院の決定をすることよりも、いましばらく時間を与えることのほうが、議會運用上正しいとお考えになつたということなんですね。

○事務総長(宮坂完孝君) 二途があるうち一途をとつた場合には、そういうことでございまして

○上田哲君 ということは、言うまでもなく、これはもうかなり事務総長は勇気をもっておっしゃっていることだと私は思います。あなたは、昨日の委員会審議の御答弁の中でも同趣旨のことを言われ、新聞報道の伝えるところでは、あのような決定は無理があった、妥当でなかったというふうな感じられるというようにとれるような発言をされた報道されていることも、十分御理解の上で立つて、二つの方途の上で、こちら側をとることのほうがよかつた——非常に慎重な言い回しでありましたけれども、こちら側をとらないほうがよかつたという、同じことを言われている。私もあのような中間報告の上で立つて、直ちに院議を決定することは、先ほどのお話のように、緊急事態が一方にありとしても、なお議会運用上は正しくなかつたということをおっしゃられたのだというふうな理解をいたします。そういうことであるならば、私は一歩進めまして、このような形で、百歩、千歩譲つて、趣旨説明がないような問題について中間報告を求めることが有効であるとしても、直ちにそのことによって院議の決定をすることではない、そうすることを先例とすべきではない、これが国会運用上一般論でしょう、運用のあり方だというふうな考えるのだと思ひますが、その点はそれでよろしうございますね。

○事務総長(宮坂完孝君) この中間報告の点につきまして、私は事務を補佐する立場で、いま現に行なわれているこの問題について、そのほうがいいとか悪いとかと、こう申し上げることは、いささかその立場でないのではありませんので、避けたいと思ひますが、過去におきまして、これは四十三回国会の点につきまして、それから二十九回におきまして、趣旨説明のみで本会議に中間報告をとつたことがございます。(趣旨説明もないです、今度は「と呼ぶ者あり」趣旨説明のみで——趣旨説明があつたわけで、今回の場合と違ひます。趣旨説明があつて本会議にとつたことがございます。その場合におきましては、当時、五

党と申しますか、自民、社会、公明第二院クラブ、民社の申し合わせがございます。この点につきまして、委員会中心主義の新しい国会におきまして、新たな制度をつくりました常任委員会制度、委員会中心主義の制度のもとにおいては、委員会においても十分審議をするようにという項目がございます。それから中間報告に関連いたしましたも、十分慎重にやりたい。それからまた、これにつきまして、重宗議長の所信の談話が出ておりますが、議長といたしまして、審議を十分委員会でするよう、そのために各党でやつてもらいたい、こういうような公式な所信の表明があります。私はこれを見ましてもさう考へておるわけでございます。

○上田哲君 本来であればその五党の申し合わせなり、重宗議長の談話の内容なり、そうした問題もここで議事録にとともにとめておきながら、いままあなたのおっしゃつた前向きな決意を私は受け取つておきたいと思ひます。しかし、その辺のところはこうしたことばでそれを含むこととしたしますが、一言でけつこうだが、このような形ではない方法、つまりもっと具体的に言へば、このような先例を国会の常態とすることが好ましいものではない、こういう見解について運用上の見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○事務総長(宮坂完孝君) この件につきまして、昨日、小野委員の御質疑の際、理事の大橋先生がお述べになりました発言の趣旨を私は十分体得しておるわけでございます。大橋先生は、それらの点につきまして前向きの姿勢でこの中間報告の制度の運用、すなわち委員会と本会議の關係の点につきましては、十分前向きの姿勢で研究すべきであるという御意見でございます。私はそれについてそのとおりとお答え申し上げます。この改正につきましては、いろいろな先例を積み重ねていくことでございましょう。また、ときによつては、立法的な法律の改正等の措置もございましょう。しかし、今回、私の私見でございますけれども、国会の運用につきましては

慣例を積み重ねていく、慣例がすなわち法規になれればいいんだ、こういう日ごろからの考へを持つておきまして、これらの点につきましては、運用を積み重ねて、りっぱな中間報告の制度を活用していきたい。私は、中間報告の制度が国会法にできておるんでございまして、全部が全部中間報告はけしからぬという考へは持つておりません。たとえばこの委員会におきまして、審査中重大な案件が解明されまして、それはこの二十人の委員の間でもつて行なわれるよりも、二百五十人の本会議に御報告になつたほうがいいだろうというときには進んで中間報告をしていただく、こういうことでこの本会議と委員会の制度が円滑な運用ができるだろうと私は確信をいたしておりますので、上田先生のおっしゃつた趣旨を十分了承いたしまして、将来の研究に資したいと思ひます。

○上田哲君 事務総長が相当な決意を持つてお話しになつたものと理解をいたします。この問題の中間報告を求めるについての経過についての要請については、何べんも申し上げたようにここで問題にいたしません、いま言われた御答弁の中で、第一点はわれわれが千歩譲つて、委員会における趣旨説明が行なわれていない場合でも、そのこと自体を中間報告の対象として求めることができないというふうな解釈をしたとしても、今回は八十年の憲政史上初めてその例がとられたわけでありまして、今回の直ちにそのことをもつて院の決定を出すには至らなかつたという最初の例、そしてまた、これから先もこのことを慣例とするのではなく、さらにわれわれは院のあり方について十分な良識と努力を続けながら運用上の責めを果たしつつ、十全な慣例をつくつていかなければならぬという、この面に関する前向きな御発言であつたと私はこのような理解をいたします。その点についてはこうしたわけでありまして、これ以上の御発言はあり得ないだろうという事情は理

解をいたしますので、この際は、厚生大臣から、国務大臣としてこの点についての御見解をあわせたいだと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいま質疑応答を拝聴いたしておりました、ごもっともな質疑応答であつたと考へます。

○上田哲君 国務大臣の見解も私の主張と全く同じであつたということでけつこうであります。そこで、私は違法性の問題をしばらくおいてと言つておりますが、違法性を争うのではありませんが、昨日の委員会の議事録の中にも確認されておりますことを事実問題として簡単に確認しておきますが、その第一は、院議はあのように決定いたしましたけれども、少なくとも、たとえば先般議決されました国鉄運賃の改正法案その他等、明らかに与党、野党が大きくその意見を異にするという場合は異なり、この場合は憲法上の合憲、違憲について、与党とそれ以外の野党とが大きく別な意見を持ち合つたまま、今回は多数決原理の決するところに従つて与党の解釈における院議がなされたのであつて、そのことについて争うのは別な司法権のほうにゆだねるとしても、明らかに事務総長に御確認いただきたいことは、その憲法上の合憲、違憲の争ひについて大きく院の見解が分かれた議決であつたということが一点。そしてもう一つは、この中間報告に基づく社会労働委員会での期限を付した審議の決定は、その根底に社会労働委員長、吉田委員長の中間報告と、これを求める自民党の大谷藤之助議員の動議、この二つを根底として成り立つていたのであつて、この二つの中ではそれぞれ他院、衆議院の採決の内容については他院の問題であるからここでは触れない、こういう留保があつた。この二点について、事実問題として、これはイエスかノーでけつこうでありますから、イエスにきまつておるんですが御確認をいただきたい。

○事務総長(宮坂完孝君) 前段の、本件が憲法違反である、他方の自民党、与党は合憲である、こういう点につきまして相分かれておるという御指

摘でございますが、その点につきましては、私はそうは思わないのでございまして、これは法制局長からもいろいろ御説明があったと思いますが、将来の制度の改正の点につきましては十分考慮いたしまして、将来の改革の場合にも、この制度の審議の場合に経験を生かしていきたいと、こう考えております。

それから他院における審議の状態、この点につきましては、われわれは常に両院不干涉と申しますか、相干せず、独立の審議を続けてその間における議決の手續、そういうものについては不干涉、干渉せずというたてまえを長年とっておりまして、その点は、私たちとしては、他院の審議過程におきましていかなうことがあろうとも、衆議院議長と正式な書類をもって事務総長が送付してまいりますので、それにつきましては、それなりに受け取っております。

○上田哲君 それはもう全然的なずれなことを言っておるんであります、事実関係をもちと申し上げれば、きのうそういうことが委員会です承されて、それできょうを迎えておるんであります、あなたはそのときにおいでにならず、あとからおいでになったからそういうことを言っておるんであります、これは委員長にお取り計らいをいただきますが、きのうはこの二つについて厚生大臣も国務大臣として御確認になって、だからこれを本院の決定、立法院における決定としてこれを含むかどうかではない、明らかにこれは三権分立にゆだねるものであるけれども、われわれは審議の内容に踏み込むものではないけれども、その問題は、院の決定がそういう違法性を超越するものではないということをおいておくというところで、事実関係として確認をしているわけです。これは事務総長は御出席がなかったので間違いがあったと思う。もし、そうであればイエスでけっこうですから、事実関係を——あなたは責任を負えというのではない。その辺を御確認いただければいいし、委員長も、これは昨日の議事の内容に基づいて御確認をいただきたい。

○事務総長(宮坂完孝君) その点につきましては、私が欠席いたしましたとお伺いする機会を失しまして、たいへん申しわけなかったと思います。それらの点につきましては、法制局の御見解も十分承りまして、これが司法の場で争われる問題であるかどうか、そういう重大問題につきましては、もっと慎重に検討いたしまして御答弁しなければならぬ問題であると、私はいまこう考えております。

○委員長(吉田忠三郎君) 委員長の発言を求められておりますが、上田委員の発言の内容はですね、昨日の当委員会における国務大臣の答弁、この点については、いまの質問の内容は全く変わっていないことを委員長としてお答えいたしておきます。

○上田哲君 委員長の御確認によって、昨日の議事録どおりの解釈に立ちまして問題を進めます。次に、七月十四日の衆議院本会議の経緯について、若干事実関係を確認しておきますが、七月十四日の衆議院本会議の経緯について、憲法第五十七條第三項では、「出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。また、衆議院規則第百五十二條では、「議長が必要と認めたとき、又は出席議員の五分の一以上の要求があったときは、記名投票で表決を採る。」、こういうことになっております。慣例によれば、記名投票で採決することの動議は、院内交渉係が所定の用紙にその旨を書き込んで事務総長あてに提出すればそのまま受理されることになり、その旨が官報に公開、議事録に所載されるということになっておるはずであります。この点については、衆議院のことでありますから、衆議院の法制局長からその点を一応御確認をいただきたい。

○衆議院法制局長(三浦義男君) 実は、衆議院における採決の模様あるいはそれについての関連する事項につきましては、私、きのう申し上げましたように、これは議事運営の問題として事務局が補佐をしてやっておりますのでございまして、私ども

もいたしましては、また法制局といたしましては、そういうことに事前にタッチもしておらないし相談も受けておりませんので、その具体的の件につきましては私他院においてここでとやかく申しますと、——と言うと語弊がありますが、何らかの意見を表明することは適当でないと思っております。この点は御了承願います。

○上田哲君 これはまるっきり議論にならないのであります、私は別に事実問題についてのことをお伺いしておるのではないのです。あなたも法律の専門家であるならば、憲法にどういう条文があり、院の慣習がどういうことになっているのかというこの事実関係を語ることができない、こういうことはないじゃありませんか。衆議院議員が参議院に来て真実を言えなとなれば、衆議院議員は黙頭でさえ何も言っていないということになるのです。これはとんでもない話であります。三百代言というのはいくつかをいうのだらうと思えますから、一々お伺いをいたしますけれども、憲法五十七條の三項に、「出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。」と書いてあることは、そのとおりでしょうか、間違いがありませんか、お伺いいたします。

○衆議院法制局長(三浦義男君) それは、そのとおり書いてございます。

○上田哲君 次に、衆議院規則百五十二條に、「議長が必要と認めたとき、又は出席議員の五分の一以上の要求があったときは、記名投票で表決を採る。」と書いてあることは間違いありませんか。

○衆議院法制局長(三浦義男君) そのとおりでございます。

○上田哲君 そうして、慣習に基づけば、記名投票で採決することの動議は、院内交渉係が所定の用紙にその旨を書き込み、事務総長あてに提出すれば、そのまま受理されることになり、その要旨が官報に所載されるということになっておることに相違ありませんか。

○衆議院法制局長(三浦義男君) その点は議事の運営の問題でございますので、私詳しく承知しておりません。

○上田哲君 先ほどのさまざまな御答弁の中にありましたように、この程度のことからわからなくては、院内では生活ができないのであります。こういう慣習によって今日まで八十年の議事は運営をされているはずであります。

お尋ねをいたしますが、この憲法五十七條三項と衆議院規則百五十二條に基づき、そうして慣例として、今日まで例外なく順守されてきたこの慣例に基づいて、当然、当日、七月十四日の衆議院本会議において、社会党議員側からこの五十七條三項及び衆議院規則百五十二條に基づき適法な記名投票を求める要旨の届けが事務総長あてに出されていったと思えますが、いかがでしょうか。

○衆議院法制局長(三浦義男君) そういう問題は、私、先ほど申し上げておりますように、私は本会議場に入っておるわけでもございせんし、そういうことは、どういふふうに行っているかということは、私としては、関知していない、存じ上げていないことどもです。何ともしやうか、えのしようがないのであります。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を始めて。

○上田哲君 与党の理事の方々が御努力いたしておるようでありますから感謝いたしますが、さらに御努力をいただきたいと存じます。そこで十分な答弁の資格者が見えなならぬようでありますけれども、できるだけひとつ審議を進めていきたいと思いますので、衆議院法制局長に一般論としてお伺いをいたしますが、憲法五十七條三項及び衆議院規則百五十二條に基づいて当日——一般論ですから当日とは申しません。これに基づいて所定の用紙に記名投票を要求する旨を書き込んで、院内交渉係が事務総長あてに提出をされているとすれば、当然、記名投票をすること憲法五十七條三項、衆議院規則百五十二條に

かなうものである、こういうふうに理解すべきだと思ひますが、いかがですか。

○衆議院法制局長(三浦義男君) それは、そのとおりだと存じます。

○上田哲君 そこで、衆議院の事務次長がお見えになつてゐるようで、ありますから、お尋ねをいたしますが……。

○委員長(吉田忠三郎君) 内閣法制局長。

○上田哲君 そうすると、衆議院の事務局からは、お見えになつていないのですか。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を始めて。

○上田哲君 答弁資格者がお見えにならぬようでありまして、無理やりに引き出すということも何でありまして、一般的な問題として、私は、できる限り質疑を前に進めてまいりますから、もし、与党の皆さん方の御努力によって、答弁資格者の出席を求め得るならば、後ほど補充をしていただくことを留保しながら、できるだけひとつ前に進みます。

そこで、いま確認いたしましたように、このような処置がとられていけば、当然、憲法及び衆議院規則に基づいて記名採決をしなければ、それ以外の採決のしかたは違法になるということになるはずであります。この場合には、もし、それ以外の何らかの特殊事情が生じた場合には、この場合、起立採決という方法に——一般論としてお尋ねしますよ。起立採決という方法がとられた場合には、五十七条三項及び百五十二条に違反して、憲法九十八条による条規違反として、つまりその命ずるところに従えば「國務に關する」行為は効力を有しないということになるはずだと思ひますが、局長いかがですか。

○衆議院法制局長(三浦義男君) ちょっと最後の、何の効力か、ちょっと聞き漏らしましたので……。

○上田哲君 憲法九十八条ですね。九十八条違反として國務に關する行為としての効力が生じないということになるのが有権解釈ではないかというのです。

○衆議院法制局長(三浦義男君) どうも、私の問題につきまして、ここでもいろいろ具体的ケースに關連して問題がいろいろ起つて、また、それに関連するお尋ねでございますので、私として、ここでこれ以上深入りをいたしまして、何ともお答えする立場にないものですから、もし、一般論として、憲法五十七条の三項のいわゆる「五分の一以上の要求」があったときは「會議録に記載しなければならぬ」、あるいは衆議院規則の問題、これは衆議院にも同じ規則があると思ひますが、そういう問題の記名採決の問題との関連において、一般法律論として、いろいろお尋ねになつてゐるのだらうと思ひますが、もし、そうであるとしたら、参議院に法制局があるのをご存じですか、それは参議院の法制局において、一般論としていろいろ御検討願ひの望ましいのじやないかと思ひますので、いかがなものでございましょうか。

○上田哲君 まあ、これは運用の問題でありまして、武士の情けという立場に立ちましよう。

○上田哲君 何と言つてゐるのかさっぱりわからぬじやないですか。礼を失するってだれに礼を失するのですか。礼を失するということばについて具体的に説明してください。

○政府委員(吉田一郎君) 国権の最高機関の内部において行なわれまゝ種々の事件につきまして、私ども内閣としてこれに意見を申し上げることは差し控へたいという趣旨を申し上げたつもりでございます。

○上田哲君 よくわからなかつたので、もう一ぺん御答弁願ひます。

○政府委員(吉田一郎君) 先ほども申し上げましたように、政行を執行いたします場合に、法律なりあるいは政令以下の命令につきまして、あるいはこれらの法令に基づきます処分につきまして、これを検討いたしますのは当然われわれの職責でございますけれども、国会の運営として、国会の内部において行なわれたことにつきましては、内閣でとかくの意見を申し上げることは差し控へるほうですが、私どもの職責からいたしまして、当然だろ

○上田哲君 もし、内閣が、法的に言つて、違法な措置をとつた場合には、内閣に属するお役人は、これを違法だと言ふことが内閣に対して失礼だという意味ですか。

○政府委員(吉田一郎君) 内閣及び内閣の統括のもとにおきます行政機関によつて行なわれまゝた行為につきましては、その法律の側面について検討いたしますのは、当然われわれの職責であらうと存じます。ただいまお尋ねの点は、国権の最高機関でございます国会の内部における運営の問題でございますので、私どもは意見を差し控へたいということでございます。

○上田哲君 心中に激しい怒りを感じますけれども、国会審議の時間をむだにすることのほうよりも、大きなロスでありましようから、私はあなたとことばをかわしません。

一つお尋ねをする。しからばそうした適法、違法はいかなる機関に対して問ふべきでありますか。

○政府委員(吉田一郎君) これが具体的な法律問題となりまして、訴訟として争われるようなケースでございますならば、裁判所に出訴することでも可能だらうと存じます。ただ、裁判所におきましても、いわゆる統治行為の理論というふうなものを援用をして、その判断は避ける公算が相当大いのではないかと存じます。

○上田哲君 何が統治行為の理論ですか。そういうくだらぬことを言つてもらつちや困るのでね。あなたの法律的な造詣がどれくらい深いかどうかについては、私は議論の対象などにはしておらぬのです。あなたが、少なくとも法律をもつて生きるときは、目の前にそれほどこかえるだけ大きな六法全書を持つてゐるならば、端から端まで六法全書を読んで、憲法四十一条に規定してゐる国権の最高機関、国政審議権の立場において適法であるか否かを問ふ場合には、いかなる法機関に対してこれを問ふべきなのかというくらいは、はつきりお答えなさい。

○政府委員(吉園一郎君) これは、国会御自身が御決定に相なるべき問題と存じます。

○上田哲君 冗談言っちゃ困りますよ。あなた、もう一ぺん大学へ行つて、三権分立理論を勉強してきなさい、モンテスキュー以来の適法、違法というものを国会でもってきめて、国会で適法、違法をやつたら全部だめになつちゃうじゃないですか。それと、あなたのおさき一言ちよつと言われたように、裁判所において云々ということであるならば、やはりこれはその違法については司法権にゆだねなければならぬということ、それ以上は言いません。もうけつこうだから、うしろの席にお帰りなさい。——法的見解をどこに求むべきでもないから、しからば、先ほどの衆議院法制局長の建言に基づいて、アドバイスに基づいて、わが参議院法制局長にもう一ぺんほこを戻さなければならぬ。法制局長に私は具体例で聞いていない。そんなに皆さんびくびくすることはないのです。きわめて一般論として、何が適法であるかどうかということが言われなければ、法をもつて治むべき法治国家はどうなるんですか。あなたは参議院の法制局長です。一般論として、だれが読んだって、このごろは中学生の社会科でも教える憲法五十七条三項、衆議院規則百五十二條に基づいて、何べんも申し上げているような所定の手續をとらなかつた場合には、憲法九十八條に基づく国事行為を有効としないという解釈、それ以外の解釈があるかどうか。イエスカノーかでお答えいただけますか。

○法制局長(今枝常男君) お尋ねの趣旨をどうもいつも十分把握いたしませんで、まことに申しわけありませんが、実を申し上げますと、ただいま一般論としてのお尋ねではございますが、この際においては、一般論としてということが、結局、具体的な事案、ことに衆議院での具体的事案にかかわり合うわけでございますので、そういう意味からいたしまして、衆議院のなさつたことに對して、何らかの意味において批判を申し上げるようなことになると存じます。そういう意味からいたしま

して、私の職責の範囲内においては、これを申し上げることを御遠慮いたすことが適當と考えます。かように存するわけでございます。(議事進行と呼ぶ者あり)

○委員(吉田忠三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(吉田忠三郎君) 速記を起こして。

○上田哲君 それでは、きわめて簡単にひとつこの部分だけを不満を残しながら一般論としての終局をしておきたいと思うので、それぞれの方に簡単に答えをいただきたいと思うのであります。先ほど内閣法制局長の御見解では、裁判所にしてもはかばかしいことはなからうけれども、しかし、裁判所へ持つていったらどうだろうかというようなお答えもございました。そこで、参議院の法制局長にお伺いしますが、あなたも、これは裁判所へ持つていかない限り、どうにもならないとお考えになるのか。それ以外の方法があるのか、この点をお答えをお願いします。

○法制局長(今枝常男君) 法律の解釈といたしましては、もしこれが裁判所の事件になるきつかけのあるような場合におきまして、事件になりますれば、それは裁判所が最終の判断をいたすと思ひます。しかし、その判断が先ほど内閣の法制局長が申しましたようなことになるかどうかということは、私どももいたしましては、予見をいたしかねる次第でございます。

○上田哲君 もっと簡単に答えたらどうですか。あなたは勇気がないということをおっしゃるおもうとされているのじゃないのです。そうして、私どものほうは、社会党の立場、野党の立場で追い込もうとしていてのではありません。院の権威にかかわる問題だから、十年、二十年後にこの議事録が振り返られたときに、少なくとも、私たちはもう少し有権的な、証するに足ることの質疑応答はしておかなければならないと思うから、あえて一般論に戻して質問しているのではありませんから、その辺はひとつ、うちへ帰つたらいろいろ、一言言ひわけが立つようなことばかりを考えるような答弁でな

く、しっかりした御答弁をお願いしたいと思ふんです。

そこで、その問題は、あなたの言われた、実はありませんけれども、実の部分に懸念を払いとらえて、裁判所でないければ違憲の問題を確定することではできなからうという方向に受け取つておきまして、これはまたしかるべき行政的な処置をとる問題に譲ることとし、また、しかるべき答弁適格者を得て、具体的な問題として論議することにしたします。

なお、一、二点だけ簡単に伺つて終局をしておきたいと思ひますけれども、この場合はきわめて一般論ですが、もしこれが適法でないとか、違法であるということをお断りするためには、何らかの緊急措置をとることもあり得るだろうと私は思ふんです。いいですか。何らかの緊急措置をとることはいま述べた筋、骨筋だけではなくて、何らかの緊急救済はあり得たのではなからうか。この場合に緊急救済をするとするならば、たとえば院の首長たる議長は、どういう緊急処置をとり得るのか、法的にあり得るであろうか。このことを法制局長にお答えをいただきたい。

○法制局長(今枝常男君) さような緊急処置というものを、ただいまとしては私、思い当たりません。

○上田哲君 重大な発言であります。緊急措置が全くないということであれば、それが有権解釈であるということになれば、もう問答無用に、これは違法だということになつてしまふということをとめておきましょう。その場合には、しかも、なお、違法をどうしようとするのであれば、あとは法律解釈上の問題ではなくて、議院の運用上の問題として、議長がしかるべき処置をとるべきであつた。たとえば、私は具体的に申し上げるが、休憩を宣言する。起立採決にするというような形ではなく、休憩を宣言するといふような取捨のしかたも運用上としてはあり得べきではなかつたかと思ひますので、これをひとつ、院は違ひますけれ

ども、もし、そのような事態があつたら、そのような考え方がとり得るかどうかに對して参議院の事務総長から御見解を伺いたいと思ひます。

○事務総長(宮坂完孝君) 上田先生の御指名でございますが、一般的に申しまして、これは、衆議院の具体例と一致するわけでございます。そういう点につきましては、私たちの慣行として、そういう点については発言を差し控えるのがいままでの慣例であります。その点につきましては、しばらくわれわれの立場を御了察願ひたいと思ひます。

○上田哲君 立場を御了察というところが言いたかつたのでありましょうから、言つてもしようがないので、これ以上はやめましょう。当然に私は緊急避難をすべきであつた。議会運用の立場から言へば、当然何らかの緊急措置を講ずべきであつた。その緊急措置としては、議長権限の中に、当然に休憩という措置をとることが含まれておると、私はこのように解釈をいたします。それは総長よろしいですね。

○事務総長(宮坂完孝君) これも衆議院と全然離れた立場であれば、あるいはそういう手段もとる方法もあつたかと想像されます。

○上田哲君 それでは、先ほどの委員長のお取り扱いがありましたので、私はこれをもつてこの問題を一応とどめます。

先ほどのお取り計らいは、しかるべき答弁適格者を得て、今度は一般論ではなくて、具体的にひとつ議論を進めようということでありまして、これは後の機会に譲ります。なお、一般論としてこの程度の答弁しなからぬというところは、私は法治国なり、あるいは法をもつてとどのうべき院のあり方、運用の問題として、激しい不満を表明し、委員長にその旨の措置を今後に向けて御努力をお願いしたいということを申し上げておきたいと思ひます。

なお、私は議事運営についてお伺ひしたいのでありますけれども、私に責を帰すべき部分は小さでありまして、ことごとくは答弁者の不適格によると

ころの理由によつて、はなはだ時間が延びておりますけれども、私の用意いたしました質問は、このあと衆議院から正修提案の質疑応答のためにお見えいただいている両議院に向かつて、具体的に、先ほども申し述べましたように、七月十日の社会労働委員会の議決の内容についても、お伺いしたいのでありますけれども、この点は、いかがいたしましょうか。

○委員長(吉田忠三郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起こして。

○上田哲君 委員長のお取り計らいによつて、私もそれに服したいと思ひます。

ただ、せっかく両議員はわざわざお見えでございますから、後の審議がから回ししないために、この後、御答弁をいただくための問題だけを申し上げておきたいと思ひます。

先ほど午前中の審議で小野委員が質問をされ、また、それに対して、御答弁としては資料提出という形になつていたのでありますが、私がここでこれからお伺いしたいと思ふことは、七月十日の社会労働委員会におきまして、この委員会が委員室にあつて行なわれたか、あるいは委員室外で行なわれたかという問題もありましようが、これはしばらく問わないとして、衆議院議長に報告をされている限りでの当日十日の社会労働委員会に出席した自民党議員の氏名は七名と聞いております。私のほうで実はこの問題について衆議院の議事録を調べました。どういふわけか、今日まで十日余りを経ていながら、その議事録はまだでき上がっていないのであります。また、その点について衆議院本会議十二日に社会党の大原議員がそのことを森田衆議院の社労委員長にお尋ねをしたところが、この問題についてもたいへん不明確な数字が御答弁をされております。この十二日の衆議院本会議の議事録についても、なお議事録としてまだ印刷ができ上がつておらぬのであります。奇妙なことに、前日の十一日まではでき上

がつていたのでありますが、十二日の分がなおでき上がつておらぬのであります。しからば、録音はどうなつておるかということになると、録音は消去したということになつてゐるのであります。消したということですね。そういうことが一体どういうことになるのか、この辺をひとつ具体的に数字をもつて明らかにしていただきたいのであります。資料をもつて御提出になるといふこととでありますけれども、これはコンピュータも必要としない、きわめて具体的な素資料でありますから、午前中にそうした御提案がなされて、そうした答弁があつた以上は、そうした数字をお持ちであるならば、今日ただいまそのことだけを御答弁いただきたいし、そうでなければ、委員長のお取り扱いに従つて、問題を後に譲りたいと思ひます。

○衆議院議員(谷垣專一君) 私からも発言を委員長に、お許しを願つてお答えをしたいと思います。おつたところでございますが、私に對しまして、十日の委員会の出席をした諸君の名前を知らせる、こういう御要求がございました。小野委員からそういう御要求がございました。私がそれを引き受けましたわけでございます。しかし、いま、またまた上田委員から御質問がございましたので、それ

に答える形になつて恐縮でございます。私のほうから、実はその問題について委員長のお許しを受けて発言をしたと思つておつたのでございますが、それを兼ねて申し上げさせていただきます。これは、私、すぐに口頭で答弁をすればよかったのでございますけれども、当日、私もあの場におりましたので、したがひまして採決の状況その他私もよく存じております。ただ、この出席をいたしました諸君の名前をそれぞれ全部私から申し上げますことは、私が当委員会に呼ばれております立場は、修正案の提案をいたしました者といひましてこの委員会に実は出席しておるわけでございます。いまのそれぞれ出席いたしました者の名前を私から資料にして申し上げますということは、いささか、私のいわばここにおりま

す立場からいいますと、その範囲を越えたことに相なるかと思ひます。したがひまして、はなはだ申しわけないことでございますが、私がそういう氏名を資料として申し上げると申しましたことは、お断わりをせざるを得ない。たいへん申しわけないと思ひますが、御了承を願ひたいと思ふのであります。

で、私は今日の委員会に出席しました者として、私の見聞きいたしておりますこと、また、昨日、大橋委員から提案者である私、谷垣にという名前をさされまして、どこでやつたと、廊下か、それとも中かというお話ございましたので、その点につきましては、私個人の問題でもございましたので、御答弁を申し上げますか、発言をいたしましたわけでございます。そういう事情でございますので、小野委員に對しまして、こういう上田委員の発言に付随して申し上げるということは、たいへん失礼でございますけれども、御了承を願ひたい、かように考える次第でございます。

○上田哲君 まあ、先ほどから委員長の扱いに従うことになつておりますから、私は深いはいいたしませんけれども、後の審議を促進するために、御答弁がありましたから若干お伺いをいたしますけれども、氏名を述べることができないということとありますから、氏名を述べることとていま議論するかどうかは後の問題に譲りますけれども、明らかになつておりますことは、衆議院議長に報告された氏名が七名であつたと、そしてそのあと十二日の衆議院本会議で森田委員長が大原議員にお答えになつたのが二十一名ということになつております。この辺のところは、やはりどちらが正確であるのかというところは、他院を侵す侵さぬという議論ではなしに、これは審議促進のためにここで簡単にお答えをいただきたいことが一つであります。私は、明らかに憲法四十二條に「國會は、衆議院及び参議院の兩議院でこれを構成する」と云々という規定がございます。この法解釈の問題としては、両院はお互いに相侵さざる審議権を持つと同時に、相補つていくということは当然

な解釈に立つわけでありまして、その限りにおいて、他院を侵さないというのを強調するならば、少なくとも、審議の状態を聞くべき国民が、何か衆議院で行なわれた問題についてはそうした厚い壁によつて何一つ聞くことができないようなことでは、はなはだ常識に反することだと思ひます。必要以上に私は長年の慣習その他を乗り越えて、皆さん方に、ある意味での党利党略に受け取られるような質疑をいたしたいと思ひませんから、院の権威や、常識に適應するという点において、一つは四十二條の規定を順守するという意味におきまして、簡潔にその問題だけ取り上げてお答えをいただいて、私は後に譲りたいと思ひます。

○衆議院議員(谷垣專一君) 議長に届け出をした出席の委員が七名であつたというふうなことは、きょう初めてこの席上でお聞きいたしました。私たちはそういう了解はいたしておりません。また、議長に報告をしたという問題も、本日、私が、修正案をいたしましたために出席をいたしました者の発言といたしますのは、少し何と申しますか、そういう立場ではございませんので、これは両院のいろいろ慎重な御審議をなされます場合に、それぞれのそれぞれおそろしく仕組みがあり、またそれぞれ適当な関係の方という問題もあらうかと思ひますが、私に對しまして、その御質問をいただきましたも、ちよつと答弁ができないということになると私は思ひます。御了承を願ひます。

○上田哲君 知つていても言えないのか、知らないのか、どつちですか、氏名なり数なり。

○衆議院議員(谷垣專一君) 答弁をいたします限りではないと言つて、非常にことばがきつた表現になりますので、そういう表現はいたしませんけれども、たとえば、議長へどういふ報告をしたかというところは、これは修正案をいたしました私とは縁がないと言つて、これも言い過ぎになりますけれども、私は担当をいたしております者ではないのでございますから、ひとつそこは御了承

願いたい、さように考えるわけです。たいへんどうも、適当なことがないので恐縮でございますが……。

○小野明君 いま、あらためてそういう取り消しの釈明があつて、非常に私も不本意であります。午前中にお尋ねをして、実は、私もあなたに聞くのが適当であるかないかというところは、多少考えぬことはなかつた。ところが、あなたがこで氏名を言いましよ、こう言われて、そのときに言わしておけばよかったと思うんです。しかし、氏名を言うと言われるから、いやそれは資料でもらいたいと言つたら、あなたは「うん」と言つた。

だから男に二言はないということ、私も安心をしておつた。ところが、いまになってこうだ。そのときの心境は一体どうだったのか、ひとつ発表してもらいたい。

○衆議院議員(谷垣一君) どうも心境までお答えするのは、いかかと思ひますが、確かに、小野先生と私の問答には、いま申し上げましたような問答があつたわけでありまして、釈明させていただきます。

私も、両院の關係の問題がござりますが、その範囲内でできるだけ、きょう出席しました提案理由説明者としての立場の中で、御説明できることは御説明するのがほんとうだろうという気持ちで前提に私にございます。したがしまして、当然私もあの席上におつたわけでございますから、私の見聞きしている周辺の人々その他はよくわかつております。したがしまして、それがあつたので、すぐにでも、こう思つたのですが、先生から文書だというお話になり、さて、そうすると、国会の常識でございますが、即座に返事をせずに文書だというと、これはどういふ意味があるのかと、私もあれこれ考えてみました。これはなかなか大切な扱いをすべき問題であつて、提案理由の説明をいたすためにここに修正案の発議者として出席している私が、そういうような資料をこへ提出するということは、これは控えるべきものであるという実は結論に私は到達をいたしました。

のでございまして、これは前言をひるがえすという形になりまして、たいへん申しわけない。これはたいへん申しわけないと思つておりますが、しかし、心境を申し上げますと、そういう事情でございまして、これは御了承をお願いしたい、かように存する次第でございます。

○中村英男君 委員長にお願いしたいけれども、本来は、法案の審議に単刀直入に入りたいのですが、時間がありません。しかしこれも上田君や、小野君が、皆さん聞かれたら、しつこいほどこの問題を究明しようとするのは、非常に問題があることと、それから参議院のこの委員会は、御承知のように、非常にスムーズな審議を今日までしてきたので、ことに失保なんか上げて、日程に載つておる。それにもかかわらず、それを頭ごなしに、しかも、従来なかつた、提案説明も聞かなくて中間報告を求めたという、この前例になことをやつたという、これに対して私も腹いりしないのだ。ただ、院議で定めていられるから早く審議をしなければいかぬということだ。そういうことだから、けさから聞いておると、全くふがいないというか、何か本題に入らないのです。ですから、これはひとつ委員長、委員長として心得ておいでになるでしようが、これは早く上田君あるいはその他の方々の質問に答えられるようなことを処置してもらわないと、あした一日しかないですからね、これは。衆議院で本会議があるから来られない点も、事情はわかります。わかりませんが、休憩もあるのですから、長い間、何かそこら辺便法があると思うから、そうやつてもらつて、法案そのものの審議に入つてもらわないと、これはちょっとこういうことでは困る。これは委員長にお願いしておきます。

○小野明君 それで、私はあなたが出すと、あるいはいまいきで、さういふことを言われたので、これは正式には森田委員長が答弁すべき事柄であると思う。森田委員長が議長に報告しておるわけだ。ただ、あなたがさういふようにすなはち出られたので、これは森田委員長とそこにおられる谷垣君と森田君が三巨頭で共同謀議に加わつておるのだから、その間の事情というものをあなたが知つておるから、それを正直に言おう、だからそれは正直にお聞きをしよう、こういうことで私は待つておつたわけだ。ところが、あなたがだんだん小するものだから、考え直したところが、これはたいへん不利になつて、またどうだ、こういうことをお考えになつたかどうか知りませんが、さういふことですから、私のほうも筋を立て直しまして、いま中村委員の発言がありますから、委員長のほうで正式に森田委員長にこの席にきていただいて、議長に二十一名出席と報告しておるわけですから、その氏名を資料として出せるあるいは口頭でも報告ができるはずですから、さういふ措置を委員長にお願いをいたします。あなたの釈明は、私は了承しておらぬ。だから、責任者が出席をするような措置を委員長に要求をいたしまして、終わります。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起こして。

この際、おはかりいたします。

委員外議員渡辺武君から発言許可の申し出がございまして、これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(吉田忠三郎君) 御異議ないものと認めます。よつて、これを許可することに決しました。

速記をとめて。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起こして。渡辺君。

○委員以外の議員(渡辺武君) 私も、質問に先立ちまして、衆議院の石井前議長、それから衆議院社会労働委員会の森田委員長など関係者の出席を求めておつたわけですが、きょうは出席されてないわけだ。

〔委員長退席、理事大橋和孝君着席〕

先ほどの上田委員、その他の方の質疑に対する政府側の答弁を聞いておりました、また同時に、委員長が最大の努力を払つてこれは直接担当者の出席を実現するようにするというふうになつて、非常に残念ではありますけれども、衆議院で行なつたあの深刻な事態、社会労働委員会の採決についての違法性が問われている、あるいはまた、衆議院本会議における憲法違反という疑いが持たれているというふうな事態についての質問を留保せざるを得ないという状態でありまして、この点をまずはっきり申し上げておきたいと思ひます。

私は、きょうのやりとりを伺つておりました、つくづく感じたことが一つあるわけです。それは、この国会中に政府、自民党が各委員会で強行採決などをやつた回数、これがいままでの各国会中になつたほどの異常な回数です。しかもその上に、衆議院本会議で憲法違反の疑いを持たれる——私は明らかに憲法違反だと思ひますけれども、こういうような全く不当だじやなくて、違法な採決を、カッコつき採決をやるといふような事態を引き起こしているわけでありまして、こういう政府、自民党が議會制民主主義を根本から踏みこむような態度をとつてきているそのあらわれが、きょうの審議において十分に問題の焦点を明らかにすることができないという事態となつてあらわれてきているというところを考えると、私は、したがつて、わずか三日間に会期を制限されておるわけでありまして、しかし、この三日間の会期中で十分に問題点を質疑応答の中で明らかにすることはできない、審査することができないというふうな事態がもしかりに起こつたとすれば、その責任はすべて政府、自民党が負うべきであるということをはっきり申し上げておきたいと思ひます。

さて、衆議院の問題は留保しておきますが、参議院の問題について、まず最初に伺いたいと思ひます。

この参議院社会労働委員会の委員長が、先日の

本会議で中間報告を求められたという事態について、これは国会法五十六条の第三項、読むまでもないことだと思いますが、念のためちょっと読んでおきますが、第五十六条の三「各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。」ということ、これが第一項に書かれているわけですが、この「審査中の案件」ということについて非常に重大な疑義が出ておりまして、きのうのこの質疑を伺っておりまして、参議院の法制局長が、この「委員会の審査中の案件」というのは、これは委員会に法案が付託されたときから審査が始まるということであって、すでに法案が付託されているのだから、したがって、提案理由の説明がなくてもこれは審査中とみなすべきだという趣旨の御答弁があったと思います。

そこで伺いたいのですけれども、一体、この委員会に法案が付託されたときから審査中であるというふうな解釈をする、その解釈の根拠をおっしゃっていただきたいと思ひます。

○法制局長(今枝常男君) その根拠は、昨日も申し上げましたとおりでございますが、この規定の趣旨が本来どういう意図をもつて、どういう趣旨をもつてできた規定であるかということから、この「審査中」ということばの意味を合理的に意味づけていくということが、これはあえて五十六条だけの問題ではなくして、一般に法律を解釈いたします場合のあり方として認められているところでございます。そこで、そういう意味からいたしまして、五十六条の三の意味を考えました場合に、この規定は委員会に付託されました場合にありまう案件が、いま、いかような状態で取り扱われているかということを随時本会議において知りたいた。まずそういうことが第一段階の趣旨としてこれはできていものと理解すべきじゃないかと、このように考えますので、これは要するに委員会審査の段階にある案件、このように理解していいのではないかとということから、つまりは付託後のあらゆる段階が入っているというふうな理

解したわけでございます。

○委員以外の議員(渡辺武君) 法の解釈が正しいかどうかということとは、これはやはり法律、もしくは規則に基づいて判断しなきゃならないのですね。この前ほかの委員も言われましたけれども、参議院規則の第三十九条「委員会は、議案が付託されたときは、先ず議案の趣旨について説明を聴いた後、審査に入る。」というふうにはつきりうたわれておいて、ここでは付託という問題と審査という問題がはつきり分けられているわけですね。また、同じ参議院規則の第三十三条「委員会は、付託を受けた案件の審査又は調査のためこれを開くことができる。」、ここでもまた付託という事態と、そして審査という事態とはつきり条文の上で区別されて書かれているというふうな考えます。あなたの解釈は適法であるという、その法的根拠はどこにありますか。

○法制局長(今枝常男君) いま御指摘の参議院規則の規定にあります「審査」ということばと、国会法五十六条の三の「審査」ということばとの確に一致していない結果になるのではないかとこの点につきましても、そのようにもとれることになることは存じます。ただ、先ほど来申しましたように、法律の解釈は、必ずしも文字だけで解釈するものではない。規定の趣旨から推して、その中に含まれている文字がどのように理解することが合理的かというところできまらるべきものだという意味において、先般来の解釈でもって妥当とするのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○委員以外の議員(渡辺武君) それは重大な答弁だと思ひます。法案に書かれている文字で、これを正確に読まずしてどうして正確な解釈ができますか。参議院規則に付託という問題と審査という問題がはつきり区別されて書かれているんです。これが審査と付託の問題についての唯一の条文じゃないですか。そうでしょう。そういう点がはつきりとうたわれているにもかかわらず、あなた方が、解釈でもってかかってにその内容をねじ曲

げるといふことは、これは法令の解釈としては正しい解釈と言えないんじゃないですか。審査と付託について、その点はどうですか。審査と付託した場合には、ただいまお話のような御見解もあり得るかと存じます。

○委員以外の議員(渡辺武君) そうしますと、参議院規則の第三十九条、いま読みました点ですね。「委員会は、議案が付託されたときは、先ず議案の趣旨について説明を聴いた後、審査に入る。」、こういうことになつていきますね。これはどういふことですか。

○法制局長(今枝常男君) 三十九条は、委員会におきます審査の順序を規定したとおと存じます。○委員以外の議員(渡辺武君) つまり、審査の順序というのは、法案が付託され、それから議案の趣旨についての説明があり、その後審査に入る、このういふことでしょうか。

○法制局長(今枝常男君) ただいまも申しましたように、ここだけの文字はそのようにも読めるかと存じますので、そのような御見解もあり得るかと思ひます。申し上げたとおりでございませう。

○委員以外の議員(渡辺武君) そうしますと、条文にはつきり書かれていることを離れて、かつてな解釈をやつていいということですか。

○法制局長(今枝常男君) 先ほど来申しましたように、かつてな解釈という意味ではございませんで、おのおのその規定が、もともとどういふ趣旨をもつてできたものと理解すべきかというところから出ておるわけでございます。規定の趣旨を合理的に解釈いたしました場合には、先ほど来申しましたような解釈が合理性を持つておるのではないかとこのように、私といたしましては、理解いたしておるわけでございます。

○委員以外の議員(渡辺武君) 法案が委員会に付託されたことが審査だと、こういうふうなことを規定した条文がどこかにありますか。

○法制局長(今枝常男君) 付託されたことが審査になるといふ、そういう文言をもつて規定した規定はないかと存じます。ただ、関連のこととして申し上げますと、これも昨日申し上げましたことでございますが、国会法の六十八条の規定に「会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案」は、後会に継続する。」と、こういう規定がございまして、このときの「審査」というのは、やはり付託された以後の段階というふうな理解して、実際上すでに処理されてきております。と申しますのは、この場合に、提案理由の説明もなく、つまり何もない場合もこの閉会中審査の付託があつておれば後会に継続するというふうな理解がされ、それでもって処理が行なわれてきております。この点については、いままで疑義がはさまれたことがございませう。そのような意味から申しまして、むしろ先ほどの五十六条の三の「審査」と、この場合には同じように理解されているわけじゃないかとこのように考えております。

○委員以外の議員(渡辺武君) そうすると、確認しておきたいのですけれども、委員会に法案が付託されたことですね、これが審査の始まりだということ規定した条文はないということですね。

○法制局長(今枝常男君) いま仰せのとおりのことばをもつて規定した規定はございませう。

○委員以外の議員(渡辺武君) そうすると、参議院法制局は、これは法令にきまつていないことであつてな解釈をやつていふことになりまう。法令に基づいて解釈をしていふことではないかと、法令にはきまつていないけれども、しかし趣旨なるものを持ち出して、そうして解釈しておるということですか。

○法制局長(今枝常男君) 趣旨というもののつとて解釈いたしておりますことは、仰せのとおりでございます。ただ、その意味は、そういう法律の解釈のあり方というものは一般に認められているところでありまして、その意味において私ど

もはかつての解釈とは存じておりません。しかし、かつての解釈だという御見解もあり得るかと存じます。

○委員以外の議員(渡辺武君) かつてな解釈ですよ。いま、あなたのおっしゃった国会法第六十八

条ですね。これはどういうことを書いてあります

か。私読んでみますがね。会期中に議決に至らな

かつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七

条第二項の規定により閉会中審査した議案及び懲

罰事件の件は、後会に継続する。」こういうこと

が書かれてあるにすぎない。委員会に法案が付託

されたそのときから審査が始まっているのだとい

うことは、この条文の解釈の中のことから出てき

ますか。

○法制局長(今枝常男君) この文言そのものから

出てくると申し上げた趣旨ではございませんで、

いままでそういう解釈で扱われて、これは疑義な

く済んでいるというのを申し上げたわけござ

います。その立場に立つ限りは、同じような解釈

になるのではないかとこのことを申し上げた次第

でございます。

○委員以外の議員(渡辺武君) あなたのその解釈

は、これは全く国会法違反の解釈ですよ。なぜか

といふと、四十七条第二項の規定によると、こ

ういうことになっておりますから、これを読んで

みましよう。国会法第四十七条第一項は「常任

委員会及び特別委員会、会期中に限り、付託さ

できる。」と、こういうことになっている。「審

査することができ。」というところは、これは、

審査してもいいし、審査しなくてもいいというこ

とになりますね、そうでしょう。そう解釈せざる

を得ないと思いますが、どうですか。

○法制局長(今枝常男君) 四十七条に規定すると

ころは、抑せのとおりであると存じます。

○委員以外の議員(渡辺武君) そうしますと、あ

なたの解釈によると、法案が付託されたときから

審査が始まっているのだという解釈になります

と、付託された案件ですね、ここに出てくる「常

任委員会及び特別委員会」に「各議院の議決で特

に付託された案件」、これはもう付託されたとき

からこの常任委員会では審査が始まっているとい

うことになりますね、あなたの解釈によるとす

よ。そういうことになりました。ところがね、

その解釈がおかしいというところは、「閉会中もな

お、これを審査することができ。」つまり審査

してもよければ審査しなくてもいいという解釈で

いいのだと、あなた、いま言ったでしょう。付託

された瞬間からこの審査が始まっているから、審

査してもいい、しなくてもいいという国会法

法の解釈がどこから出てきますか。

八条に「審査した」とありますので、その「審査

した」というのは、現実、審査が行なわれなかつ

た場合でもそのように理解されているということ

を申し上げたわけでございます。ただ、四十七条

二項の解釈につきましては、いま申しましたよう

に、最初申し上げましたことがあるいは少し軽率

な答えではなかったかと思ひます。これは権能を

規定した規定だと思ひ次第でございます。

○委員以外の議員(渡辺武君) 全く趣旨が一貫し

てないじゃないですか。先ほど、私の読んだ国会

法六十八条ですね。後会に継続することのできる

要件としては、「閉会中審査した議案」というこ

とですね。継続の条件ははっきり明確にうたわれ

ているのですよ。「閉会中審査した」ということ

は、審査したかどうか、これが後会に継続させ

ることができかどうかというのを規定する決

定的な条件です。これは、そうでしょう。その審

査については、あなた方はかつてな解釈をして、法

案が委員会に付託された、そのことも審査だとい

うことを言っているのだけれども、しかし四十七

条ではどういうことになっていきますか。「各議院

の議決で特に付託された案件については、閉会中

もなお、これを審査することができ。」あなた

は、いま、これは審査する能力だという議論を

立てられましたけれども、その議論がもしかりに

正しいとしても、国会法四十七条では、付託され

たということと、そうして審査するということ

とはつきり区別して言っているのです、そうで

しょう。六十八条の最も重要な条件は、これは閉

会中に審査した議案、これを後会に継続するとい

うことで、審査したかどうかということが最も重

要な条件ですよ。あなたのおっしゃっていること

は、全然つじつまが合わないじゃないですか。

○法制局長(今枝常男君) 従来の継続審査の取り

扱い、したがってその取り扱いの前提となってい

る六十八条の解釈そのものが誤っているという前

提に立ちますならば、仰せのとおりでございます

す。ただ、この点は実際の取り扱いはそのように

なつて、すでに継続扱いでされてきている事例は

少なくない、かように存じますので、それを前提

として申し上げているわけでございます。

○委員以外の議員(渡辺武君) そうしますと、い

まあなたの御答弁を伺っておりますと、実際、処理

がもうやられているから、だからということでは、

逆に、今度はそういう解釈で実際の処理がやられ

ているからその処理は正しいのだ、そういう議論

になつてしましますが、これはおかしいじゃない

ですか。法案の解釈が、法令の解釈が正しいかど

うかということとは、これは法令そのものから考

えていかなければならぬのですよ。実際の処理が違

法でやられていた場合は、その実際の処理を理由

にして法令の解釈を逆にやつたとしたらどうい

うことになりますか、違法な解釈が生まれてきま

す。そうでしょう。私は繰り返して言うのです。

一体、法案が委員会に付託されたとき、その付託

というものが審査だというふうになつて規定してい

る法令があるかというのですよ。ないでしょう。そ

うして付託と審査について書かれた国会法の規定で

は、すべて審査というのには付託されたあとで行な

うもの、付託というのには審査じゃないのだとい

うふうになつていくことが、これが法令の趣旨に全

く適合している解釈だということを物語っている

のじゃないですか。どうですか、その点。

○法制局長(今枝常男君) 私の申し上げ方が事実

に立つて、それで法解釈を是認したような表現に

なりましたことは、仰せのとおりでございます。

ただ、私の申し上げましたことが、そういう解釈

で正しいものと考えておりますし、それでそのよ

うな扱いがされたのだからということをお願いし

たのが趣旨でございます。それから、仰せのと

おり、審査の順序を規定いたしましたところの参議

院規則の規定と法律の規定との間に、「審査」とい

うことはそのものの意味が違っているかのよう

にとれる余地がある。それ自身、それだけをと

らえてはとれる場合もあると存じます。したが

いまして、そのような御見解も成り立つのではない

かということをお願いいたします。

○委員以外の議員(渡辺武君) そのような御見解が成り立つじやないですよ、それ以外に解釈のしようがないじやないですか。そうでしょう。国会法五十六条の三だつて、先ほど読みましたとおりですよ。それからおそろくそれとの関連で出てきていると思うのですけれども、参議院規則の三十九条、「委員会は、議案が付託されたときは、先ず議案の趣旨について説明を聴いた後、審査に入る。」、ここでも、最も合理的な解釈は、付託というところと審査ということが別だということですよ。法案が委員会に付託されて、そうしてその後議案の趣旨について説明を聞いた後に審査に入るということが、最もすなおな、この規則を読んだみれば、だれもが納得できる解釈だと思う。それから、先ほどあなたがたつた一つの論拠として持ち出した国会法第六十八条、「会期中に議決に至らなかった案件は、後会に継続しない。」、これは大原則ですよ。これは議会の民主主義的な運営についての原則だと思ふ。その次に出てくるただし書き、「第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案及び懲罰事犯の件は、後会に継続する。」、ここでは、閉会中に審査したかどうか、これが決定的な条件でしょう。審査しなければこれは後会に継続することができない、そういうことが、この国会法第六十八条を読めばこれまた条文の上から無理なく理解できるところです。それでは、第四十七条第二項、これはどういふことが書いてあるかといへば、「常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件については、閉会中もおお、これを審査することが出来る。」、ここでも、付託された案件と、それについての審査と、これは明確に区別してここで書かれている。どれ一つとってみても、法案が付託されたとき、そのことがもう審査の始まりだというように解釈することのできるような根拠は一つもない。一体、あなたの解釈はどこにそういう法律的な根拠があるんですか。

○法制局長(今枝常男君) 先ほど来お答え申し上げておきまして、法文の文字そのものにそのまま即して法を理解する理解のしかたの立場に立つのか、その法の趣旨というものを究明して、その趣旨に基づいて用語の意味を理解する立場に立つかという立場の相違かと存じます。したがら、いましめて、前々申しますように、お話しのような御見解もあり得るかと思ひますというのを申し上げておるのであります、どうもそれ以上にお答えのすべを知らないわけでございます。

それから、なお六十八条そのものを根拠として持ち出したわけではございませんで、ただ、こういう場合もあるということを一つの例として申し上げただけのことでございます。

○委員以外の議員(渡辺武君) それでは、法案が付託されたこと、そのことが審査だということを規定した法令ありますか。

○法制局長(今枝常男君) これも先ほどお答えいたしましたように、そういうことをもって規定した規定は、私の了解する限り、ないように存じております。

○委員以外の議員(渡辺武君) 全く無責任な答弁で、それで参議院の法制局長という肩書きで答弁してもらつてるとは私はちつとも思ひませんが、あなた方は、政府のやつたことを合理化するために法の解釈をかつてにやつて、そして、そう思ひますと、しかしその反対の御意見もあるうかと思ひますと、こんな答弁で責任のある答弁と言えますか。全く政府の手先になつた三百代言の答弁だとして考えられないじやないですか。しかも参議院規則の三十九条、何回も読みますけれども、「議案が付託されたときは、先ず議案の趣旨について説明を聴いた後、審査に入る。」というこゝになつてゐるだけども、この提案理由の説明さえもまだ行なわれてない、付託されただけだといふような状態で、これを審査だといふふうにこじつけて、そして委員長に中間報告を求める、これは全く政治的判斷以外の何物でもないじやないですか。違法な判斷ですよ、これは。どうです

○法制局長(今枝常男君) 初めにお断わりいたしておきますが、私どものほうは参議院の機関でございます、政府とは何のかかわり合ひのないものであることを最初に申し上げておきます。

それからその他の点につきましては、同じ御答弁を申し上げることになりますわけでございます、何度も繰り返すことになると思ひますが、要するに法の趣旨によつて法の文言を理解するか、文字を一寸も離れない、ただ文字だけで理解するかという、その問題になると存じます。したがら、いまして、そのどちらかを選ぶことが許されるかどうかということは、これは各議員さんの方々の御見解にまかせるほかはないかと存じます。

○委員以外の議員(渡辺武君) その法の趣旨趣旨というけれども、さつきあなたのおつしやつた、今回は委員会の審査の経過について関心を持つてゐるのだという趣旨ですね、そのことから直ちに法案が委員会に付託されたときから審査が始まるのだというふうな解釈が直ちに引き出せるというふうに、あなた考へてゐるとすれば、ずいぶんおかしい話だと思ふ。今回は委員会の審査の経過について関心を持つてゐるという、そのことはまあ当然のことだと思ふ。当然のことだと思ふけれども、しかし、関心を持つてゐるからといって、法令に違反したようなことをやつてゐるのか。絶対にそういうことはないと。やはり法令に規定されたとおりの手続、これでやらなければならぬという事です。少しも、あなた、論拠になつてないじやないですか、どうですか。

○法制局長(今枝常男君) 論拠になつてゐるといふふうにお認めいただくか、論拠になつてゐないといふふうにお考えいただくかという事は、これは私の力をもつていかんともなしたくないでございます。ただ、私は解釈として、先日来申し上げてゐることが正しいと思つております。これは私の考へでございます。これをどのようにお考へになるかという事は、これは皆さま方のお立場の問題でございます。これ以上は、私、御意見を拝聴するといふことは道はないのでは

ないかというふうに考へております。

○委員以外の議員(渡辺武君) 法制局長が答弁に窮したようですから、事務総長、この問題について、私のこの質疑聞かれておられたと思ひますけれども、どう考へておられますか。

○事務総長(宮坂完孝君) ただいまの質疑応答につきましましては、私たち運営事務を取り扱う者といひましては、重大なる問題であります、私といひましては、この国会法におきまして、過ぐる二十三年にこの制度が打ち出されまして、自來十二回のこの制度の実例があつたわけでございます、この点につきましては、本来下部の審査機関として認められました常任委員会中心の運行で新制度が発見したわけでございます。委員会中心主義と申しますか、いまは制度と言われておる、そういう主義がとられたわけでございます、委員会におきまして十分審査をして本會議に報告すると、こういう制度でございます。それです、それから、本會議におきましては、下部機関の委員会が、付託後、全部文字どおりオールマイティーで、いかなる機関からも制約されずに審議ができるという制度かと申しますれば、そうではないのでございまして、最終の議決権を持つてゐる本會議が、この委員会に対していかなる権限を持つてゐるか、こういう問題が残つておるのでございまして、それに基づきまして、本會議におきましては、付託されたその法案の審議状況というものを、一においてその進行状況等を聴取できる、こういうことにつきまして、この新制度がつくられたわけでございます。そういうことでございまして、最終議決権の本會議と下部の委員会の両機関の調整をはかる、こういうのがつくられた制度の趣旨であり、私は目的である、こう解釈しております。そういう点につきまして、法制局長が御説明申し上げた点につきまして、一たび付託のあつた以後はいかなる段階におきましても、上部の議決権を持つ、最後の議決権を持つてゐる本會議が、いつでも中間報告がとれるのだ、こういう制度で中間報告が生まれ、運用されてきた、こ

解釈しております。

○委員以外の議員(渡辺武君) 事務総長がそういう考えじゃ全く困るんですね。委員会はオールマイティーじゃない。それは確かにオールマイティーじゃないですよ。委員会の運営だって国会法及び参議院の規則に基づいてやられることは当然のルールですよ。それから逸脱することは許されない。同時に、本会議もこれまたオールマイティーじゃない。やはり憲法、国会法、それからまた参議院規則に基づいて運営されなければならぬ。本会議だからといって国会法や参議院規則に違反するようなことができるかといえば絶対にできないんですよ。それは、あなたの議論は、委員会のほうではこれはオールマイティーではない、国会の委員会の審議の経過について関心を持っている、だから、そういう議論であります。一体、国会法や参議院規則はどういうことになるのですか。まさにその規則を守らなければならぬのです。守っていないから私は言っているのです。国会法の解釈、参議院規則の解釈、かつてな解釈をやって、そうして政府与党に都合のいいような方向にだけ事を運んでいる。あなた方は国会の役員だということになっているわけだけれども、しかし、実際、いまのあなた方の答弁、これを聞いておきますと、政府与党の走狗以外の何ものでもない、実際のところ。一体、国会が国会法や参議院規則に違反したことをやることができるといふことをどこに書いてありますか。書いていないでしょう。

○事務総長(宮坂完孝君) ただいまの御発言で走狗ということばをお使いになられました。はなはだ心外だと思えます。私たちは、国会法のこの規定、この規定の解釈は法制局長がある述べたのでございますが、私は、法制局長の解釈が妥当なものである、法律解釈としてはこれがぎりぎりの線ではないかというふうに了承しておるものでございまして、これについてはその方針に従うものでございまして、運用の点については、議員諸公がいかなる運用をもできるのではない

か、運営を補佐いたします私たちの立場では、こう考えておるわけでございます。

○委員以外の議員(渡辺武君) その法制局長の答弁についても、解釈が全くでたらめだということを書いておるのです。まるっきり政府・与党に都合のいいような解釈だけをやっているということを書いておる。この問題についてこれ以上追及しても、どうもあなたの立場からしても、私の意見に賛成するというような回答が得られそうもないから、あなたが依拠しているという法制局長がこの答弁に窮して、そうして「窮していないぞ」と呼ぶ者あり」盛んに声援を送っておりますが、あぶなくなれば与党のほうで声援を送りたいたいのうというところは、これはよくわかるわけだけれども、実際、答弁に窮して、何の合理的な根拠をも言うことができないというふうな状態であることを確認して私は、時間ももうないので、次の質問に移りたいと思います。

厚生大臣に伺いたのですが、政府が二年前にこの健保特例法を制定しましたけれども、これによって保険料率は千分の六十五から七十に引き上げられた。それから初診時、入院時の患者負担が倍増される。それからまた薬代の一部患者負担というふうなことが行なわれて、本来、政府あるいはまた資本家の負担すべき社会保険費が、これが被保険者、つまり国民の負担に転嫁されてきているということになっているわけだけれども、この特例法をとらない場合、かりにとらなかつた場合ですね、とらなかつた場合と比べてこの措置をとることによって——特例法ですね、特例法を制定して、いま申し上げたような措置をとることによって、どれほどのいわゆる財政効果が生み出されたのか、その辺をまず最初に伺いたいと思えます。

○政府委員(加藤威二君) 特例法による財政効果でございますが、四十二年度は、これは年度途中から実施したわけでございますが、それによる財政効果は百八十二億でございます。それから四十三年度は三百六十四億でございます。

○委員以外の議員(渡辺武君) その場合の財政効果といわれるのは、つまり私が質問した趣旨と合致しておりますか。特例法が制定されないとかりに考えた場合と、それから特例法が制定されている患者負担その他が行なわれた場合ですね、その比較ですか。

○政府委員(加藤威二君) たとえば四十三年度三百六十四億と申し上げましたのは、これは要するに保険料率を千分の五上げます、その財政効果が二百七十五億あります。それから初診時、入院時の一部負担、これが三十九億でございます。それから外来投薬時の一部負担が五十億、したがってそういう特例措置をやりましたために、これだけの保険給付といえますか、保険財政がプラスになったと、こういうことです。

○委員以外の議員(渡辺武君) そうしますと、先ほどこれはあなたが答えになったのか、はっきり覚えてませんけれども、いま議案になっている修正案ですね。修正案によって分べん給付ですね、引き上げに伴う料率千分の一の引き上げをやめたので、これによって被保険者は三十三億円の利益を得ているんだと、それからまた薬代一部負担をやめたことによつて三十一億円の利益を受けているんだというふうな御答弁がありましたけれども、実際のところは、いま伺った数字によりまして、特例法を定めたために、本来、患者が負担しなくてもいい金が、これが百八十二億も患者が負担しなければならなくなつた。つまり逆に言えば、それだけ財政上の効果があらわれたと、こういうことになると思ふんです。

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕
四十三年度は三百六十四億、これはまた患者のふところから吸い上げられて、いわゆる財政効果といふものになつてあらわれたということになつていくかと思ふんです。合計しますと、五百四十六億円というばく大な金がこの二カ年間に被保険者のふところから吸い上げられた。これがいわゆる政府の立場からいへば財政効果だと、こういうことになつていふと思ふんです。そうしますと、今

度の修正案によつて、かりに三十三億円、あるいは薬代一部負担の廃止三十一億円、これが患者の利益だといふその言い分をかりに認めるとしても、差し引きでは国民にとつては大きな負担になつていふという結果が出るかと思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(加藤威二君) 確かに先ほど申し上げました四十二年度百八十二億の財政効果、それから四十三年度三百六十四億の財政効果ということでございますが、たとえば四十三年度で申し上げますと、三百六十四億のうち二百七十五億が保険料の引き上げ、千分の五でございますが、その千分の五のうち、半分の千分の二・五が事業主が負担、千分の二・五が被保険者負担、そういうことでございます。これはいろいろ御見解あらうと思ひますけれども、一応、健康保険も社会保険でございます。健康保険の立て直しのためには、もちろん国庫負担ということも考えなければいけませんけれども、やっぱりまずその保険を構成しておる被保険者たちあるいは事業主が負担の可能な範囲で保険料を引き上げ、そしてできるだけ財政のつじつまを合はせていく。それでも足りない場合には国庫負担する。それからまた患者も可能な限りにおいて一部負担をしていただく、そういう趣旨で特例法ができておるわけでございます。そういう意味で、負担増加が出たということとは、先生御指摘のとおりでございます。全部患者負担ということじゃございません。事業主負担もござい

ます。それから被保険者の保険料負担もござい

ます。そのほかに二百二十五億という国庫負担もやっております。国も負担する、それから事業主も、被保険者もそれから患者さんも若干負担しておるわけでございます。そういうことで財政の危機を乗り越えていくというのが特例法の趣旨でございます。

○委員以外の議員(渡辺武君) 財政負担、財政危機を乗り越える、乗り越えようと一生懸命強調して入つていきますよ。入つていきますけれども、主とし

い前提に立つて議論を進めるわけにいきませんよ。それでしよう。被保険者であらうと、患者であらうと、これは国民であることに変わりないんではないですか。それで、これは政府の負担がなるほど二百二十五億円だと、それはそうかも知れませんが、しかし、それじゃまああなたのおつちやつた答弁で計算してごらんないよ。保険料率の引き上げの半分が、これが被保険者の負担で百四十八億円、それに患者負担三十九億と五十億だから八十九億でしよう。そうしましたらね、二百三十七億ですよ。政府よりもよほど大きいじゃないですか、それでしよう。私の言いたいのは、本来、社会保障制度というのは、これは国と資本家が負担すべきものです。国民は一銭も負担すべきものじゃない。これこそが最も正しい社会保障制度の

金制度その他の経済制度もすべて違うわけでありますから、自由主義国の経済制度、そのもとにおける賃金制度、所得制度という中に立つて保険制度を考えます際には、まず国民の医療は自分たちの所得から医療費を支払うべきだ、しかしながらか、それには一定の限度もあるから、お互いに相互扶助の關係で保険をし合おう、しかし、保険料も支払うことのできない低所得層の人は、これは国が見ようという立て方になっておりますので、この保険制度だけをごらんになって、そして社会主義国の保険制度とこの医療に対する社会保障制度と違うからこれはいけないということとは、これは相当筋が違うのじゃないだろうか。やはり全体の制度を考えて、その制度の中において、あるべき保険制度はそういう形でできておるわけであ

立場から言えば、全く筋違いな社会保険制度を実施せざるを得ないということになっている。その原則論はちよつと除きまして、しかし、それにしましても、財政効果、財政効果ということで健保会計の赤字その他のをいろいろ云々するのですけれども、一体財政上の見地ではなくして、あなた方がこの二年前からの特例法の実施によつて日本の医療制度、医療保障ですね、このものが一体どういふ影響を受けたのか、それについてあなた方よく調べておりますか。

○国務大臣(斎藤昇君) 二カ年の特例法実施によつて医療制度がどういふ影響を受けるかということでございますが、この制度そのものによつて医療制度自身には大した影響は出ていないと考へます。今日の医療制度そのままでよろしいか、こ

ておりません。

○委員以外の議員（渡辺武君） 十割給付が変更になつたということを言っているわけじゃないの
で、十割給付というたてまえは、形式的には言わ
れているわけでしょう。しかし、実質上どうなつ
たかということをごこじや言っているのです。国
民の声をひとつ耳を傾けて聞いてもらいたいと思
うのです。実質給付率が四割五分になつたと、感
冒のような短期疾患の場合は、二種投薬の場合
は、長期疾患で二種投薬の場合は七割二分に下
がつてしまつている、事実こういうことになつて
いるのだということを、これは言っているのでは
す。この事実は率直に認めなければいけません
よ、どうですか。

○国務大臣(斎藤昇君) その数字はよく検討いたしませんとわかりませんが、この特例法によつて一部負担が非常に多くなつてそういうことになつたということでもあらうかと思いますが、先ほどのお尋ねは、医療制度に変更がきたというお尋ねでございましたから、私は医療制度にはそういう変更はなからうと、かようにお答えをいたしました。一部負担が増したわけでありまして、一部負担のための影響というものは、これはあるはずであります。

○委員以外の議員(渡辺武君) まことに冷然と言ひ放ちましたかね。この二年前の特例法の実施後、政府管掌保険では受診率が前の年の同じ月に比べて入院、外来ともに、家族のほうは受診率がふえているけれども、被保険者本人は減っているという現象のあるのを御存じですか。

○政府委員(加藤武二君) 確かに受診率につきましては、四十二年の十月から案の一部負担を実施いたしました、そのときに、本人の外来、案の一部負担は御承知のとおり外来の場合だけでございまして、外来の受診率は落ちております。しかし、その場合には家族も——これは原因はわかりませんが、一、二カ月でございしますが、受診率は落ちておる。これは新聞等いろいろな案の一部負担ができたというところが報道されまして、家族もそういう負担がかかるのかというようなことで、あるいはそういう影響があつたかもしれないが、そういう一時的な受診率の下降というのではありませんけれども、ショック的なものではないかと思つたけれども、その後、漸次また上昇いたしております。

それから、全体的に、四十二年度の本人の受診率というの比較的伸び率が低いわけでございしますが、これは、先ほどもちょっと私御説明申し上げましたように、三十七、八年ごろから政管の健保の本人の受診率というものがすごい伸び方をしておつたわけでございます。それが四十一年の後半、ことに四十二年の初めごろからその伸び率が落ちてきております。そういうことと特

例法の一部負担というものと若干からみ合つていふと思ひますけれども、そういう影響と両方からみ合つて四十二年度の受診率というものが比較的伸び方が鈍化しているというところは言えると思ひます。

○委員以外の議員(渡辺武君) うそを言つちやいけませんよ。入院時でも、被保険者本人の場合ですと、四十二年度は四十一年度比べて、毎月、前年同月に比べるとずっと落ちておりますよ。例外としてほんのちよつと前年同月よりも上昇というの四十二年の五月、それから四十三年の十月、これ例外ですわ。家族の場合は、これは入院時の場合は例外なく受診率はふえているわけですから、だからあなたの言つていふことはちよつと違ひますね。私、この数字をあれこれしようと思つておるけれども、問題は、こういう傾向が起つていふ原因はどこにあるか。案代の一部負担及び初診時及び入院時の患者負担ですが、これが非常に強く響いている。特に政管健保の場合には、中小企業に働いている労働者が多い。低賃金、労働強化で病気になるうちから非常に苦しめられていふ人たちが、それが病気になるまで医者にいかねば案代を負担させられる。それから入院時、初診時の負担も従来の二倍に引き上げられるというようなことで、病気になるまで安心して医者にいかねばならないという事象がこの特例法によつてつくられたというところは、いま、私が申し上げた数字がはつきり物語つていふ。そうでしょう。案代の初診時、入院時の患者負担も、これは被保険者本人にかかつてきていふ。家族については、そういう事象がないから受診率が上がつてきている。それで本人の受診率が下がつてきているというところは、これは二年前の特例法が、これが医療保障に、つまり国民の健康にどれほど深刻な影響を与えたかということの数字が端的に物語つていふと思う。この点どうですか。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起こして。

○国務大臣(斎藤昇君) 特例法によつて、一部負担が増したことによつて患者がそれだけ負担をさせられたということでありまして、これはそれだけ苦しくなつたということでは、これは認めざるを得ません。そこで、正当な受診をどれだけ抑制をしたかという点になりますと、先ほど政府委員からお答えしましたように、受診率が三十七、八年ごろからずっと上がつてまいつて、そうして特例法の出る前から大體下降線になつてきたという点から考へて、この一部負担はあるけれども、したがつて患者の負担が重くなつたけれども、そのために受診の抑制にはなつていないと政府委員が答弁をいたしております。しかし、一方で心理的に受診の抑制になつていふという御議論がある。そこで、私は先ほどもお答えをいたしましたが、ちよつと両方合わせた中間ごろはほんとうの見方ではなからうかと私は申し上げて、受診の抑制にも若干なつておつたんじゃないかと、私は政治的にさように判断をいたしておるわけでありまして。

○委員以外の議員(渡辺武君) 先ほどの政府委員の答弁で私でたためを言つちやいけないのだということを言ひましたが、それを具体的に言ひますと、先ほどの被保険者本人の入院時の受診率ですね。入院の場合の受診率が四十二年、四十三年と傾向的にずっと下がつていくことは申し上げたとおりでございけれども、入院外の場合でも、被保険者本人につきましても、たとえば四十二年度を申しますと、四十二年の三月ですが、これは前年同月に比べてふえております。それから四月は減つておりますが、その後九月までふえる傾向を見せて、その後は十月からずっと減る傾向をとつていふ。四十二年に入つてもそういう傾向を一貫して保持しているということ。家族の場合ですと、これは入院のときとほとんど同じように、外来の場合でも四十二年、四十三年度は、これは傾向的に受診率が高まつていふ傾向です。このギャップはどこから出てきているのか。家族

のほうは受診率は高まつていふ、本人のほうは受診率が低下する傾向をとつていふ。特に四十二年のこの特例法がきまつて案代あるいはまた受診時、入院時の費用が患者負担になつた、あるいはまた患者負担がふえたというような事象が起つてからこういう傾向が非常に顕著にあらわれてきている。どうしてもこれはやはり病気になるまで安心して医者にいかねばならない。中小企業の労働者の場合でいへば、医者へ行つて、たとえ百円であつても二百円であつても、その場で現金で取られなければならぬというやうな事象は、これは苦痛であることは明らかです。こういう深刻な事象が生み出されている。いま、厚生大臣は、これは多少はそういうこともあるだろうというやうな程度の御答弁をいたしましたけれども、たとえばここに診療所で調査した実例があります。それを申し上げてみます。京都の九条診療所という診療所が診療中断患者を調査した資料があります。この九条診療所というの、一カ月の實際外来患者は約千四百名ぐらゐの小さな診療所ですけれども、特例法実施後、中断患者がばかにふえてきたということは、どういふ事情で診療中断をするだろうかというところで診療中断の患者の中から九十四名の人を四カ月がかりでいろいろ調べた例です。家まで出かけていって訪問調査したわけですが、人手があればもっとたくさん調べられるのだが、残念ながら人手がないので、これだけしか調査することができなかつたというのを私は聞いておりますけれども、この数々の調査からいへば、この診療中断患者の中で被保険者本人が七十九名、九十四名のうちの七十九名、家族は十五名に過ぎません。つまり被保険者のほうが圧倒的に多い。どういふ病気になるか、高血圧、肺結核、糖尿病、慢性肺炎、消化器系、運動器系、その他の長期疾患が圧倒的に多いということです。中断の理由として患者の答へたのは、自覚症状がない、これが三十名。診療所に不満、これが十三名。忙しい、これが十名。金がつかない、これが六名。その他となっております。ところが自覚症

状がないとか、診療所に不満などというのは、患者の病状から見ても、その後ほかの医療機関へ行っていない事実から見ても、経済的理由をさういふふうに言いつくろっていることは明かだというふうに、調査した委員の人たちはさう言っております。これはまことに微々たる調査です。その点は明らかでなければならぬ、この微々たる調査が一つの典型を示しているというふうに見なきゃならぬと思う。それは、先ほど私が申し上げた、政府自身が二月の二十一日に社会保険審議会に提出した資料ですね。この特例法が実施されて以後です。本人の受診率が傾向的に低下するというような事実を、これを別の資料で裏書きしてというふうに見なきゃならぬと思う。とにかくこういうふうに、多少影響があったかなあという程度じゃない。病人が医者にかかれないうような事態に置かれるということは、これはたいへんなことです。そういう深刻な影響がある。この点を政府に率直に認めてもらわなきゃならぬと思う。どうですか。

○国務大臣(斎藤昇君)　そういうような御議論も衆議院で相当強くありましたので、今度の薬剤一部負担をやめたほうがよろうという修正案になったのではなからうかと拝察をしております。したがって、そういう意味では、全然ないということとは打ち消しております。そういう点もあるだろうと、私は若干考えております。

○委員長(吉田忠三郎君)　ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君)　速記を始めて。

○委員以外の議員(渡辺武君)　なお、質問したいことが山ほどあります。特に一番最初申しましたように、衆議院の事態について責任ある答弁をすることのできる人が出席していないというふうな事態で、質問を留保せざるを得なくなりましたので、同時にこの議題となっている法案についても、なお質問を留保して、きょうのところは私の質疑を打ち切りしたいと思います。

○委員長(吉田忠三郎君)　ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君)　速記を起こして。

他に発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会をいたします。

午後七時十四分散会

昭和四十四年八月八日印刷

昭和四十四年八月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局